

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

2019年10月15日

関西電力株式会社

2019年10月15日
関西電力株式会社

(高浜発電所 原子炉施設保安規定)

- (1) 規定内容の適正化
先行プラント審査の反映等により、規定内容を追加又は変更することで適正化を実施する。
- (2) 表現の変更、運用の明確化等
先行プラント審査の反映等により、表現・体裁の見直し、設備名称の見直し、運用の明確化を実施する。

以上

添付資料

- 1：高浜発電所原子炉施設保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

補足説明資料

- 1：高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高浜3，4号炉に関する案件の対応について

高浜発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第9 2条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第4 3条の3の2 4第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認めるときに該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第9 2条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、本項では、変更対象条項に「有」を記載し、対応する審査基準等を抽出する。

なお、審査基準等が要求する事項に対して、内容を変更するものについては「変更対象の項目」として黄色ハッチングを行っている。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等—保安規定条文の変更」のうち主要な項目について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

なお、上述②の観点をご説明するためには、記載の妥当性を示す必要があるが、本表内で説明しきれない部分については、「補足説明資料」を添付する。

補足説明資料

変更内容の詳細事項が「保安規定変更に係る基本方針」に基づく記載であることを説明する。

また、法令、上流規制等の要求があるものについては、それらと対比し、法令、上流規制等に従った内容であることを示す。

また、必要に応じて、同様の案件に対する先行の既認可事例がある場合、参考として本保安規定との対比により、差異の有無及び理由を示す。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

：変更対象の項目

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更有無
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関するものについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の3	関係法令および本規定の遵守	—
	○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	品質保証計画	有
実用炉規則第92条第1項第2号 【安全文化醸成のための体制】	○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関するものについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	安全文化の醸成	—
	○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。	第3条	品質保証計画	有
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の品質保証】	○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14 原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3））において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04 原院第3号（平成16年3月22日原子力安全・保安院制定（NISA-165a-04-3））を参考として記載していること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するものについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関するものについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」（平成20・08・28 原院第8号（平成20年8月29日原子力安全・保安院制定（NISA-167a-08-1））を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。	附則	[削除済み 但し、安全性向上評価の届出までは従前の例のとおり]	—
	○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関するものについては、実用炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。	附則	[削除済み 但し、安全性向上評価の届出までは従前の例のとおり]	—
	○ 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	— —
実用炉規則第92条第1項第4号【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	○ 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条 第5条	保安に関する組織 保安に関する職務	— —
	○ 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任	有
実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条 第5条 第6条 第8条 第10条	品質保証計画 保安に関する職務 原子力発電安全委員会 原子力発電安全運営委員会 原子炉主任技術者の職務等	有 — — — 有
	○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。	第9条	原子炉主任技術者の選任	有
	○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関するものが定められていること。	第3条 第8条 第9条 第9条の2 第10条の2	品質保証計画 原子力発電安全運営委員会 原子炉主任技術者の選任 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	有 — 有 — —
	○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。	第8条 第10条 第10条の2	原子力発電安全運営委員会 原子炉主任技術者の職務等 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	— 有 —

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条 第1項第8号 【保安教育】	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。	第131条 第132条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第131条 第132条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第131条 第132条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
	○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。	第132条	請負会社従業員への保安教育	—
	○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。	第131条 第132条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— —
実用炉規則第92条 第1項第9号 【発電用原子炉施設の運転】	○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第13条	運転員等の確保	有
	○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。	第15条	運転管理に関する社内標準の作成	—
	○ 運転員の引継ぎに実施すべき事項について定められていること。	第16条	引継	—
	○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。	第17条	原子炉起動前の確認事項	有
	○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。	第18条	火災発生時の体制の整備	—
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	有
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	—
		第18条の4	資機材等の整備	有
	○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第19条	水質管理	—
	○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第20条	停止余裕	—
		第21条	臨界ボロン濃度	—
		第22条	減速材温度係数	—
		第23条	制御棒動作機能	有
		第24条	制御棒の挿入限界	—
		第25条	制御棒位置指示	—
		第26条	炉物理検査 ーモード1	—
		第27条	炉物理検査 ーモード2	—
		第28条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	有
		第29条	原子炉熱出力	—
		第30条	熱流束熱水路係数（ $F_Q(Z)$ ）	—
		第31条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（ $F_{\Delta H}^N$ ）	有
		第32条	軸方向中性子束出力偏差	—
第33条		1/4 炉心出力偏差	—	
第34条		計測および制御設備	有	
第35条		DNB比	—	
第36条		1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	—	
第37条		1次冷却系 ーモード3	有	
第38条	1次冷却系 ーモード4	有		
第39条	1次冷却系 ーモード5（1次冷却系満水）	有		
第40条	1次冷却系 ーモード5（1次冷却系非満水）	有		
第41条	1次冷却系 ーモード6（キャピティ高水位）	有		
第42条	1次冷却系 ーモード6（キャピティ低水位）	有		
第43条	加圧器	—		
第44条	加圧器安全弁	有		
第45条	加圧器逃がし弁	有		
第46条	低温過加圧防護	—		
第47条	1次冷却材漏えい率	有		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文	変更 有無
		第48条 蒸気発生器細管漏えい監視	—
		第49条 余熱除去系への漏えい監視	—
		第50条 1次冷却材中のよう素131濃度	—
		第51条 蓄圧タンク	有
		第52条 非常用炉心冷却系 —モード1、2および3—	有
		第53条 非常用炉心冷却系 —モード4—	有
		第54条 燃料取替用水タンク	有
		第55条 ほう酸注入タンク	有
		第56条 原子炉格納容器	有
		第57条 原子炉格納容器真空逃がし系	—
		第58条 原子炉格納容器スプレイ系	有
		第59条 アニュラス空気浄化系	有
		第60条 アニュラス	—
		第61条 主蒸気安全弁	有
		第62条 主蒸気隔離弁	有
		第63条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	—
		第64条 主蒸気逃がし弁	有
		第65条 補助給水系	有
		第66条 復水タンク	有
		第67条 原子炉補機冷却水系	有
		第68条 原子炉補機冷却海水系	有
		第68条の2 津波防護施設	—
		第69条 制御用空気系	—
		第70条 中央制御室非常用循環系	有
		第71条 安全補機室空気浄化系	—
		第72条 燃料取扱建屋空気浄化系	—
		第73条 外部電源（1号炉および2号炉） —モード1、2、3および4—	—
		第73条の2 外部電源（1号炉および2号炉） —モード5、6および照射済燃料移動中—	—
		第73条の3 外部電源	有
		第74条 ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4—	有
		第75条 ディーゼル発電機 —モード1、2、3および4以外—	有
		第76条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	有
		第77条 非常用直流電源 —モード1、2、3および4—	有
		第78条 非常用直流電源 —モード5、6および照射済燃料移動中—	有
		第79条 所内非常用母線 —モード1、2、3および4—	—
		第80条 所内非常用母線 —モード5、6および照射済燃料移動中—	—
		第81条 1次冷却材中のほう素濃度 —モード6—	—
		第82条 原子炉キャビティ水位	—
		第83条 原子炉格納容器貫通部（1号炉および2号炉） —燃料移動中—	—
		第83条の2 原子炉格納容器貫通部（3号炉および4号炉）	有
		第84条 使用済燃料ピットの水位および水温	—
		第85条 重大事故等対処設備	有
		第86条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—
		第86条の2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
	○ LCO の確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際の LCO の取扱い等が定められていること。	第87条 運転上の制限の確認	—
	○ LCO を満足しない場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。	第88条 運転上の制限を満足しない場合	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無	
○ LCOに係る記録の作成について定められていること。	○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第90条	運転上の制限に関する記録	—	
		第91条	異常時の基本的な対応	—	
		第92条	異常時の措置	—	
		第93条	異常収束後の措置	—	
		添付1	異常時の運転操作基準	有	
		第18条の7	電源機能喪失時等の体制の整備	—	
○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定されることが定められていること。	○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。なお、AOT内で完了しないことが予想される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第89条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	有	
		第89条	予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	有	
実用炉規則第92条第1項第10号【発電用原子炉の運転期間】	○ 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第12条の2	原子炉の運転期間	—	
		○ 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第97条	燃料の取替等	有
		○ 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
		○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P第1306198号平成25年6月19日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
		○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
		○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
		○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
		○ 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	—
			第8条	原子力発電安全運営委員会	—
		実用炉規則第92条第1項第12号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	○ 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第105条	管理区域の設定・解除
添付4	管理区域図（第105条および第106条関連）			—	
○ 管理区域内の区区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第106条		管理区域内における区区分	—	
	添付4		管理区域図（第105条および第106条関連）	—	
○ 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第107条		管理区域内における特別措置	—	
○ 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第108条		管理区域への出入管理	—	
○ 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第108条		管理区域への出入管理	—	
○ 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第109条		管理区域出入者の遵守事項	—	
○ 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。	第116条		管理区域外等への搬出および運搬	—	
	第117条		発電所外への運搬	—	
○ 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第110条		保全区域	—	
	添付5		保全区域図（第110条関連）	—	
○ 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第111条		周辺監視区域	—	
○ 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第118条	請負会社の放射線防護	—		
	第119条	頻度の定義	—		

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条 第1項第13号 【排気監視設備及 び排水監視設備】	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性液体廃棄物の管理	—
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第102条	放射性気体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条 第1項第14号 【線量、線量当量、 汚染の除去等】	○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。	第112条	線量の評価	—
	○ 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第113条	床・壁等の除染	—
	○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第114条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。	第116条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第117条	発電所外への運搬	—
	○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第100条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第104条	頻度の定義	—
	○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第105条	管理区域の設定・解除	—
第106条		管理区域内における区域区分	—	
第109条		管理区域出入者の遵守事項	—	
第113条		床・壁等の除染	—	
第116条		管理区域外等への搬出および運搬	—	
添付3		重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	有	
実用炉規則第92条 第1項第15号 【放射線測定器の 管理】	○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第103条	放出管理用計測器の管理	—
	○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。	第115条	放射線計測器類の管理	有
実用炉規則第92条 第1項第16号【発電用 原子炉施設の 巡視及び点検】	○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。	第14条	巡視点検	有
実用炉規則第92条 第1項第17号【核 燃料物質の受払、 運搬、貯蔵等】	○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。	第94条	新燃料の運搬	有
		第95条	新燃料の貯蔵	有
		第98条	使用済燃料の貯蔵	有
		第99条	使用済燃料の運搬	—
○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第96条	燃料の検査	—	
○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第97条	燃料の取替等	有	
実用炉規則第92条 第1項第18号 【放射性廃棄物の 廃棄】	○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第100条	放射性固体廃棄物の管理	有
	○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第101条	放射性液体廃棄物の管理	—
	○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第102条	放射性気体廃棄物の管理	—
	○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。	—	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
		○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。	第100条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理
実用炉規則第92条 第1項第19号 【非常の場合に講 ずべき措置】	○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第121条	原子力防災組織	有
		第122条	原子力防災要員	—
		第123条	原子力防災資機材等の整備	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
○ 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。	○ 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第123条	原子力防災資機材等の整備	—
	○ 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。	第124条	通報経路	—
		第126条	通報	—
	○ 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第121条	原子力防災組織	有
		第127条	原子力防災体制等の発令	有
	○ 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。	第128条	応急措置	—
		第129条	緊急時における活動	—
	○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第122条の2	緊急作業従事者の選定	—
1. 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 2. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。		第129条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。	第130条	原子力防災体制等の解除	—	
○ 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第125条	原子力防災訓練	—	
実用炉規則第92条第1項第20号【火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防隊員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。 6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。 7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第18条	火災発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)	有
実用炉規則第92条第1項第21号【内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。 2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)	有
実用炉規則第92条第1項第21号の2【火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。 4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。 5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。 一 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 二 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	有
		添付2	火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連)	有
実用炉規則第92条第1項第22号【重大事故等発生時】	○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体	第13条	運転員等の確保	有
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.10.2 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
おける発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	<p>制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項を含むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。 3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。 4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。 <ol style="list-style-type: none"> 一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。 6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p>	添付3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)	有
	<p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2.に関するものを除く。）については記載を要しない。 <p>○ 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること</p>	—	〔経過措置期間中であり特重施設に係る保安規定変更認可申請にて対応予定〕	—

実用炉規則第92条第1項第23号【大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備】	○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。 1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的実施すること。なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。 4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。 5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。 7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。 ○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。	第13条 第18条の6 添付3	運転員等の確保 大規模損壊発生時の体制の整備 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連)	有 有 有
	○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対処する柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ○ 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。	—	〔経過措置期間中であり特重施設に係る保安規定変更認可申請にて対応予定〕	—
	○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。	第133条 第3条	記録 品質保証計画	有 有
○ 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）	第133条	記録	有	
○ 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第134条 第10条	報告 原子炉主任技術者の職務等	— 有	
○ 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第134条	報告	—	
○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第134条	報告	—	
○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。	第120条	保守管理計画	有	
○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。	第89条	予防保全を目的とした点検・補修を実施する場合	有	
○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。	第89条	予防保全を目的とした点検・補修を実施する場合	有	
○ 「実発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められたJEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。	第120条	保守管理計画	有	
○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第120条の2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針	—	

	○ 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。	第120条の2	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針	—
		添付6	長期保守管理方針 (第120条の2関連)	—
	○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限り。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	—
	○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	添付6	長期保守管理方針 (第120条の2関連)	—
	○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	—	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	—
	○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第120条の3	溶接事業者検査の実施	—
		第120条の4	定期事業者検査の実施	—
実用炉規則第92条第1項第26号 【技術情報の共有】	○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第120条	保守管理計画	有
実用炉規則第92条第1項第27号 【不適合発生時の情報の公開】	○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質保証計画	有
	○ 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。	第3条	品質保証計画	有
実用炉規則第92条第1項第28号 【その他必要な事項】	○ 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	—
	○ 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。	第1条	目的	—
	○ 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。	第2条	基本方針	—

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「 <u>黒字 (赤下線)</u> 」により、保安規定の変更内容を記載する。 ○「 <u>赤字 (赤下線)</u> 」により、保安規定の変更内容のうち、補正申請箇所を明示する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号</p> <p>【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】</p> <p>○ 関係法令及び保安規定の遵守のため体制（経営責任者の間を含む。）に関する事項については、保安規定に基づき要領書・作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めておくとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>（関係法令および本規定の遵守） 第 2 条の 3</p> <p>【変更なし】</p> <p>（品質保証計画） 第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>5. 経営者の責任 （中略）</p> <p>5. 5 責任、権限およびコミュニケーション （中略）</p> <p>5. 5. 2 管理責任者 （中略）</p> <p>（3）管理責任者（経営監査室長）は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p>	<p>図 3-1 品質マネジメントシステム体系図 （中略）</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 (中略)	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																																																																	
		<p>表3-2：本品質保証計画関連事項および本規定関連事項と原子力部門が必要と決定した社内規程との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連事項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内規程名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連事項</th> </tr> <tr> <th>1 次文書</th> <th>2 次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 1</td> <td>重要度分類</td> <td>原子力安全文化の</td> <td>原子力安全文化</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 原子力安全文化 推進第2号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 1</td> <td>安全文化</td> <td>原子力安全文化の</td> <td>原子力安全文化</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 原子力安全文化 推進第1号</td> <td>第2条の2、第2条の3、第3条</td> </tr> <tr> <td>5. 4</td> <td>品質目標</td> <td>品質目標</td> <td>品質目標</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 品質目標推進第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5. 3</td> <td>プロセス</td> <td>プロセス</td> <td>プロセス</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 プロセス推進第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5. 3</td> <td>責任者</td> <td>責任者</td> <td>責任者</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 責任者推進第3号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 5. 4</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td>内部コミュニケーション</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 内部コミュニケーション 推進第4号</td> <td>第6条、第8条</td> </tr> <tr> <td>5. 6</td> <td>資源の提供</td> <td>資源の提供</td> <td>資源の提供</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 資源の提供推進第1号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 1</td> <td>力能、教育・訓練および認識</td> <td>力能、教育・訓練</td> <td>力能、教育・訓練</td> <td>原子力本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 力能、教育・訓練推進第2号</td> <td>第131条、第132条</td> </tr> </tbody> </table>	本品質保証計画関連事項	項目	社内規程名		所管箇所	文書番号	本規定関連事項	1 次文書	2 次文書	4. 1	重要度分類	原子力安全文化の	原子力安全文化	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 原子力安全文化 推進第2号		4. 1	安全文化	原子力安全文化の	原子力安全文化	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 原子力安全文化 推進第1号	第2条の2、第2条の3、第3条	5. 4	品質目標	品質目標	品質目標	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 品質目標推進第3号		5. 5. 3	プロセス	プロセス	プロセス	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 プロセス推進第3号		5. 5. 3	責任者	責任者	責任者	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 責任者推進第3号		5. 5. 4	内部コミュニケーション	内部コミュニケーション	内部コミュニケーション	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 内部コミュニケーション 推進第4号	第6条、第8条	5. 6	資源の提供	資源の提供	資源の提供	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 資源の提供推進第1号		6. 1	力能、教育・訓練および認識	力能、教育・訓練	力能、教育・訓練	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 力能、教育・訓練推進第2号	第131条、第132条				
本品質保証計画関連事項	項目	社内規程名			所管箇所	文書番号				本規定関連事項																																																													
		1 次文書	2 次文書																																																																				
4. 1	重要度分類	原子力安全文化の	原子力安全文化	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 原子力安全文化 推進第2号																																																																		
4. 1	安全文化	原子力安全文化の	原子力安全文化	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 原子力安全文化 推進第1号	第2条の2、第2条の3、第3条																																																																	
5. 4	品質目標	品質目標	品質目標	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 品質目標推進第3号																																																																		
5. 5. 3	プロセス	プロセス	プロセス	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 プロセス推進第3号																																																																		
5. 5. 3	責任者	責任者	責任者	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 責任者推進第3号																																																																		
5. 5. 4	内部コミュニケーション	内部コミュニケーション	内部コミュニケーション	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 内部コミュニケーション 推進第4号	第6条、第8条																																																																	
5. 6	資源の提供	資源の提供	資源の提供	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 資源の提供推進第1号																																																																		
6. 1	力能、教育・訓練および認識	力能、教育・訓練	力能、教育・訓練	原子力本部 原子力発電部	平成18年度 力能、教育・訓練推進第2号	第131条、第132条																																																																	
		<p>表3-2 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質保証計画関連事項</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">社内規程名</th> <th rowspan="2">所管箇所</th> <th rowspan="2">文書番号</th> <th rowspan="2">本規定関連事項</th> </tr> <tr> <th>1 次文書</th> <th>2 次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6. 1</td> <td>運転管理</td> <td>運転管理</td> <td>運転管理</td> <td>原子力本部 基本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 運転管理推進第1号</td> <td>第9条の2、第10条の2、第12条の2から第13条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条</td> </tr> <tr> <td>6. 3</td> <td>燃料管理</td> <td>燃料管理</td> <td>燃料管理</td> <td>原子力本部 基本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 燃料管理推進第1号</td> <td>第94条から第99条、第134条</td> </tr> <tr> <td>7. 1</td> <td>放射線管理</td> <td>放射線管理</td> <td>放射線管理</td> <td>原子力本部 基本部 原子力発電部</td> <td>平成18年度 放射線管理推進第1号</td> <td>第100条から第104条、第134条</td> </tr> </tbody> </table>	本品質保証計画関連事項	項目	社内規程名		所管箇所	文書番号	本規定関連事項	1 次文書	2 次文書	6. 1	運転管理	運転管理	運転管理	原子力本部 基本部 原子力発電部	平成18年度 運転管理推進第1号	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第13条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条	6. 3	燃料管理	燃料管理	燃料管理	原子力本部 基本部 原子力発電部	平成18年度 燃料管理推進第1号	第94条から第99条、第134条	7. 1	放射線管理	放射線管理	放射線管理	原子力本部 基本部 原子力発電部	平成18年度 放射線管理推進第1号	第100条から第104条、第134条																																							
本品質保証計画関連事項	項目	社内規程名			所管箇所	文書番号				本規定関連事項																																																													
		1 次文書	2 次文書																																																																				
6. 1	運転管理	運転管理	運転管理	原子力本部 基本部 原子力発電部	平成18年度 運転管理推進第1号	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第13条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条																																																																	
6. 3	燃料管理	燃料管理	燃料管理	原子力本部 基本部 原子力発電部	平成18年度 燃料管理推進第1号	第94条から第99条、第134条																																																																	
7. 1	放射線管理	放射線管理	放射線管理	原子力本部 基本部 原子力発電部	平成18年度 放射線管理推進第1号	第100条から第104条、第134条																																																																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																											
		<table border="1"> <tr> <td>放射線管理</td> <td>放射線管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>保守管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常時の措置</td> <td>非常時の措置規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>安全管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条</td> <td></td> </tr> </table>	放射線管理	放射線管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	原子力事業本部 原子力発電部	第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条		保守管理	保守管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条	原子力事業本部 原子力発電部	第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条		非常時の措置	非常時の措置規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条	原子力事業本部 原子力発電部	第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条		その他	安全管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条	原子力事業本部 原子力発電部	第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条				
放射線管理	放射線管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	原子力事業本部 原子力発電部	第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条																												
保守管理	保守管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条	原子力事業本部 原子力発電部	第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条																												
非常時の措置	非常時の措置規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条	原子力事業本部 原子力発電部	第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条																												
その他	安全管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条	原子力事業本部 原子力発電部	第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条																												
		<table border="1"> <tr> <td>放射線管理</td> <td>放射線管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>保守管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常時の措置</td> <td>非常時の措置規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>安全管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条</td> <td></td> </tr> </table>	放射線管理	放射線管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	原子力事業本部 原子力発電部	第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条		保守管理	保守管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条	原子力事業本部 原子力発電部	第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条		非常時の措置	非常時の措置規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条	原子力事業本部 原子力発電部	第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条		その他	安全管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条	原子力事業本部 原子力発電部	第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条				
放射線管理	放射線管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	原子力事業本部 原子力発電部	第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条																												
保守管理	保守管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条	原子力事業本部 原子力発電部	第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条																												
非常時の措置	非常時の措置規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条	原子力事業本部 原子力発電部	第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条																												
その他	安全管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条	原子力事業本部 原子力発電部	第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条																												
		<table border="1"> <tr> <td>放射線管理</td> <td>放射線管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守管理</td> <td>保守管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常時の措置</td> <td>非常時の措置規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>安全管理規程</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条</td> <td>原子力事業本部 原子力発電部</td> <td>第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条</td> <td></td> </tr> </table>	放射線管理	放射線管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	原子力事業本部 原子力発電部	第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条		保守管理	保守管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条	原子力事業本部 原子力発電部	第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条		非常時の措置	非常時の措置規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条	原子力事業本部 原子力発電部	第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条		その他	安全管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条	原子力事業本部 原子力発電部	第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条				
放射線管理	放射線管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	原子力事業本部 原子力発電部	第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条																												
保守管理	保守管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条	原子力事業本部 原子力発電部	第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条																												
非常時の措置	非常時の措置規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条	原子力事業本部 原子力発電部	第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条																												
その他	安全管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条	原子力事業本部 原子力発電部	第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条																												

表3-2-2 (続き)

計画調査項目	項目	1 文	社内規定名		文書番号	本規定関連条項
			2 本文書	所管箇所		
7. 2. 2	外部との	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	外部コミュニケーション	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	
7. 2. 3	コミュニケーション	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	外部コミュニケーション	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条	
8. 2. 1	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	安全管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条	
7. 3	設計・開発	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	設計・開発規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条	
7. 4	設備	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	設備管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条	
7. 5	検査	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	検査管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条	
7. 6	監視機器	原子力発電所の安全に保つて品質向上を図る	監視機器管理規程	原子力事業本部 原子力発電部	平成18年第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容 (以下略)	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>○ 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守) 第2条の3 【変更なし】</p>			
	<p>実用炉規則第92条第1項第2号 【安全文化醸成のための体制】</p> <p>○ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じ定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>○ 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</p>	<p>(安全文化の醸成) 第2条の2 【変更なし】</p> <p>(品質保証計画) 第3条 【実用炉規則第92条第1項第1号にて整理】</p> <p>(安全文化の醸成) 第2条の2 【変更なし】</p>			
	<p>実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の品質保証】</p> <p>○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14 原院第1号（平成21年10月16日 原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3））において認められた JEAC4111-2009 又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</p> <p>○ 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・04 原院第3号（平成16年3月22日 原子力安全・保安院制定（NISA-165a-04-3）））を参考として記載していること。</p> <p>○ 作業手順書等の保安規定上の位置</p>	<p>(品質保証計画) 第3条 【実用炉規則第92条第1項第1号にて整理】</p> <p>(品質保証計画) 第3条 【実用炉規則第92条第1項第1号にて整理】</p> <p>(品質保証計画) 第3条 【実用炉規則第92条第1項第1号にて整理】</p> <p>(品質保証計画) 第3条 【実用炉規則第92条第1項第1号にて整理】</p> <p>(附則)</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。</p> <p>2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間</p> <p>二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間</p> <p>四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間</p> <p>3 法第四十三条の三の二十六第二項で準用す</p>	<p>付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領文書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じた保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること</p> <p>○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成20・08・28 原院第8号(平成20年8月29日原子力安全・保安院制定(NISA-167a-08-11))を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用炉規則第77条第一項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置(以下「保安活動」という。)の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。</p>	<p>第3条</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第1号にて整理】</p> <p>[削除済み 但し、安全性向上評価の届出までは従前の例のとお り]</p> <p>[削除済み 但し、安全性向上評価の届出までは従前の例のとお り]</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化 (代行者の職位について本店の保安に関する役職者を削除) (補足説明資料参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者の代行者より本店の保安に関する役職者を除く反映を行う。 	
<p>第95条(発電用原子炉主任技術者の選任等)</p> <p>法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、保安監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号</p> <p>発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>○ 発電用原子炉の運転に関し、保安監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保全計画課長のいずれかの職位</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化 (代行者の職位について本店の保安に関する役職者を削除) (補足説明資料参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者の代行者より本店の保安に関する役職者を除く反映を行う。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>法第四十条第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p> <p>六 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十一年法律第七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p> <p>七 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置づけに関すること。</p>	<p>監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置づけがなされていること。</p> <p>○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。</p>	<p>を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、職（室）長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいづれかの職位の職務は、担当する原子炉について兼任する職位の職務は、兼行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む）は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>（原子炉主任技術者の職務等） 第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>（中略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化（第95条、第97条及び第98条において、燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得ることとしたことに伴う変更） （補足説明資料参照） 安全管理通達 	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 各条文中にて追加された原子炉主任技術者の確認項目について反映する。

表10-1

条文	内容
第13条（運転員等の確保）	第5項および第7項に定める体制の構築
第18条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画（3号炉および4号炉）
第18条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画（3号炉および4号炉）
第24条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界
第32条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲
第36条（1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率）	1次冷却材温度・圧力の制限範囲
第72条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射終了後の所定期間
第93条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動
第95条（新燃料の貯蔵）	第2項に定める燃料移動の実施計画
第97条（燃料の取替等）	第1項に定める燃料装荷実施計画 第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書		
<p>【参考】（重大事故対処設備等について直接規定なし） 第3条（発電用原子炉の設置の許可の申請） 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第9号。 発電用原子炉施設の運転</p> <p>○ 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすこと。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。</p>	<p>第98条（使用済燃料の貯蔵） 第2項に定める燃料移動の実施計画</p> <p>第105条（管理区域の設定・解除） 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除 所員への保安教育実施計画</p> <p>第131条（所員への保安教育） 請負会社従業員への保安教育実施計画</p>	<p>第5項に定める燃料移動の実施計画</p> <p>第2項に定める燃料移動の実施計画</p> <p>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除</p> <p>第7項に定める管理区域の設定・解除</p> <p>所員への保安教育実施計画</p> <p>請負会社従業員への保安教育実施計画</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>
			<p>○ 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任</p> <p>第9条の2</p> <p>【変更なし】</p> <p>○ 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等</p> <p>第10条の2</p> <p>【変更なし】</p>	<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第1号】にて整理</p> <p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(原子力発電安全委員会) 第6条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(原子力発電安全運営委員会) 第8条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第1号】にて整理</p> <p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(原子力発電安全委員会) 第6条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(原子力発電安全運営委員会) 第8条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>該当規定文書</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化（設置許可基準規則第二十条第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ロ 設計基準事故（設置許可基準規則第二十条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>第4条（重大事故） 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 炉心の著しい損傷 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷</p> <p>第92条（保安規定）法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>九 発電用原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>める者の中から、1直あたり表13-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室（1，2号炉中央制御盤取替工事に伴いA中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室）あたり5人以上を編成した上で3交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表13-1に定める人数のうち、1名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>（中略）</p> <p>9. 所長は、第6項、第8項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施にあたっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。</p>		<p>（運転管理に関する社内標準の作成） 第15条</p> <p>【変更なし】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>○ 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。</p> <p>○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>(引 継) 第 1 6 条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第 1 7 条 各課 (室) 長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動施設 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始^{*1}までに、第 3 節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目^{*2*}に^{*3}ついて、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することという。</p> <p>※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>※3：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p> <p>(火災発生時の体制の整備) 第 1 8 条</p> <p>【変更なし】</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備) 第 1 8 条の 2</p> <p>【変更なし】</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備) 第 1 8 条の 2 の 2</p> <p>2. 各課 (室) 長 (当直課長を除く。) は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1) に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要</p>	<p>規定内容の適正化 (最終ヒートアップ開始までに関係課長が実施する確認項目について定期検査における最終の確認結果を反映) (補足説明資料参照)</p>	<p>運転管理通達</p>	<p>最終ヒートアップ開始までに関係課長が実施する確認項目について定期検査における最終の確認結果を反映。</p> <p>変更なし</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>な設備の機能を維持するための対策に関すること。 (3) (2)に掲げるものの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 (以下略)</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2および第18条の3関連）</p> <p>1 火災 (中略)</p> <p>1. 2 火災（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） (中略)</p> <p>1. 2. 5 手順書の整備（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） (中略)</p> <p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 (中略)</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御盤内における火災発生時の対応（中央制御盤の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）^{**4} (中略)</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長およびタービン係修課長は、消火用水供給系において、所内用水系と共用しない運用を行うことによって、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量（260 m³）に対して十分な容量（1,600 m³以上）を確保する運用により、消火を優先する。 (中略)</p> <p>p. 燃料保有量制限^{**4} 当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を150 kLに制限する。 (中略)</p> <p>3 火山影響等、降雪発生時 (中略)</p> <p>3. 4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 g. 通信連絡設備に関する対策 火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原字炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合においては、3号炉および4号炉タービン建屋内に配置した電源車^{**2}から給電する。</p> <p>(a) 電源車^{**2}の準備作業 各課(室)長は、電源車^{**2}を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉タービン建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>h. 電源車^{**1}および電源車^{**2}の燃料確保に関する対策 火山影響等発生時における電源車^{**1}および電源車^{**2}の燃料を電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)^{**3}および電源車(緊急時対策所用)^{**4}により確保する。</p> <p>(a) 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)^{**3}および電源車(緊急時対策所用)^{**4}の建屋近傍への移動 各課(室)長は、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)^{**3}および電源車(緊急時対策所用)^{**4}を燃料取扱建屋近傍ならびに3号炉および4号炉タービン建屋近傍へそれぞれ移動する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、火山影響等および降雪発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6 津波 (中略)</p> <p>6 竜巻 (中略)</p> <p>6. 4 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置 (a) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷が発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。 (b) 原子炉係修課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。 (c) 当直課長は、3号炉および4号炉格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>○ 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation、以下「LCO」といふ。）を満足していることの確認の内容（以下「サーペランス」と</p>	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(中略)</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置を行う。</p> <p>各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条の3</p> <p>【変更なし】</p> <p>(資機材等の整備)</p> <p>第18条の4 3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫について、各課（室）長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 安全・防災室長、所長室および電気保修課長は、設計基準運事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、放射線管理課長、発電室長、電気保修課長および計装係課長は、設計基準運事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める（3号炉および4号炉）。</p> <p>(水質管理)</p> <p>第19条</p> <p>【変更なし】</p> <p>第3節 運転上の制限</p> <p>【以下の条文については変更なし。 第20条～第22条、第24条～第27条、第29条、第30条、第32条、第33条、第35条、第36条、第43条、第46条、第48条～第50条、第57条、第60条、第63条、第68条の2、第69条、第71条～第73条の2、第79条</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 設備所管の見直しの反映</p> <p>・ 対象となる資機材の範囲の適正化の反映</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要														
	<p>保安規定審査基準 いう)、LC0を満足していない場合に要求される措置(以下「要求される措置」という。)及び要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time、以下「AOT」という。)が定められていること。なお、LC0等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>記載すべき内容 ～第83条、第84条、第86条及び第86条の2】 (制御棒動作機能) 第23条 (中略) 表23-1</p> <table border="1" data-bbox="359 922 486 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能^{※2}</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能^{※3}でないこと (2) 全ての制御棒が不整合^{※4}でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の制御棒動作機能のうち、<u>制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</u> ※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう(以下、本条において同じ)。 ※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にならない場合をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>表23-2</p> <table border="1" data-bbox="758 922 1061 1377"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒挿入不能である場合</td> <td>A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕^{※5}を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。</td> <td>1時間 1時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：所要の停止余裕とは、1号炉および2号炉については1.77%Δk/k以上、3号炉および4号炉については1.8%Δk/k以上であることをいう(以下、本条において同じ)。 (以下略)</p> <p>第28条 (化学体積制御系(ほう酸濃縮機能)) (中略) 表28-1</p> <table border="1" data-bbox="1316 922 1447 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学体積制御系^{※2}</td> <td>(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと	条件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕 ^{※5} を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間	項目	運転上の制限	化学体積制御系 ^{※2}	(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほ	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
項目	運転上の制限																		
制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと																		
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 制御棒挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕 ^{※5} を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するよう濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間																	
項目	運転上の制限																		
化学体積制御系 ^{※2}	(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1系統以上が動作可能であること (2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほ																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要				
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書				
		<p>う酸水量およびほう酸水温度が表28-2で定める制限値内に あること</p> <p>※2：3号炉および4号炉のほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸水補給弁および充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のB充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$)) 第31条 (中略)</p> <p>表31-1</p> <table border="1" data-bbox="596 936 663 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>$1.60(1+0.2(1-P^{*}))$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合</p>	項目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*}))$ 以下であること	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
項目	運転上の制限								
$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*}))$ 以下であること								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載および制御設備) 第3.4条	記載の考え方 ・表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p> <p>3.4-2 原子炉保護系計装</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合</p> <p>(b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合</p> <p>(f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合</p> <p>(k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>3.4-2 原子炉保護系計装</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合</p> <p>(b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合</p> <p>(f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合</p> <p>(k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・変更なし</p>
	<p>保安規定審査基準</p> <p>3.4-2 原子炉保護系計装</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合</p> <p>(b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合</p> <p>(f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合</p> <p>(k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>3.4-2 原子炉保護系計装</p> <p>【凡例】</p> <p>(a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合</p> <p>(b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(e) 原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合</p> <p>(f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿</p> <p>(i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上</p> <p>(j) 原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合</p> <p>(k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・変更なし</p>

機 種	保安規定審査基準	保安規定	保安規定審査基準	保安規定	保安規定審査基準	保安規定	保安規定審査基準	保安規定	保安規定審査基準	保安規定
1. 原子炉保護系計装	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合	1. 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ	2. 手動原子炉トリップ

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。

※3：3号炉および4号炉のモード1および2における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう（以下、本案において同じ）。

※5：3号炉および4号炉のモード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書												
	<p>(1) 次冷却系 —モード3— 第 37 条</p> <p>表 37-1 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="272 931 528 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系**2</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系 2 系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系 2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(1) 次冷却系 —モード4— 第 38 条</p> <p>表 38-1 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="807 931 935 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>余熱除去系**1または蒸気発生器による熱除去系**2のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 ※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認する。</p> <p>(1) 次冷却系 —モード5 (1次冷却系満水) — 第 39 条</p> <p>表 39-1 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1334 931 1437 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系**1系統が運転中であること**2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1 次冷却系**2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系 2 系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系 2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること	項目	運転上の制限	1 次冷却系	余熱除去系**1または蒸気発生器による熱除去系**2のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること	項目	運転上の制限	1 次冷却系	(1) 余熱除去系**1系統が運転中であること**2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または	<p>記載すべき内容</p> <p>(1) 次冷却系 —モード3— 第 37 条</p> <p>表 37-1 (中略)</p> <p>1 次冷却系**2</p> <p>※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(1) 次冷却系 —モード4— 第 38 条</p> <p>表 38-1 (中略)</p> <p>1 次冷却系</p> <p>※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 ※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認する。</p> <p>(1) 次冷却系 —モード5 (1次冷却系満水) — 第 39 条</p> <p>表 39-1 (中略)</p> <p>1 次冷却系</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし ・ 変更なし ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし ・ 変更なし ・ 変更なし
項目	運転上の制限																
1 次冷却系**2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系 2 系統以上が運転中であること (2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系 2 系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること																
項目	運転上の制限																
1 次冷却系	余熱除去系**1または蒸気発生器による熱除去系**2のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること																
項目	運転上の制限																
1 次冷却系	(1) 余熱除去系**1系統が運転中であること**2 (2) 他の余熱除去系が動作可能または																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容は、運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること※ ※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。 ※2：計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。（以下略）</p> <p>(1次冷却系—モード5（1次冷却系非満水）—) 第40条 (中略)</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="678 929 790 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。 ※3：1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気を抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。 ※4：ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはいないとはみなさない。 (a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。 (以下略)</p> <p>(1次冷却系—モード6（キャビティ高水位）—) 第41条 (中略)</p> <p>表41-1</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4	<p>記載の考え方</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 変更なし</p>
項目	運転上の制限								
1次冷却系	余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <table border="1" data-bbox="177 931 304 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※2} 1 系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1 次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3 号炉および 4 号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の余熱除去系が動作不能時は、第 85 条 (表 85-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：1 次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8 時間あたり 1 時間に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (以降注釈番号の繰り下げ) (以下略)</p> <p>(1 次冷却系 - モード 6 (キャビティ低水位) -) 第 42 条 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="727 931 879 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※2} 2 系統が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1 次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3 号炉および 4 号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の余熱除去系が動作不能時は、第 85 条 (表 85-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の 1 系統が運転中であることを条件に 1 系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (以下略)</p> <p>(加圧器安全弁) 第 44 条 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1302 931 1374 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁^{※1}</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3 号炉および 4 号炉の加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p>	項目	運転上の制限	1 次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 1 系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1 次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること	項目	運転上の制限	1 次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2 系統が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1 次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること	項目	運転上の制限	加圧器安全弁 ^{※1}	全てが動作可能であること	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし ・ 変更なし
項目	運転上の制限																
1 次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 1 系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1 次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること																
項目	運転上の制限																
1 次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2 系統が動作可能であり、そのうち 1 系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1 次冷却材温度が 65 ℃ 以下であること																
項目	運転上の制限																
加圧器安全弁 ^{※1}	全てが動作可能であること																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 (以下略)	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要			
	<p>(加圧器逃がし弁) 第 4 5 条 (中略)</p> <p>表 4 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="331 925 507 1379"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 925 354 1379">項目</th> <th data-bbox="338 465 354 925">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="354 925 402 1379">加圧器逃がし弁^{*1} および 加圧器逃がし弁元弁</td> <td data-bbox="402 925 507 1379">全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の加圧器逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は、第85条（表85-3）の運転上の制限も確認する。 （以降の注釈番号の繰り下げは省略） （以下略）</p> <p>(1) 次冷却材漏えい率 第 4 7 条 (中略)</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (中略)</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{*1}。 (中略)</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。 (中略)</p> <p>表 4 7 - 1 項目 運転上の制限</p>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 ^{*1} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 高浜1、2号炉及び美浜3号炉における上流文書の審査を踏まえ、凝縮液量の測定装置において検出に必要な蒸気が発生する期間を考慮し、その機能が要求される期間をモード1、2に見直したことによる変更 (補足説明資料参照) (以下、明記しない箇所については同じ考え方による)</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 凝縮液量の測定装置が要求される期間をモード1、2に見直し</p> <p>・ 変更なし</p>
項目	運転上の制限							
加圧器逃がし弁 ^{*1} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること							

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>原子炉格納容器内への漏えい率</p> <p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m³/h 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されているが1次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m³/h 以下であること</p> <p>(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置^{※2}が動作可能であること</p> <p>(2) モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作可能であること</p> <p>※2：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。</p>				

表47-2

条 件	要求される措置	完了時間
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4時間 4時間
B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外の漏えい率が 2.3 m ³ /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1次冷却系からの漏えいでな	4時間 4時間

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書		
		<p>C. <u>モード1および2において、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</u></p>	<p>いことを確認する。 C.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、代替手段^{※3}による監視を行う。</p>	<p>30日 速やかにその後の1日に1回</p>				
		<p>D. <u>モード3および4において、原子炉格納容器サンプ水位計が動作不能である場合</u></p>	<p>D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプ水位計を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段^{※3}による監視を行う。</p>	<p>30日 速やかにその後の1日に1回</p>				
		<p>E. <u>条件A、B、CまたはDの措置を完了した時間内にて達成できない場合</u>または条件CまたはDで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力バウンタリからの漏えいを示す有意な変化があった場合</p>	<p>E.1 当直課長は、モード3におよび E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>1 2時間 5 6時間</p>				
		<p>※3：代替手段による監視とは、1次冷却材のインベントリ取支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。</p> <p>(蓄圧タンク) 第51条 表51-1 (中略)</p>					<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>
		項目	運転上の制限					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																								
	<p>蓄圧タンク**2</p> <p>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内に あること</p> <p>(2) 出口弁が全開であること</p> <p>※2：3号炉および4号炉の蓄圧タンクは、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第 8 5 条（表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p> <p>（非常用炉心冷却系 モード 1、2 および 3 - 1） 第 5 2 条 （中略）</p> <table border="1" data-bbox="643 931 767 1379"> <caption>表 5 2 - 1</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系**2**3</td> <td>(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の高圧注入系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5 - 3 および 表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p> <p>（非常用炉心冷却系 モード 4 - 1） 第 5 3 条 （中略）</p> <table border="1" data-bbox="1161 931 1286 1379"> <caption>表 5 3 - 1</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系**1**2**3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること**4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること**4**5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の高圧注入系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5 - 3 および 表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。 ※2：3号炉および4号炉の充てん系は、<u>重大事故等</u></p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系**2**3	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4		(2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系**1**2**3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること**4		(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること**4**5	<p>蓄圧タンク**2</p> <p>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表 5 1 - 2 で定める制限値内に あること</p> <p>(2) 出口弁が全開であること</p> <p>※2：3号炉および4号炉の蓄圧タンクは、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第 8 5 条（表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p> <p>（非常用炉心冷却系 モード 1、2 および 3 - 1） 第 5 2 条 （中略）</p> <table border="1" data-bbox="643 931 767 1379"> <caption>表 5 2 - 1</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系**2**3</td> <td>(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の高圧注入系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5 - 3 および 表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p> <p>（非常用炉心冷却系 モード 4 - 1） 第 5 3 条 （中略）</p> <table border="1" data-bbox="1161 931 1286 1379"> <caption>表 5 3 - 1</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系**1**2**3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること**4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること**4**5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の高圧注入系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条（表 8 5 - 3 および 表 8 5 - 4）の運転上の制限も確認する。 ※2：3号炉および4号炉の充てん系は、<u>重大事故等</u></p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系**2**3	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4		(2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系**1**2**3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること**4		(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること**4**5	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限																												
非常用炉心冷却系**2**3	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4																												
	(2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4																												
項目	運転上の制限																												
非常用炉心冷却系**1**2**3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること**4																												
	(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること**4**5																												
項目	運転上の制限																												
非常用炉心冷却系**2**3	(1) 高圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4																												
	(2) 低圧注入系の 2 系統が動作可能であること**4																												
項目	運転上の制限																												
非常用炉心冷却系**1**2**3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること**4																												
	(2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること**4**5																												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書												
	<p>対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の充てん系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 ※3: 3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(燃料取替用水タンク) 第54条 (中略) 表54-1</p> <table border="1" data-bbox="539 929 639 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク^{※1}</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉および4号炉の燃料取替用水タンクは、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(ほう酸注入タンク) 第55条 (中略) 表55-1</p> <table border="1" data-bbox="911 929 1011 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク^{※1}</td> <td>ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉および4号炉のほう酸注入タンクは、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> (以下略)</p> <p>(原子炉格納容器) 第56条 表56-1</p> <table border="1" data-bbox="1206 929 1449 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器^{※1}</td> <td>(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること^{※2,※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク ^{※1}	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク ^{※1}	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること	項目	運転上の制限	原子炉格納容器 ^{※1}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること ^{※2,※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限																
燃料取替用水タンク ^{※1}	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること																
項目	運転上の制限																
ほう酸注入タンク ^{※1}	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること																
項目	運転上の制限																
原子炉格納容器 ^{※1}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能であること ^{※2,※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
		<p>※1：3号炉および4号炉の原子炉格納容器は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> (以降の注釈番号の繰り下げは省略) (以下略)</p> <p>(原子炉格納容器スプレイス) 第58条 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="391 922 542 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイス^{※1}</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉格納容器スプレイスは、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の原子炉格納容器スプレイス系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(ア)ニュウラス空気浄化系 第59条 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="837 922 933 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア)ニュウラス空気浄化系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉のAア)ニュウラス空気浄化系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉のAア)ニュウラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-11)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(主)蒸気安全弁 第61条 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="1204 922 1300 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁^{※2}</td> <td>蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の主蒸気安全弁は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> (以下略)</p> <p>(主)蒸気隔離弁 第62条</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイス ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること	項目	運転上の制限	ア)ニュウラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁 ^{※2}	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>
項目	運転上の制限																
原子炉格納容器スプレイス ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること																
項目	運転上の制限																
ア)ニュウラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること																
項目	運転上の制限																
主蒸気安全弁 ^{※2}	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																
		<p>(中略)</p> <p>表 6 2 - 1</p> <table border="1" data-bbox="225 925 309 1373"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>主蒸気隔離弁^{※1}</td> <td>閉止可能であること^{※2}</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 (以下略)</p> <p>(主蒸気逃がし弁) 第 6 4 条 (中略)</p> <p>表 6 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="496 925 600 1373"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>主蒸気逃がし弁[※]</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(補助給水系) 第 6 5 条 (中略)</p> <p>表 6 5 - 1</p> <table border="1" data-bbox="868 925 1139 1373"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>補助給水系^{※2}</td> <td>(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること^{※3} (2) モード4(蒸気発生器が熟除去のために使用されている場合)において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 (以下略)</p> <p>(復水タンク) 第 6 6 条 (中略)</p> <p>表 6 6 - 1</p> <table border="1" data-bbox="1331 925 1396 1373"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>1. 1号炉および2号炉</td> <td></td> </tr> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁 ^{※1}	閉止可能であること ^{※2}	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 [※]	手動での開弁ができること	項目	運転上の制限	補助給水系 ^{※2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{※3} (2) モード4(蒸気発生器が熟除去のために使用されている場合)において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	項目	運転上の制限	1. 1号炉および2号炉		<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>
項目	運転上の制限																				
主蒸気隔離弁 ^{※1}	閉止可能であること ^{※2}																				
項目	運転上の制限																				
主蒸気逃がし弁 [※]	手動での開弁ができること																				
項目	運転上の制限																				
補助給水系 ^{※2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{※3} (2) モード4(蒸気発生器が熟除去のために使用されている場合)において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																				
項目	運転上の制限																				
1. 1号炉および2号炉																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書								
		記載すべき内容												
		<table border="1"> <tr> <td>復水タンク水量(有効水量)</td> <td>480 m³ 以上であること</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>復水タンク水量(有効水量)^{※1}</td> <td>520 m³ 以上であること</td> </tr> </table>	復水タンク水量(有効水量)	480 m ³ 以上であること	2. 3号炉および4号炉		項目	運転上の制限	復水タンク水量(有効水量) ^{※1}	520 m ³ 以上であること	<p>※1：3号炉および4号炉の復水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の復水タンク水量(有効水量)を確認する場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p>			
復水タンク水量(有効水量)	480 m ³ 以上であること													
2. 3号炉および4号炉														
項目	運転上の制限													
復水タンク水量(有効水量) ^{※1}	520 m ³ 以上であること													
		<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限を確認する。 (以下略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>(原子炉補機冷却水系) 第67条 (中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 変更なし ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 				
項目	運転上の制限													
原子炉補機冷却水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること													
		<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限を確認する。 (以下略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>(原子炉補機冷却海水系) 第68条 (中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 				
項目	運転上の制限													
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること													
		<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>運転上の制限</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系^{※1}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限を確認する。 (以下略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること	<p>(中央制御室非常用循環系) 第70条 (中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 				
項目	運転上の制限													
原子炉補機冷却海水系 ^{※1}	2系統が動作可能であること													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>項目 中央制御室非常用循環系* 中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること</p> <p>※2：3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第85条（表85-17）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p> <p>（外部電源（3号炉および4号炉）） 第73条の3、3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源*1は、表73の3-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （1）当直職員は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるような切替を実施する。 また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。 （以下略）</p> <p>（ディーゼル発電機—モード1、2、3および4—） 第74条 （中略） 表74-1 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="1109 925 1257 1391"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機*1</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること*2 (2) 燃料油サービスタングの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること*3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条（表85-15）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機*1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること*2 (2) 燃料油サービスタングの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること*3	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化 （1相開放故障についての対応を保安規定に反映） （補足説明資料参照） 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
項目	運転上の制限								
ディーゼル発電機*1	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること*2 (2) 燃料油サービスタングの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること*3								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>（ディーゼル発電機 モード1、2、3および4以外）</p> <p>第75条 （中略）</p> <table border="1" data-bbox="295 925 475 1377"> <caption>表75-1</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{※1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{※2※3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタングの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条（表85-15）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p> <p>（ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気）</p> <p>第76条 （中略）</p> <table border="1" data-bbox="790 925 981 1377"> <caption>表76-1</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量^{※1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気ため圧力が表76-2^{※3}に定める制限値内にあること^{※2}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の燃料油貯油そうの油量は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の燃料油貯油そうの油量を確認する場合は、第85条（表85-15）の運転上の制限も確認する。 （以下略）</p> <p>（非常用直流通電源 モード1、2、3および4）</p> <p>第77条 （中略）</p> <table border="1" data-bbox="1276 925 1364 1377"> <caption>表77-1</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流通電源</td> <td>2系統（蓄電池^{※2}および充電器^{※3}）が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の蓄電池は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※2※3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタングの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること ^{※4}	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気ため圧力が表76-2 ^{※3} に定める制限値内にあること ^{※2}		項目	運転上の制限	非常用直流通電源	2系統（蓄電池 ^{※2} および充電器 ^{※3} ）が動作可能であること	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし
項目	運転上の制限																
ディーゼル発電機 ^{※1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{※2※3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタングの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること ^{※4}																
項目	運転上の制限																
所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気ため圧力が表76-2 ^{※3} に定める制限値内にあること ^{※2}																	
項目	運転上の制限																
非常用直流通電源	2系統（蓄電池 ^{※2} および充電器 ^{※3} ）が動作可能であること																
			<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 												
			<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書								
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容 は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(非常用直流電源 - モード5、6および照射済燃料移動中 -) 第78条 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="400 922 531 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td> <p>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池^{**2}および充電器^{**3})が動作可能であること</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。 (以下略)</p> <p>(原子炉格納容器貫通部(3号炉および4号炉)) 第83条の2 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="799 922 1046 1379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td> <p>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていないこと^{*1}</p> <p>(2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること^{**2}</p> <p>(3) その他の貫通部のうち、隔離弁^{**2}については閉止可能であること ^{**2}、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること^{**3}</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ・1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去システムによる冷却時、加圧器安全弁が健全であること とおよび加圧器水位が10%から30%の範囲内にある場合。 ・原子炉キャビティ水位がEL 31.4 m以上である場合。 (以下略)</p> <p>(重大事故等対処設備) 第85条 3号炉および4号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表85-1で定める事項</p>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	<p>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池^{**2}および充電器^{**3})が動作可能であること</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	<p>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていないこと^{*1}</p> <p>(2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること^{**2}</p> <p>(3) その他の貫通部のうち、隔離弁^{**2}については閉止可能であること ^{**2}、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること^{**3}</p>	<p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・変更なし</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>・変更なし</p>
項目	運転上の制限												
非常用直流電源	<p>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池^{**2}および充電器^{**3})が動作可能であること</p>												
項目	運転上の制限												
原子炉格納容器貫通部	<p>(1) 機器ハッチが全ボルトで閉じられていないこと^{*1}</p> <p>(2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること^{**2}</p> <p>(3) その他の貫通部のうち、隔離弁^{**2}については閉止可能であること ^{**2}、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること^{**3}</p>												
			<p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・運転管理通達</p>	<p>保安規定との記載の統一</p>								
			<p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・運転管理通達</p>	<p>保安規定との記載の統一</p>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																																																							
	<p>運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備</p> <p>(3) 炉心注水をするための設備</p> <p>(4) 1次冷却系の減圧をするための設備</p> <p>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (以下略)</p> <p>表8.5-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>8.5-2-1 原子炉出力抑制(自動) ※1</p> <table border="1" data-bbox="486 712 718 1377"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>設計仕様</th> <th>運転モード</th> <th>条 件</th> <th>機 構</th> <th>機 種</th> <th>機 構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. A/TWS系統</td> <td>4.02</td> <td>1. 系統 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>1. A/TWS系統が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合 3. 加圧器が作動している場合</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>2. 加圧器系統</td> <td>3.00</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>3. 加圧器系統</td> <td>3.00</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p> <p>※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※3：原子炉出力抑制(手動)機能に必要な設備(原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ)をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※5：ATWS緩和設備に使用するチャンネルに限る。</p>	機 種	設計仕様	運転モード	条 件	機 構	機 種	機 構	1. A/TWS系統	4.02	1. 系統 2. 加圧器が作動している場合	1. A/TWS系統が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合 3. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器	2. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器	3. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器	<p>を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備</p> <p>(3) 炉心注水をするための設備</p> <p>(4) 1次冷却系の減圧をするための設備</p> <p>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (以下略)</p> <p>表8.5-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>8.5-2-1 原子炉出力抑制(自動) ※1</p> <table border="1" data-bbox="486 712 718 1377"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>設計仕様</th> <th>運転モード</th> <th>条 件</th> <th>機 構</th> <th>機 種</th> <th>機 構</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. A/TWS系統</td> <td>4.02</td> <td>1. 系統 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>1. A/TWS系統が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合 3. 加圧器が作動している場合</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>2. 加圧器系統</td> <td>3.00</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> </tr> <tr> <td>3. 加圧器系統</td> <td>3.00</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> <td>加圧器</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p> <p>※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。</p> <p>※3：原子炉出力抑制(手動)機能に必要な設備(原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ)をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p> <p>※5：ATWS緩和設備に使用するチャンネルに限る。</p>	機 種	設計仕様	運転モード	条 件	機 構	機 種	機 構	1. A/TWS系統	4.02	1. 系統 2. 加圧器が作動している場合	1. A/TWS系統が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合 3. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器	2. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器	3. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>
機 種	設計仕様	運転モード	条 件	機 構	機 種	機 構																																																							
1. A/TWS系統	4.02	1. 系統 2. 加圧器が作動している場合	1. A/TWS系統が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合 3. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器																																																							
2. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器																																																							
3. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器																																																							
機 種	設計仕様	運転モード	条 件	機 構	機 種	機 構																																																							
1. A/TWS系統	4.02	1. 系統 2. 加圧器が作動している場合	1. A/TWS系統が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合 3. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器																																																							
2. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器																																																							
3. 加圧器系統	3.00	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	1. 加圧器が作動している場合 2. 加圧器が作動している場合	加圧器	加圧器	加圧器																																																							
	<p>8.5-3-1 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="1189 952 1332 1377"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※1 (2) 加圧器が作動している場合</td> </tr> <tr> <td>運転モード</td> <td>モード1、2、3および4(高圧注入ポンプ) モード5(高圧注入ポンプ)</td> </tr> <tr> <td>気発生器が稼働している場合</td> <td>加圧器が作動している場合</td> </tr> <tr> <td>燃料貯留タンク</td> <td>燃料貯留タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系および加圧器が作動している場合、または高圧注入系が動作可能であること。</p> <p>※2：動作可能とは、ポンプが年次点検(系統補修含む)できていること、または運転中であること。</p> <p>※3：「8.6-14-3 燃料貯留タンク」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※1 (2) 加圧器が作動している場合	運転モード	モード1、2、3および4(高圧注入ポンプ) モード5(高圧注入ポンプ)	気発生器が稼働している場合	加圧器が作動している場合	燃料貯留タンク	燃料貯留タンク	<p>8.5-3-1 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="1189 952 1332 1377"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※1 (2) 加圧器が作動している場合</td> </tr> <tr> <td>運転モード</td> <td>モード1、2、3および4(高圧注入ポンプ) モード5(高圧注入ポンプ)</td> </tr> <tr> <td>気発生器が稼働している場合</td> <td>加圧器が作動している場合</td> </tr> <tr> <td>燃料貯留タンク</td> <td>燃料貯留タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：高圧注入系および加圧器が作動している場合、または高圧注入系が動作可能であること。</p> <p>※2：動作可能とは、ポンプが年次点検(系統補修含む)できていること、または運転中であること。</p> <p>※3：「8.6-14-3 燃料貯留タンク」において運転上の制限を定める。</p>	項 目	運転上の制限	1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※1 (2) 加圧器が作動している場合	運転モード	モード1、2、3および4(高圧注入ポンプ) モード5(高圧注入ポンプ)	気発生器が稼働している場合	加圧器が作動している場合	燃料貯留タンク	燃料貯留タンク	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>																																				
項 目	運転上の制限																																																												
1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※1 (2) 加圧器が作動している場合																																																												
運転モード	モード1、2、3および4(高圧注入ポンプ) モード5(高圧注入ポンプ)																																																												
気発生器が稼働している場合	加圧器が作動している場合																																																												
燃料貯留タンク	燃料貯留タンク																																																												
項 目	運転上の制限																																																												
1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※1 (2) 加圧器が作動している場合																																																												
運転モード	モード1、2、3および4(高圧注入ポンプ) モード5(高圧注入ポンプ)																																																												
気発生器が稼働している場合	加圧器が作動している場合																																																												
燃料貯留タンク	燃料貯留タンク																																																												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>85-4-1 炉心注水 一非常用炉心冷却系一 (中略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・運転管理通達</p>	<p>・保安規定との記載の統一</p>

(2) 確認事項

項目	確認事項	備 考	担当
充てんポンプ	ポンプを起動し、異常な騒動、異音、異臭、定期検査時 測れないがないこと、およびテストラインに おける電圧が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
注水ポンプ	監視等により測定されていない非常用炉 心冷却系の流量中の非が正しい位置にあ ることを確認する。 モード1、およびモード3において、ポンプを 起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 また、確認する際に操作した弁について は、正しい位置に確認していることを確認 する。 モード4 (高気圧発生が解除のために使 用されている場合) において、ポンプが手 動起動可能であることを確認する ^{※3} 。	定期検査時 1ヶ月に1回	当班班長
		1ヶ月に1回	当班班長

85-4-1 炉心注水 一非常用炉心冷却系一
(中略)

(2) 確認事項

項目	確認事項	備 考	担当
充てんポンプ	ポンプを起動し、異常な騒動、異音、異臭、定期検査時 測れないがないこと、およびテストラインに おける電圧が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
注水ポンプ	監視等により測定されていない非常用炉 心冷却系の流量中の非が正しい位置にあ ることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを 起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 また、確認する際に操作した弁について は、正しい位置に確認していることを確認 する。 モード4、およびモード6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する ^{※3} 。	定期検査時 1ヶ月に1回	当班班長
		1ヶ月に1回	当班班長

(2) 確認事項 (続き)

項目	確認事項	備 考	担当
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒動、異音、異臭、定期検査時 測れないがないこと、およびテストラインに おける電圧が \square m 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
	監視等により測定されていない非常用炉 心冷却系の流量中の非が正しい位置にあ ることを確認する。 モード1、およびモード3において、ポンプを 起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 また、確認する際に操作した弁について は、正しい位置に確認していることを確認 する。 モード4、およびモード6において、ポンプが 手動起動可能であることを確認する ^{※3} 。	定期検査時 1ヶ月に1回	当班班長
		1ヶ月に1回	当班班長

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
(以下略)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>85-4-2 炉心注水 - 蓄圧注入系 -</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="236 949 427 1375"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td> (1) ほう湯温度が 2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう湯水量（有効水量）が 20.0 m³ 以上（1基あたり）であること。 (3) モード1, 2 および 3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] 以上）を越える状態において、圧力が 4.04 MPa [gage] 以上であること。 (4) モード3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] 以下）の場合、4、5 においては、解析条件が 1.0 MPa [gage] になっていることとの反映（補足説明資料参照） (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること^{※1}。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>85-4-3 代替炉心注水 - B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 -</p> <p>(以下略)</p> <p>(中略)</p>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク	(1) ほう湯温度が 2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう湯水量（有効水量）が 20.0 m ³ 以上（1基あたり）であること。 (3) モード1, 2 および 3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] 以上）を越える状態において、圧力が 4.04 MPa [gage] 以上であること。 (4) モード3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] 以下）の場合、4、5 においては、解析条件が 1.0 MPa [gage] になっていることとの反映（補足説明資料参照） (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること ^{※1} 。	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 規定内容の適正化（解析条件整理表（モード3（1次冷却材圧力が 6.89MPa [gage] 以下の場合）、4、5 においては、解析条件が 1.0MPa [gage] になっていることとの反映）（補足説明資料参照）</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p> <p>・ 蓄圧タンクの解析条件である、モード3（1次冷却材圧力が 6.89MPa [gage] 以下の場合）、4、5 における圧力 1.0MPa [gage] の反映</p>												
項目	運転上の制限																				
蓄圧タンク	(1) ほう湯温度が 2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう湯水量（有効水量）が 20.0 m ³ 以上（1基あたり）であること。 (3) モード1, 2 および 3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] 以上）を越える状態において、圧力が 4.04 MPa [gage] 以上であること。 (4) モード3（1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] 以下）の場合、4、5 においては、解析条件が 1.0 MPa [gage] になっていることとの反映（補足説明資料参照） (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること ^{※1} 。																				
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="528 949 671 1375"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを定期検査時確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5 および 6 において、1日に1回、ほう湯水量（有効水量）および圧力を確認する。</td> <td>1日に1回</td> <td>当班課長</td> </tr> <tr> <td>蓄圧タンク</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5 および 6 において、3ヶ月に1回、ほう湯温度を確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>当班課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>(中略)</p> <p>85-4-3 代替炉心注水 - B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 -</p> <p>(以下略)</p> <p>(中略)</p>	項目	確認事項	頻度	担当	蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを定期検査時確認する。	定期検査時	発電室長	蓄圧タンク	モード1, 2, 3, 4, 5 および 6 において、1日に1回、ほう湯水量（有効水量）および圧力を確認する。	1日に1回	当班課長	蓄圧タンク	モード1, 2, 3, 4, 5 および 6 において、3ヶ月に1回、ほう湯温度を確認する。	3ヶ月に1回	当班課長	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
項目	確認事項	頻度	担当																		
蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを定期検査時確認する。	定期検査時	発電室長																		
蓄圧タンク	モード1, 2, 3, 4, 5 および 6 において、1日に1回、ほう湯水量（有効水量）および圧力を確認する。	1日に1回	当班課長																		
蓄圧タンク	モード1, 2, 3, 4, 5 および 6 において、3ヶ月に1回、ほう湯温度を確認する。	3ヶ月に1回	当班課長																		
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>(3) 要求される状態</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1129 949 1374 1375"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード A</td> <td>モード A 1, 2, 3 および 4 による</td> <td>A.1 当班課長は、1台の全動機ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。モード A 2, 3 および 4 による</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>モード B</td> <td>モード B 1, 2, 3 および 4 による</td> <td>B.1 当班課長は、1台の全動機ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。モード B 2, 3 および 4 による</td> <td>7.2時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※0：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※1：モード A 1, 2, 3 および 4 による動作可能であることを確認する。</p> <p>※2：モード B 1, 2, 3 および 4 による動作可能であることを確認する。</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード A	モード A 1, 2, 3 および 4 による	A.1 当班課長は、1台の全動機ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。モード A 2, 3 および 4 による	4時間	モード B	モード B 1, 2, 3 および 4 による	B.1 当班課長は、1台の全動機ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。モード B 2, 3 および 4 による	7.2時間	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																		
モード A	モード A 1, 2, 3 および 4 による	A.1 当班課長は、1台の全動機ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。モード A 2, 3 および 4 による	4時間																		
モード B	モード B 1, 2, 3 および 4 による	B.1 当班課長は、1台の全動機ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。モード B 2, 3 および 4 による	7.2時間																		

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																								
	<p>8. 条件Aの措置を完了の直前に選 成でない場合 A. 1 当班班長は、モータ5にする。 A. 2 当班班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 A. 3 当班班長は、1次冷却系の水抜きを 行っている場合は、水抜きを中止す る。 A. 4 当班班長は、モータ5（1次冷却系 系温水）またはモータ6（キャビテ イ化水0）の場合、1次系統水 を回収する措置を開始する。 および A. 4 タービン保線班長は、当該系統と同 等の機能を有する重大事故等対応設備 ※1が動作可能であることを確認する ※1：措置を開始する。</p> <p>※7：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。 ※8：残りの冷却給排水ポンプ1台、ディーゼル発電機も、および原子炉冷却給排水系2系統を い、互換の設備により動作可能であることを確認する。 ※9：「動作可能であること」の解釈は、対象設備の互換の設備等により行う。また、「動作可 能であること」とは、当該設備に要求される準備時間を満たすため、当該系統と同 等の機能を持つ重大事故等対応設備を稼働し、接続口付近までのホースを接続する状況 が完了していることを含む。</p> <p>8.5-4-4 代替炉心注水 - A格納容器スプレ イポンプ (RHR - CSS連絡ライン使用) による 代替炉心注水 -</p>	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替炉心注水系</td> <td>A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可 能であること※1。</td> </tr> <tr> <td>運用モード</td> <td>設 備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5お よび6</td> <td>A格納容器スプレイポンプ (RHR S - CSS連絡ライン使用) 燃料冷却用水タンク ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※2：「8.5-1.4-3 燃料冷却用水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>備 考</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>運転等により指定されていない原子炉系統 容器スプレイ系の設備中の弁が正しい位置 にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な騒音、異常、異臭、 漏れがないこと、およびストライクに おける騒音が [] 以上、容量が [] 以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。 また、確認する際に操作した弁については、 正しい位置に復帰していることを確認す る。</td> <td>定期検査時 発電班長</td> <td>当班班長</td> </tr> <tr> <td>A格納容器ス プレイポンプ</td> <td>1ヶ月に1回 当班班長</td> <td></td> <td>当班班長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5および6において、ポンプが手動 起動可能であることを確認する。</td> <td></td> <td>1ヶ月に1回 当班班長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可 能であること※1。	運用モード	設 備	モード1、2、3、4、5お よび6	A格納容器スプレイポンプ (RHR S - CSS連絡ライン使用) 燃料冷却用水タンク ※2	項目	確認事項	備 考	担 当		運転等により指定されていない原子炉系統 容器スプレイ系の設備中の弁が正しい位置 にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な騒音、異常、異臭、 漏れがないこと、およびストライクに おける騒音が [] 以上、容量が [] 以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。 また、確認する際に操作した弁については、 正しい位置に復帰していることを確認す る。	定期検査時 発電班長	当班班長	A格納容器ス プレイポンプ	1ヶ月に1回 当班班長		当班班長		モード5および6において、ポンプが手動 起動可能であることを確認する。		1ヶ月に1回 当班班長	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>		社内規定文書	記載内容の概要
項目	運転上の制限																													
代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可 能であること※1。																													
運用モード	設 備																													
モード1、2、3、4、5お よび6	A格納容器スプレイポンプ (RHR S - CSS連絡ライン使用) 燃料冷却用水タンク ※2																													
項目	確認事項	備 考	担 当																											
	運転等により指定されていない原子炉系統 容器スプレイ系の設備中の弁が正しい位置 にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な騒音、異常、異臭、 漏れがないこと、およびストライクに おける騒音が [] 以上、容量が [] 以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。 また、確認する際に操作した弁については、 正しい位置に復帰していることを確認す る。	定期検査時 発電班長	当班班長																											
A格納容器ス プレイポンプ	1ヶ月に1回 当班班長		当班班長																											
	モード5および6において、ポンプが手動 起動可能であることを確認する。		1ヶ月に1回 当班班長																											

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要								
		<p>③ 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1、2、3および4</td> <td>A. A 格納炉冷却ポンプレイアウト(RHRS-CSS)運転ライン使用)による代替炉心注水系が動作不能である場合は、</td> <td>A.1 当班班長は、1台の冷却炉ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。* A.2 タービン班長は、当該班長と同等の権限を持つ重大事故対応班長が動作可能であることを確認する。* *が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン班長は、当該班長と同様の権限を持つ重大事故対応班長が動作可能であることを確認する。 *が動作可能であることを確認する。 および A.3 当班班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合は、</td> <td>表5 8-4 A.2 の初回確認完了後、4時間 7.2時間 3.0日 1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	1、2、3および4	A. A 格納炉冷却ポンプレイアウト(RHRS-CSS)運転ライン使用)による代替炉心注水系が動作不能である場合は、	A.1 当班班長は、1台の冷却炉ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。* A.2 タービン班長は、当該班長と同等の権限を持つ重大事故対応班長が動作可能であることを確認する。* *が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン班長は、当該班長と同様の権限を持つ重大事故対応班長が動作可能であることを確認する。 *が動作可能であることを確認する。 および A.3 当班班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合は、	表5 8-4 A.2 の初回確認完了後、4時間 7.2時間 3.0日 1.2時間 5.6時間	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化(参照先の適正化)(補足説明資料参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間										
1、2、3および4	A. A 格納炉冷却ポンプレイアウト(RHRS-CSS)運転ライン使用)による代替炉心注水系が動作不能である場合は、	A.1 当班班長は、1台の冷却炉ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。* A.2 タービン班長は、当該班長と同等の権限を持つ重大事故対応班長が動作可能であることを確認する。* *が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン班長は、当該班長と同様の権限を持つ重大事故対応班長が動作可能であることを確認する。 *が動作可能であることを確認する。 および A.3 当班班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合は、	表5 8-4 A.2 の初回確認完了後、4時間 7.2時間 3.0日 1.2時間 5.6時間										
	<p>8 5-4-5 代替炉心注水 - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 - (中略)</p>	<p>⑦ 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替炉心注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な騒音、異常な振動、異常な漏れがないこと、および班長が「B」以上の音響が「<input type="text"/>dB」以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。 発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回 1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>タービン班長 タービン班長 電気班長 電気班長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替炉心注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒音、異常な振動、異常な漏れがないこと、および班長が「B」以上の音響が「 <input type="text"/> dB」以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。 発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回 1年に1回 3ヶ月に1回	タービン班長 タービン班長 電気班長 電気班長	<ul style="list-style-type: none"> 表現の変更、運用の明確化等 運転管理通達 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定との記載の統一
項目	確認事項	頻度	担当										
可搬式代替炉心注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒音、異常な振動、異常な漏れがないこと、および班長が「B」以上の音響が「 <input type="text"/> dB」以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。 発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回 1年に1回 3ヶ月に1回	タービン班長 タービン班長 電気班長 電気班長										
	<p>8 5-4-6 代替再循環</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防ポンプ</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な騒音、異常な振動、異常な漏れがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、所要量が使用可能であることを確認する。 ※4: 動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し、運転状態の確認を行うことにより、既りの所量級の保管状態(外観点検)の確認を行うことで動作可能と判断する。 (中略)</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回</td> <td>タービン班長 タービン班長 タービン班長 タービン班長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5: 運転中のポンプについては、運転状態より確認する。 ※6: 既りの冷却炉ポンプ1台、若てん/高圧注水ポンプ2台、ディーゼル発電機2基および原子炉冷却系注水系統をい、至急の対応等により動作可能であることを確認する。 ※7: 自來水/高圧注水ポンプ(自給内用)による自來水供給および人形格納炉スプレイポンプ(RHRS-CSS)運転ライン使用)による代替炉心注水系をいう。 ※8: 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至急の点検等により行う。</p>	消防ポンプ	確認事項	頻度	担当	消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒音、異常な振動、異常な漏れがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、所要量が使用可能であることを確認する。 ※4: 動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し、運転状態の確認を行うことにより、既りの所量級の保管状態(外観点検)の確認を行うことで動作可能と判断する。 (中略)	1年に1回 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	タービン班長 タービン班長 タービン班長 タービン班長	<ul style="list-style-type: none"> 表現の変更、運用の明確化等 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
消防ポンプ	確認事項	頻度	担当										
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒音、異常な振動、異常な漏れがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、所要量が使用可能であることを確認する。 ※4: 動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し、運転状態の確認を行うことにより、既りの所量級の保管状態(外観点検)の確認を行うことで動作可能と判断する。 (中略)	1年に1回 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	タービン班長 タービン班長 タービン班長 タービン班長										

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	原炉施設保安規定	記事の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="183 952 566 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替制御装置</td> <td>(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSS連続ライン使用) による代替制御装置が動作可能であること。 (2) B格納容器ポンプ (海水冷却) およびC格熱交換器注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替制御装置またはB格熱交換器ポンプ (海水冷却) による低圧代替制御装置が動作可能であること。^{※1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運用モード</td> <td>A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSS連続ライン使用) 1台 A格納容器スプレイポンプ 1基 A格納容器スプレイポンプ格納容器再 1台 格納容器再循環ポンプ 2基^{※2} 格納容器再循環ポンプスクリーン 2基^{※3} C格熱交換器ポンプ (海水冷却) 1台 C格熱交換器注入ポンプ (海水冷却) 1台 代替ポンプ 1台 空冷式非常用発電装置 1台 燃料油貯蔵タンク 1台 タンクローリー 1台 ^{※4} ^{※5}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>モード1、2、3、4、5および6</p> <p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（運転員操作）できると、または運転中であることをいう。 ※2：A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSS連続ライン使用) を用いる再循環用1基およびB格熱交換器ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用1基。 ※3：185-7-2 代替ポンプによる高圧代替制御装置および低圧代替制御装置 (注) において運転上の制限を定める。 ※4：185-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電において運転上の制限を定める。 ※5：185-15-7 燃料油貯蔵タンクローリーによる燃料供給設備において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="758 952 1380 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の液面中の液が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査 1回 時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異常、漏れ、騒音が1分/時以上、容量が1分/時以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査 1回 1ヶ月に1回</td> <td>当直課長 原子炉 保守課長</td> </tr> <tr> <td>A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環ポンプ個人防護ポンプ</td> <td>格納容器再循環ポンプが異常等により動作していないことを確認する。</td> <td>定期検査 1回 時</td> <td>原子炉 保守課長</td> </tr> <tr> <td>B格熱交換器ポンプ</td> <td>施設等により固定されていない非常用中心冷却系の液面中の液が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異常、漏れ、騒音が1分/時以上、容量が1分/時以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。^{※6}</td> <td>定期検査 1回 時 1ヶ月に1回</td> <td>当直課長 定期検査 定期検査 定期検査 当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	代替制御装置	(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSS連続ライン使用) による代替制御装置が動作可能であること。 (2) B格納容器ポンプ (海水冷却) およびC格熱交換器注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替制御装置またはB格熱交換器ポンプ (海水冷却) による低圧代替制御装置が動作可能であること。 ^{※1}		運用モード	A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSS連続ライン使用) 1台 A格納容器スプレイポンプ 1基 A格納容器スプレイポンプ格納容器再 1台 格納容器再循環ポンプ 2基 ^{※2} 格納容器再循環ポンプスクリーン 2基 ^{※3} C格熱交換器ポンプ (海水冷却) 1台 C格熱交換器注入ポンプ (海水冷却) 1台 代替ポンプ 1台 空冷式非常用発電装置 1台 燃料油貯蔵タンク 1台 タンクローリー 1台 ^{※4} ^{※5}		項目	確認事項	頻度	担当		施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の液面中の液が正しい位置にあることを確認する。	定期検査 1回 時	当直課長	A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器	ポンプを起動し、異常な振動、異常、漏れ、騒音が1分/時以上、容量が1分/時以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査 1回 1ヶ月に1回	当直課長 原子炉 保守課長	A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環ポンプ個人防護ポンプ	格納容器再循環ポンプが異常等により動作していないことを確認する。	定期検査 1回 時	原子炉 保守課長	B格熱交換器ポンプ	施設等により固定されていない非常用中心冷却系の液面中の液が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異常、漏れ、騒音が1分/時以上、容量が1分/時以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ^{※6}	定期検査 1回 時 1ヶ月に1回	当直課長 定期検査 定期検査 定期検査 当直課長	<p>記事の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限	所要数																																	
代替制御装置	(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSS連続ライン使用) による代替制御装置が動作可能であること。 (2) B格納容器ポンプ (海水冷却) およびC格熱交換器注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替制御装置またはB格熱交換器ポンプ (海水冷却) による低圧代替制御装置が動作可能であること。 ^{※1}																																		
運用モード	A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSS連続ライン使用) 1台 A格納容器スプレイポンプ 1基 A格納容器スプレイポンプ格納容器再 1台 格納容器再循環ポンプ 2基 ^{※2} 格納容器再循環ポンプスクリーン 2基 ^{※3} C格熱交換器ポンプ (海水冷却) 1台 C格熱交換器注入ポンプ (海水冷却) 1台 代替ポンプ 1台 空冷式非常用発電装置 1台 燃料油貯蔵タンク 1台 タンクローリー 1台 ^{※4} ^{※5}																																		
項目	確認事項	頻度	担当																																
	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の液面中の液が正しい位置にあることを確認する。	定期検査 1回 時	当直課長																																
A格納容器スプレイポンプ、A格納容器スプレイ冷却器	ポンプを起動し、異常な振動、異常、漏れ、騒音が1分/時以上、容量が1分/時以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査 1回 1ヶ月に1回	当直課長 原子炉 保守課長																																
A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環ポンプ個人防護ポンプ	格納容器再循環ポンプが異常等により動作していないことを確認する。	定期検査 1回 時	原子炉 保守課長																																
B格熱交換器ポンプ	施設等により固定されていない非常用中心冷却系の液面中の液が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異常、漏れ、騒音が1分/時以上、容量が1分/時以上であることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ^{※6}	定期検査 1回 時 1ヶ月に1回	当直課長 定期検査 定期検査 定期検査 当直課長																																

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>③ 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード 1、2および3</td> <td>A. 変換ポンプ（加圧器）運転がし作動し、および可能な空気圧降下（加圧器がし作動）を使用した加圧器がし作動により1次冷却水の減圧系が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 付設係課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 および A.3 付設係課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 可変気圧（加圧器）がし作動し、および可能な空気圧降下（加圧器がし作動）を使用した加圧器がし作動により1次冷却水の減圧系が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する**。 および B.3 電気係課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C. 条件入またはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。</td> <td>10日間 4時間 30日間 12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：残りのディーゼル発電機1基および非常用電源をいい、互換の設備等により動作可能であることを確認する。</p>	適用	条件	要求される措置	完了時間	モード 1、2および3	A. 変換ポンプ（加圧器）運転がし作動し、および可能な空気圧降下（加圧器がし作動）を使用した加圧器がし作動により1次冷却水の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 付設係課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 および A.3 付設係課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間		B. 可変気圧（加圧器）がし作動し、および可能な空気圧降下（加圧器がし作動）を使用した加圧器がし作動により1次冷却水の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する**。 および B.3 電気係課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間		C. 条件入またはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	10日間 4時間 30日間 12時間 36時間	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし
適用	条件	要求される措置	完了時間																		
モード 1、2および3	A. 変換ポンプ（加圧器）運転がし作動し、および可能な空気圧降下（加圧器がし作動）を使用した加圧器がし作動により1次冷却水の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 付設係課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 および A.3 付設係課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間																		
	B. 可変気圧（加圧器）がし作動し、および可能な空気圧降下（加圧器がし作動）を使用した加圧器がし作動により1次冷却水の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する**。 および B.3 電気係課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間																		
	C. 条件入またはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	10日間 4時間 30日間 12時間 36時間																		
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>③ 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード 1、2、3および4</td> <td>A. 原子炉格納容器スプレイトの全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。 および A.2 タービン係課長は、当該系統と同様な機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する**措置を講ずる。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。</td> <td>速やかに 速やかに 12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	適用	条件	要求される措置	完了時間	モード 1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイトの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。 および A.2 タービン係課長は、当該系統と同様な機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する**措置を講ずる。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 12時間 56時間	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 								
適用	条件	要求される措置	完了時間																		
モード 1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイトの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。 および A.2 タービン係課長は、当該系統と同様な機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する**措置を講ずる。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 12時間 56時間																		
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>85-6-1 原子炉格納容器スプレイト (中略)</p> <p>② 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>格納容器スプレイト系により規定されていない原子炉格納容器スプレイト系の活動中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏れがないこと、およびテストラインにおける圧力が 10 MPa 以上、容量が 100% 以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電係</td> </tr> <tr> <td>格納容器スプレイトポンプ</td> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが1ヶ月に1回動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当		格納容器スプレイト系により規定されていない原子炉格納容器スプレイト系の活動中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長		ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏れがないこと、およびテストラインにおける圧力が 10 MPa 以上、容量が 100% 以上であることを確認する。	定期検査時	発電係	格納容器スプレイトポンプ	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが1ヶ月に1回動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし
項目	確認事項	頻度	担当																		
	格納容器スプレイト系により規定されていない原子炉格納容器スプレイト系の活動中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																		
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏れがないこと、およびテストラインにおける圧力が 10 MPa 以上、容量が 100% 以上であることを確認する。	定期検査時	発電係																		
格納容器スプレイトポンプ	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復帰していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが1ヶ月に1回動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																		
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>85-6-2 代替原子炉格納容器スプレイト 恒設</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 																

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方 等	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ (中略)</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="260 947 435 1373"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプを起動し、異常な騒音、異音、異臭、漏えいがないこと、および油圧が()以上、油温が()以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>恒設低圧注水ポンプ</td> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当班課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当班課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="475 947 770 1373"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合</td> <td>A.1 当班課長は、1台の余裕ポンプを起動し、動作可能であることを確認する** とともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保護課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する**。 および A.3 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当班課長は、モード3にする。 および B.2 当班課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>モード5 A 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合 および A.1 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 当班課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当班課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水) の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保護課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する**措置を開始する。</p> <p>(中略)</p> <p>※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の直近の記録等により行う。</p>	項目	確認事項	頻度	担当	ポンプを起動し、異常な騒音、異音、異臭、漏えいがないこと、および油圧が()以上、油温が()以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長		恒設低圧注水ポンプ	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当班課長			1ヶ月に1回	当班課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A	恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当班課長は、1台の余裕ポンプを起動し、動作可能であることを確認する** とともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保護課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する**。 および A.3 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間	B	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当班課長は、モード3にする。 および B.2 当班課長は、モード4にする。	12時間 56時間	<p>等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 運転管理通達</p>	<p>・ 保安規定との記載の統一</p>
項目	確認事項	頻度	担当																														
ポンプを起動し、異常な騒音、異音、異臭、漏えいがないこと、および油圧が()以上、油温が()以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長																															
恒設低圧注水ポンプ	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当班課長																														
		1ヶ月に1回	当班課長																														
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																														
A	恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当班課長は、1台の余裕ポンプを起動し、動作可能であることを確認する** とともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保護課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する**。 および A.3 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間																														
B	条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当班課長は、モード3にする。 および B.2 当班課長は、モード4にする。	12時間 56時間																														
	<p>8-5-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ (中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>等</p>	<p>・ 保安規定との記載の統一</p>	<p>・ 保安規定との記載の統一</p>																												

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																				
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替駆圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および駆圧が 10 以上、駆動力が 100% 以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保守課長 タービン 保守課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（四輪式）代替駆圧注水ポンプ用</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>電気 保守課長 電気 保守課長</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保守課長 タービン 保守課長</td> </tr> <tr> <td>仮設簡易式水櫃</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保守課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 5 - 7 - 1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却 (中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器内機器ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。 冷却等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時 定期検査時 切替の際 1ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保守課長 当直課長 当直課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サーージタンク</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを1次側弁により使用可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを1次側弁により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保守課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替駆圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および駆圧が 10 以上、駆動力が 100% 以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保守課長 タービン 保守課長	電源車（四輪式）代替駆圧注水ポンプ用	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	電気 保守課長 電気 保守課長	消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保守課長 タービン 保守課長	仮設簡易式水櫃	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保守課長	項目	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器内機器ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。 冷却等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 定期検査時 切替の際 1ヶ月に1回	原子炉 保守課長 当直課長 当直課長 当直課長	原子炉補機冷却水サーージタンク	外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを1次側弁により使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用	外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを1次側弁により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保守課長	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現の変更、運用の明確化等 ・変更なし ・変更なし 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
項目	確認事項	頻度	担当																																						
可搬式代替駆圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および駆圧が 10 以上、駆動力が 100% 以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保守課長 タービン 保守課長																																						
電源車（四輪式）代替駆圧注水ポンプ用	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	電気 保守課長 電気 保守課長																																						
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保守課長 タービン 保守課長																																						
仮設簡易式水櫃	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保守課長																																						
項目	確認事項	頻度	担当																																						
A、B格納容器内機器ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。 冷却等により固定されていない原子炉補機冷却水系の管路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 定期検査時 切替の際 1ヶ月に1回	原子炉 保守課長 当直課長 当直課長 当直課長																																						
原子炉補機冷却水サーージタンク	外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを1次側弁により使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																						
原子炉補機冷却水サーージタンク加圧用	外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5 および6において、ポンプを1次側弁により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保守課長																																						
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレッドポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を保持重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>条件Aの措置を完了期間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> <p>8 5 - 7 - 2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却</p>	モード	条件	要求される措置	完了時間	A	原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレッドポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を保持重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	B	条件Aの措置を完了期間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現の変更、運用の明確化等 ・変更なし ・変更なし 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更なし 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>																								
モード	条件	要求される措置	完了時間																																						
A	原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレッドポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を保持重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																						
B	条件Aの措置を完了期間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																						

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																																										
	<p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="183 952 438 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却回路および代用冷却回路</td> <td>大容量ポンプによる海水供給系*2系統が動作可能であること</td> <td>1台×2台</td> </tr> <tr> <td>運用モード</td> <td>大容量ポンプ</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B格納容器内循環ユニット</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料送給装置</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>可搬型遠征設計監視装置（格納容器内循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自余熱除去ポンプ（海水冷却）</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C戻てん/漏注注入ポンプ（海水冷却）</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空弁式蒸気発生装置</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水供給経路までをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：185-7-1、原子炉格納冷却回路系による原子炉格納容器内自然対流冷却回路において運転上の制限を定める。 ※4：185-16-1、計装設備において運転上の制限を定める。 ※5：185-4-5、代用再循環において運転上の制限を定める。 ※7：185-15-1、空弁式蒸気発生装置から5号炉電機室において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	所要数	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却回路および代用冷却回路	大容量ポンプによる海水供給系*2系統が動作可能であること	1台×2台	運用モード	大容量ポンプ	※3		A、B格納容器内循環ユニット	※4		燃料送給装置	※4		タンクローリー	※5	モード1、2、3、4、5および6	可搬型遠征設計監視装置（格納容器内循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※6		自余熱除去ポンプ（海水冷却）	※6		C戻てん/漏注注入ポンプ（海水冷却）	※6		空弁式蒸気発生装置	※7	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="614 952 766 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が「<u> </u>MPa」以上、容量が「<u> </u>m³/h」以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置 (中略)</p> <table border="1" data-bbox="798 952 1284 1377"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当班班長は、1基のディーゼル発電機を稼働し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係班班長は、代用措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係班班長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合</td> <td>B.1 当班班長は、1基のディーゼル発電機を稼働し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係班班長は、代用措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン係班班長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>7.2時間</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当班班長は、モード3にする。 および C.2 当班班長は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が「 <u> </u> MPa」以上、容量が「 <u> </u> m ³ /h」以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 係長		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	A	動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当班班長は、1基のディーゼル発電機を稼働し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係班班長は、代用措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係班班長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	B	動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当班班長は、1基のディーゼル発電機を稼働し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係班班長は、代用措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン係班班長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	7.2時間	C	条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当班班長は、モード3にする。 および C.2 当班班長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化（空弁式非常用発電装置の要求（関連付け）を適正化） (補足説明資料参照) 変更なし 変更なし 	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>
項目	運転上の制限	所要数																																																													
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却回路および代用冷却回路	大容量ポンプによる海水供給系*2系統が動作可能であること	1台×2台																																																													
運用モード	大容量ポンプ	※3																																																													
	A、B格納容器内循環ユニット	※4																																																													
	燃料送給装置	※4																																																													
	タンクローリー	※5																																																													
モード1、2、3、4、5および6	可搬型遠征設計監視装置（格納容器内循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	※6																																																													
	自余熱除去ポンプ（海水冷却）	※6																																																													
	C戻てん/漏注注入ポンプ（海水冷却）	※6																																																													
	空弁式蒸気発生装置	※7																																																													
項目	確認事項	頻度	担当																																																												
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が「 <u> </u> MPa」以上、容量が「 <u> </u> m ³ /h」以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 係長																																																												
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 係長																																																												
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																												
A	動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当班班長は、1基のディーゼル発電機を稼働し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係班班長は、代用措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係班班長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間																																																												
B	動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当班班長は、1基のディーゼル発電機を稼働し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン係班班長は、代用措置**を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン係班班長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	7.2時間																																																												
C	条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当班班長は、モード3にする。 および C.2 当班班長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																																																												

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原簿に記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																																														
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>A.3 当該装置は、モード1（1次冷却系 系水）またはモード2（2次冷却系 系水）のいずれか、1次系保水を開始す る措置を開始する。 および A.4 タービン駆動部長は、代替措置**を後 述した手順に従って実施する。</p> <p>※：換りのタービン駆動部長は、代替措置**を後 述した手順に従って実施する。 ※：代替品の検査等。</p> <p>85-8-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注 水） （中略）</p> <table border="1" data-bbox="464 958 917 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>確認時期</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補助給水系</td> <td>当該装置により規定されていない補助給水系の運転中の非が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当班課長</td> </tr> <tr> <td>電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異常な騒音、漏れがないこと、およびテストラインにおける圧力が ≥ 10 bar 以上、容量が ≥ 100 m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タービン駆動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異常な騒音、漏れがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が ≥ 10 bar 以上、容量が ≥ 100 m³/h 以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3および4（蒸気発生器が除く）1ヶ月に1回（除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に動作した非については、正しい位置に検出していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当班課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2および3において、タービン駆動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**。また、確認する際に動作した非については、正しい位置に検出していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当班課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：モード3において、タービン駆動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動時の動作可能をもって代えることができる。 ③ 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="962 958 1353 1377"> <thead> <tr> <th>モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1</td> <td>A. 動作可能な保水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合</td> <td>A.1 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>モード2</td> <td>A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合</td> <td>A.2 当班課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>モード3</td> <td>A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合</td> <td>A.3 当班課長は、モード4にする。</td> <td>36時間</td> </tr> <tr> <td>モード4</td> <td>A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合</td> <td>A.1 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.2 当班課長は、蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合</td> <td>A.2 当班課長は、蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	確認時期	担当	補助給水系	当該装置により規定されていない補助給水系の運転中の非が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当班課長	電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異常な騒音、漏れがないこと、およびテストラインにおける圧力が ≥ 10 bar 以上、容量が ≥ 100 m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長		タービン駆動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異常な騒音、漏れがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が ≥ 10 bar 以上、容量が ≥ 100 m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長		モード1、2、3および4（蒸気発生器が除く）1ヶ月に1回（除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に動作した非については、正しい位置に検出していることを確認する。	1ヶ月に1回	当班課長		モード1、2および3において、タービン駆動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**。また、確認する際に動作した非については、正しい位置に検出していることを確認する。	1ヶ月に1回	当班課長	モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1	A. 動作可能な保水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.1 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに	モード2	A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.2 当班課長は、モード3にする。	12時間	モード3	A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.3 当班課長は、モード4にする。	36時間	モード4	A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.1 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに		A.2 当班課長は、蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.2 当班課長は、蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	速やかに	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 運転管理通達</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
項目	確認事項	確認時期	担当																																																	
補助給水系	当該装置により規定されていない補助給水系の運転中の非が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当班課長																																																	
	電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異常な騒音、漏れがないこと、およびテストラインにおける圧力が ≥ 10 bar 以上、容量が ≥ 100 m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長																																																	
	タービン駆動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異常な騒音、漏れがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が ≥ 10 bar 以上、容量が ≥ 100 m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長																																																	
	モード1、2、3および4（蒸気発生器が除く）1ヶ月に1回（除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に動作した非については、正しい位置に検出していることを確認する。	1ヶ月に1回	当班課長																																																	
	モード1、2および3において、タービン駆動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する**。また、確認する際に動作した非については、正しい位置に検出していることを確認する。	1ヶ月に1回	当班課長																																																	
モード	条件	要求される措置	完了時間																																																	
モード1	A. 動作可能な保水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.1 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに																																																	
モード2	A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.2 当班課長は、モード3にする。	12時間																																																	
モード3	A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.3 当班課長は、モード4にする。	36時間																																																	
モード4	A. 動作可能な保水タンクを水源としたタービン駆動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.1 当班課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。	速やかに																																																	
	A.2 当班課長は、蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	A.2 当班課長は、蒸気発生器への給水が1系統以上ある場合	速やかに																																																	
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>85-9-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） （中略）</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>																																														

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																																
	<p>① 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1, 2, 3</td> <td>A. 主送気流がしり1 および以上の動作で ない場合</td> <td>A.1 当風速は、1分の余裕除去ポンプを 起動し、動作可能であることを確認す ることとし、その間の設備が動作可 能であることを確認する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>モード4</td> <td>A. 当風速は、当風速を動作可能な状 態に維持する。</td> <td>A.2 当風速は、当風速を動作可能な状 態に維持する。</td> <td>7.2時間</td> </tr> <tr> <td>モード5</td> <td>B. 条件Aの措置を完了 した後にモード5に 移行する。</td> <td>B.1 当風速は、モード3にする。 B.2 当風速は、モード4 (廃気発生器が 動作している場合) あるいは モード5にする。</td> <td>1.2時間 3.6時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：残りの各削減ポンプ1台、加圧器がしりする時、デューセル発電機、非常用風速器、原子炉補給冷却系水素系高圧および原子炉補給冷却系2系統をいい、互反の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>85-10-1-1 水素濃度低減 (中略)</p> <p>② 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特約削減式水素再結合装置</td> <td>装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>原子炉 係長 当風速長</td> </tr> <tr> <td>特約削減式水素再結合装置温度監視装置</td> <td>機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置が動作不能でないことを指示欄により確認する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>計装 係長 当風速長</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器水素濃度監視装置</td> <td>機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置が動作不能でないことを指示欄により確認する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>計装 係長 当風速長</td> </tr> </tbody> </table> <p>85-10-2 水素濃度監視 (中略)</p> <p>(以下略)</p> <p>② 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可換格納容器内水素濃度計測装置</td> <td>機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 3ヶ月に1回</td> <td>計装 係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>85-1-1-1-1 水素排出、放射性物質の濃度低減 (1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) A7ニウロス空気浄化系が動作可能であること※1</td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度低減</td> <td>(2) 代替送風 (送風) 系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>運用モード</td> <td>送風機 A7ニウロス空気浄化ファン 1台 A7ニウロス空気浄化フィルタユニット 1基 窒素ポンプ (A7ニウロス浄化排気等作動用) 2本※2 送風機用電源装置 ※3 燃料冷却器 ※4 タンクローリー ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：動作可能とは、ファンが予動回転 (運転準備状態) できることをいう。 (中略)</p>	モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1, 2, 3	A. 主送気流がしり1 および以上の動作で ない場合	A.1 当風速は、1分の余裕除去ポンプを 起動し、動作可能であることを確認す ることとし、その間の設備が動作可 能であることを確認する。	4時間	モード4	A. 当風速は、当風速を動作可能な状 態に維持する。	A.2 当風速は、当風速を動作可能な状 態に維持する。	7.2時間	モード5	B. 条件Aの措置を完了 した後にモード5に 移行する。	B.1 当風速は、モード3にする。 B.2 当風速は、モード4 (廃気発生器が 動作している場合) あるいは モード5にする。	1.2時間 3.6時間	項目	確認事項	頻度	担当	特約削減式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	原子炉 係長 当風速長	特約削減式水素再結合装置温度監視装置	機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置が動作不能でないことを指示欄により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 係長 当風速長	原子炉格納容器水素濃度監視装置	機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置が動作不能でないことを指示欄により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 係長 当風速長	項目	確認事項	頻度	担当	可換格納容器内水素濃度計測装置	機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	計装 係長	項目	運転上の制限	水素排出	(1) A7ニウロス空気浄化系が動作可能であること※1	放射性物質の濃度低減	(2) 代替送風 (送風) 系統が動作可能であること	運用モード	送風機 A7ニウロス空気浄化ファン 1台 A7ニウロス空気浄化フィルタユニット 1基 窒素ポンプ (A7ニウロス浄化排気等作動用) 2本※2 送風機用電源装置 ※3 燃料冷却器 ※4 タンクローリー ※4	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 運転管理通達、保安規定との記載の統一</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 運転管理通達、保安規定との記載の統一</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
モード	条件	要求される措置	完了時間																																																		
モード1, 2, 3	A. 主送気流がしり1 および以上の動作で ない場合	A.1 当風速は、1分の余裕除去ポンプを 起動し、動作可能であることを確認す ることとし、その間の設備が動作可 能であることを確認する。	4時間																																																		
モード4	A. 当風速は、当風速を動作可能な状 態に維持する。	A.2 当風速は、当風速を動作可能な状 態に維持する。	7.2時間																																																		
モード5	B. 条件Aの措置を完了 した後にモード5に 移行する。	B.1 当風速は、モード3にする。 B.2 当風速は、モード4 (廃気発生器が 動作している場合) あるいは モード5にする。	1.2時間 3.6時間																																																		
項目	確認事項	頻度	担当																																																		
特約削減式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	原子炉 係長 当風速長																																																		
特約削減式水素再結合装置温度監視装置	機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置が動作不能でないことを指示欄により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 係長 当風速長																																																		
原子炉格納容器水素濃度監視装置	機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置が動作不能でないことを指示欄により確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装 係長 当風速長																																																		
項目	確認事項	頻度	担当																																																		
可換格納容器内水素濃度計測装置	機能検査を実施する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時 3ヶ月に1回	計装 係長																																																		
項目	運転上の制限																																																				
水素排出	(1) A7ニウロス空気浄化系が動作可能であること※1																																																				
放射性物質の濃度低減	(2) 代替送風 (送風) 系統が動作可能であること																																																				
運用モード	送風機 A7ニウロス空気浄化ファン 1台 A7ニウロス空気浄化フィルタユニット 1基 窒素ポンプ (A7ニウロス浄化排気等作動用) 2本※2 送風機用電源装置 ※3 燃料冷却器 ※4 タンクローリー ※4																																																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																												
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>① 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A アニュラス空 気浄化ファン</td> <td>ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月月に1回 1ヶ月月に1回</td> <td>当班班長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以降の注釈番号の繰り返しは省略)</p> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード A</td> <td>A.1 アニュラス空 気浄化ファンが動作不能である場合 および A.2 当班班長は、当該システムを動作可能な状態に回復する。</td> <td>A.1 当班班長は、1台の緊急除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。*1とともに、その他の設備の動作可能であることを確認する。 および A.2 当班班長は、当該システムを動作可能な状態に回復する。</td> <td>直後9-3 A.2の初期確認完了後4時間 7.2時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>8.5-1.2-1 海水から使用済燃料ピットへの注水 (中略)</p> <p>② 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット</td> <td>A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合</td> <td>A.1 当班班長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に回復する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置*2を検討し、原子が主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合</td> <td>B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の注水系が1系統未満となるのを許す。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを指すものではない。</p>	項目	確認事項	頻度	担当	A アニュラス空 気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月月に1回 1ヶ月月に1回	当班班長	項目	条件	要求される措置	完了時間	モード A	A.1 アニュラス空 気浄化ファンが動作不能である場合 および A.2 当班班長は、当該システムを動作可能な状態に回復する。	A.1 当班班長は、1台の緊急除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。*1とともに、その他の設備の動作可能であることを確認する。 および A.2 当班班長は、当該システムを動作可能な状態に回復する。	直後9-3 A.2の初期確認完了後4時間 7.2時間	モード	条件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピット	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当班班長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に回復する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置*2を検討し、原子が主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに		B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の注水系が1系統未満となるのを許す。	速やかに	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合の観点より、要求される措置を追加) (補足説明資料参照)</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合の観点より、要求される措置を追加) (補足説明資料参照)</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 運転管理通達、</p>	<p>・ 保安規定との記載の統一</p>
項目	確認事項	頻度	担当																														
A アニュラス空 気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月月に1回 1ヶ月月に1回	当班班長																														
項目	条件	要求される措置	完了時間																														
モード A	A.1 アニュラス空 気浄化ファンが動作不能である場合 および A.2 当班班長は、当該システムを動作可能な状態に回復する。	A.1 当班班長は、1台の緊急除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。*1とともに、その他の設備の動作可能であることを確認する。 および A.2 当班班長は、当該システムを動作可能な状態に回復する。	直後9-3 A.2の初期確認完了後4時間 7.2時間																														
モード	条件	要求される措置	完了時間																														
使用済燃料ピット	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当班班長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に回復する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置*2を検討し、原子が主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに																														
	B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内の注水系が1系統未満となるのを許す。	速やかに																														
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>② 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替減圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏れがないこと、および機能が一時的に停止しないこと、および容量が100%以上であることを確認する。 可搬式代替減圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>カービン 係班班長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替減圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏れがないこと、および機能が一時的に停止しないこと、および容量が100%以上であることを確認する。 可搬式代替減圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	カービン 係班班長																							
項目	確認事項	頻度	担当																														
可搬式代替減圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏れがないこと、および機能が一時的に停止しないこと、および容量が100%以上であることを確認する。 可搬式代替減圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回	カービン 係班班長																														

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要														
		<p>③ 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="183 945 758 1377"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">使用済燃料ピット</td> <td>A. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間</td> <td>A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が El. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間が1系統未満となつた場合</td> <td>B.1. 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での燃料済燃料の移動を中止する**。 および B.2. 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間が1系統未満となつた場合</td> <td>C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が El. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での燃料済燃料の移動を中止する**。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピット	A. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が El. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	B. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間が1系統未満となつた場合	B.1. 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での燃料済燃料の移動を中止する**。 および B.2. 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を開始する。	速やかに	C. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間が1系統未満となつた場合	C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が El. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での燃料済燃料の移動を中止する**。	速やかに					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																		
使用済燃料ピット	A. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が El. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																		
	B. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間が1系統未満となつた場合	B.1. 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での燃料済燃料の移動を中止する**。 および B.2. 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を開始する。	速やかに																		
	C. 使用済燃料ピットへのスフレイ系のうち動作可能な箇所に配属している期間が1系統未満となつた場合	C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が El. 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および C.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および C.3 原子燃料課長は、代替措置**を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。 および C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での燃料済燃料の移動を中止する**。	速やかに																		

**7：代替品の補装等。
**8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを指すものではない。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 ・表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書 ・運転管理通達	社内規定文書 記載内容の概要 ・保安規定との記載の統一																														
	<p>85-1-2-3 使用済燃料ピットの監視</p>	<p>記載すべき内容</p> <table border="1" data-bbox="231 566 890 1382"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> <th>運用モード</th> <th>条 件</th> <th>構 置</th> <th>項 目</th> <th>検 査 時 間</th> <th>検 査 頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット の監視 (広域)※1</td> <td>使用済燃料ピット水位 監視装置 (AMM)</td> <td>2個</td> <td>使用済燃料ピット水位監視装置が動作している期間</td> <td>A.1 動作可能な状態にあること A.2 監視装置が正常に動作していること A.3 監視装置が正常に動作していること A.4 監視装置が正常に動作していること</td> <td>運転中に 運転中に</td> <td>使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>計検 保持検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の監視</td> <td>使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM)</td> <td>2個</td> <td>使用済燃料ピット水位監視装置が動作している期間</td> <td>A.1 動作可能な状態にあること A.2 監視装置が正常に動作していること A.3 監視装置が正常に動作していること A.4 監視装置が正常に動作していること</td> <td>運転中に 運転中に</td> <td>使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>計検 保持検査</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。 ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可搬型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ※3：使用済燃料ピット水位監視カメラ空冷装置は、1セット1個。 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※5：代替品の補充等。</p>	機 種	設 備	所要数	運用モード	条 件	構 置	項 目	検 査 時 間	検 査 頻 度	備 考	使用済燃料ピット の監視 (広域)※1	使用済燃料ピット水位 監視装置 (AMM)	2個	使用済燃料ピット水位監視装置が動作している期間	A.1 動作可能な状態にあること A.2 監視装置が正常に動作していること A.3 監視装置が正常に動作していること A.4 監視装置が正常に動作していること	運転中に 運転中に	使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視	1ヶ月に1回	計検 保持検査		使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の監視	使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM)	2個	使用済燃料ピット水位監視装置が動作している期間	A.1 動作可能な状態にあること A.2 監視装置が正常に動作していること A.3 監視装置が正常に動作していること A.4 監視装置が正常に動作していること	運転中に 運転中に	使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視	1ヶ月に1回	計検 保持検査		<p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書 ・運転管理通達</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要 ・保安規定との記載の統一</p>
機 種	設 備	所要数	運用モード	条 件	構 置	項 目	検 査 時 間	検 査 頻 度	備 考																										
使用済燃料ピット の監視 (広域)※1	使用済燃料ピット水位 監視装置 (AMM)	2個	使用済燃料ピット水位監視装置が動作している期間	A.1 動作可能な状態にあること A.2 監視装置が正常に動作していること A.3 監視装置が正常に動作していること A.4 監視装置が正常に動作していること	運転中に 運転中に	使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視	1ヶ月に1回	計検 保持検査																											
使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の監視	使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM)	2個	使用済燃料ピット水位監視装置が動作している期間	A.1 動作可能な状態にあること A.2 監視装置が正常に動作していること A.3 監視装置が正常に動作していること A.4 監視装置が正常に動作していること	運転中に 運転中に	使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視 使用済燃料ピット水位監視装置 (AMM) の動作監視	1ヶ月に1回	計検 保持検査																											
	<p>85-1-3-1 大気への拡散抑制、航空機燃料火災への消滅</p>	<p>大気への拡散抑制、航空機燃料火災への消滅</p> <table border="1" data-bbox="1125 952 1428 1382"> <thead> <tr> <th>運 転 モード</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6</td> <td>大気浄化ポンプ (取水池用) 取水池</td> <td>3台※1※2</td> </tr> <tr> <td>および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>消滅装置 燃料浄化ポンプ タンクローリー</td> <td>1台※3 ※4 ※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、大気浄化ポンプ3台 (予備機1台含む)、取水池3個 (予備機1個含む) 以上。 ※2：5台連続で30秒以上4分間の運転に同時に取水できる容量を有するもの。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数。 ※4：180-18-7 燃料浄化ポンプ、タンクローリーによる燃料供給設備1において運転上の制限を定める。</p>	運 転 モード	設 備	所要数	モード1, 2, 3, 4, 5, 6	大気浄化ポンプ (取水池用) 取水池	3台※1※2	および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	消滅装置 燃料浄化ポンプ タンクローリー	1台※3 ※4 ※4	<p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書 ・運転管理通達</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要 ・保安規定との記載の統一</p>																					
運 転 モード	設 備	所要数																																	
モード1, 2, 3, 4, 5, 6	大気浄化ポンプ (取水池用) 取水池	3台※1※2																																	
および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	消滅装置 燃料浄化ポンプ タンクローリー	1台※3 ※4 ※4																																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																			
	<p>保安規定審査基準</p> <p>③ 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="183 952 383 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード 1.2.3 および4</td> <td>A</td> <td>放水系が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直部長は、1台の燃料容器スプレイポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が「MPa」以上、流量が「m^3/h」以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>1 時に1回 タービン 係長 タービン 係長</td> </tr> <tr> <td>放水栓</td> <td></td> <td></td> <td>A.2 タービン係長は、代位措置[※]を確立し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>3ヶ月に1回 タービン 係長</td> </tr> <tr> <td>冷却回路</td> <td></td> <td></td> <td>A.4 当直部長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.5 当直部長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回 タービン 係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：残りの燃料容器スプレイポンプ1台については、上記の要項等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の確保等。</p>	項目	種別	条件	要求される措置	完了時間	モード 1.2.3 および4	A	放水系が動作不能である場合	A.1 当直部長は、1台の燃料容器スプレイポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が「 MPa 」以上、流量が「 m^3/h 」以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	1 時に1回 タービン 係長 タービン 係長	放水栓			A.2 タービン係長は、代位措置 [※] を確立し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	3ヶ月に1回 タービン 係長	冷却回路			A.4 当直部長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.5 当直部長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。	3ヶ月に1回 タービン 係長	<p>規定内容の適正化 (保安規定基本方針に定める可搬設備のサーベランス頻度の考え方との整合を図る) (補足説明資料参照)</p> <p>規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合の観点より、要求される措置を追加) (補足説明資料参照)</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
項目	種別	条件	要求される措置	完了時間																				
モード 1.2.3 および4	A	放水系が動作不能である場合	A.1 当直部長は、1台の燃料容器スプレイポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が「 MPa 」以上、流量が「 m^3/h 」以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 所要数が使用可能であることを確認する。	1 時に1回 タービン 係長 タービン 係長																				
放水栓			A.2 タービン係長は、代位措置 [※] を確立し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	3ヶ月に1回 タービン 係長																				
冷却回路			A.4 当直部長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.5 当直部長は、使用済燃料ピット水位がEL. 31.4 m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。	3ヶ月に1回 タービン 係長																				
	<p>保安規定審査基準</p> <p>8.5-1.3-2 海洋への拡散抑制</p> <p>① 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="183 952 383 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>運用モード</td> <td>所定</td> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>シフトフェーズ 2番[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放水流量： 高さ約 8 m/幅約 12 m (幅約 12 m/本を2本として2機4本) 放水口径： 高さ約 13 m/幅約 80 m (幅約 20 m/本を4本を接続した状態として2機) 高さ約 6.5 m/幅約 70 m (幅約 20 m/本を3本、幅約 10 m/本を1本を接続した状態として2機) 高さ約 10.5 m/幅約 10 m (幅約 10 m/本を1本として2機) 高さ約 10.5 m/幅約 3.5 m (幅約 3.5 m/本を6本として2機) 高さ約 7 m/幅約 5 m (幅約 5 m/本を1本として2機)</p>	項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること	運用モード	所定	モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シフトフェーズ 2番 [※]	<p>規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合の観点より、要求される措置を追加) (補足説明資料参照)</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>												
項目	運転上の制限																							
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																							
運用モード	所定																							
モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シフトフェーズ 2番 [※]																							

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 (以下略)	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																								
		<p>85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="260 958 400 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な騒動、異常、異常および漏えいがないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン係長</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、3ヶ月に1回タービン係長による*</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し、運転状態の確認を行うとともに、全分岐の所数数の負荷状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1" data-bbox="472 947 754 1377"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード5および6</td> <td>A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が正常である場合</td> <td>A.1 当班係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 当班係長は、1次冷却器の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当班係長は、モード5（1次冷却器減水）またはモード6（キャビティ減水）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係長は、代務措置[※]を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：1次冷却器のフイードアンドブリードによる閉心冷却系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の監視等により行う。 ※7：代替品の補充等。</p> <p>85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="890 947 1015 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給</td> <td>燃料取替用水タンク燃料移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給は動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>燃料取替用水タンク燃料移送ポンプ 復水タンク ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="1062 947 1203 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク燃料移送ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な騒動、異常、異常および漏えいがないこと、および5分間隔で燃料移送ポンプの圧力、流量、および温度を確認する。</td> <td>定常運転時</td> <td>原子炉係長</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、1ヶ月に1回</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当班係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒動、異常、異常および漏えいがないことを確認する。	1年に1回	タービン係長	消防ポンプ	モード1、2、3、4、5および6において、3ヶ月に1回タービン係長による*	3ヶ月に1回	タービン係長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が正常である場合	A.1 当班係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 当班係長は、1次冷却器の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当班係長は、モード5（1次冷却器減水）またはモード6（キャビティ減水）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係長は、代務措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	項目	運転上の制限	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	燃料取替用水タンク燃料移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給は動作可能であること	適用モード	5	モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク燃料移送ポンプ 復水タンク ※1	項目	確認事項	頻度	担当	燃料取替用水タンク燃料移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒動、異常、異常および漏えいがないこと、および5分間隔で燃料移送ポンプの圧力、流量、および温度を確認する。	定常運転時	原子炉係長	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	当班係長	<p>・表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・変更なし</p> <p>・運転管理通達</p> <p>・規定内容の適正化（系統構成の差異による確認事項の見直し） （補足説明資料参照）</p> <p>・運用事項の明確化</p> <p>・保安規定との記載の統一</p>	<p>・変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
項目	確認事項	頻度	担当																																										
ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒動、異常、異常および漏えいがないことを確認する。	1年に1回	タービン係長																																										
消防ポンプ	モード1、2、3、4、5および6において、3ヶ月に1回タービン係長による*	3ヶ月に1回	タービン係長																																										
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																										
モード5および6	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が正常である場合	A.1 当班係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 当班係長は、1次冷却器の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当班係長は、モード5（1次冷却器減水）またはモード6（キャビティ減水）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係長は、代務措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																										
項目	運転上の制限																																												
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	燃料取替用水タンク燃料移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給は動作可能であること																																												
適用モード	5																																												
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク燃料移送ポンプ 復水タンク ※1																																												
項目	確認事項	頻度	担当																																										
燃料取替用水タンク燃料移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な騒動、異常、異常および漏えいがないこと、および5分間隔で燃料移送ポンプの圧力、流量、および温度を確認する。	定常運転時	原子炉係長																																										
燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6において、1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	当班係長																																										

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																								
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>③ 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4</td> <td>A. 燃料取扱用水タンク換熱器の温度が1,500℃以上を測定していることおよびポンプが動作不能である場合 および A.2 タービン保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>A.1 当直課長は、燃料取扱用水タンクの水量が1,500℃以上を測定していることを確認する。 および A.2 タービン保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 条件Aの措置を完了した後に、完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 (以下略)</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </table> <p>85-1-1-4-3 燃料取扱用水タンク (中略)</p> <p>④ 確認事項</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> <tr> <td>燃料取扱用水タンク</td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。</td> <td>1週間に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p> <p>85-1-5-1 空冷式非常用発電装置からの給電 (中略)</p> <p>③ 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> <tr> <td>モード1, 2, 3および4</td> <td>A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合 および A.2 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>A.1 当直課長は、1番のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B. 条件Aの措置を完了した後に、完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>モード5, 6および炉内停炉期間</td> <td>A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合 および A.2 電気保護部長は、1次冷却水の流量を停止し、1次冷却水を回復する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却水を戻す) またはモード6 (キヤピタイ低水位) の場合、1次冷却水を回復する措置を講ずる。 および A.4 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 (以下略)</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および A.2 電気保護部長は、1次冷却水の流量を停止し、1次冷却水を回復する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却水を戻す) またはモード6 (キヤピタイ低水位) の場合、1次冷却水を回復する措置を講ずる。 および A.4 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 (以下略)</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </table> <p>*3: 残りのディーゼル発電機1基をい、最近の記録等により動作可能であることを確認する。 (以下略)</p>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1, 2, 3および4	A. 燃料取扱用水タンク換熱器の温度が1,500℃以上を測定していることおよびポンプが動作不能である場合 および A.2 タービン保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	A.1 当直課長は、燃料取扱用水タンクの水量が1,500℃以上を測定していることを確認する。 および A.2 タービン保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間		B. 条件Aの措置を完了した後に、完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 (以下略)	12時間 56時間	項目	確認事項	頻度	担当	燃料取扱用水タンク	モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。	1週間に1回	当直課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1, 2, 3および4	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合 および A.2 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	A.1 当直課長は、1番のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間		B. 条件Aの措置を完了した後に、完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5, 6および炉内停炉期間	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合 および A.2 電気保護部長は、1次冷却水の流量を停止し、1次冷却水を回復する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却水を戻す) またはモード6 (キヤピタイ低水位) の場合、1次冷却水を回復する措置を講ずる。 および A.4 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 (以下略)	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および A.2 電気保護部長は、1次冷却水の流量を停止し、1次冷却水を回復する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却水を戻す) またはモード6 (キヤピタイ低水位) の場合、1次冷却水を回復する措置を講ずる。 および A.4 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 (以下略)	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化 (要求される措置を完了した時間内に達成できない場合の措置の適正化) (補足説明資料参照) 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし 変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																										
モード1, 2, 3および4	A. 燃料取扱用水タンク換熱器の温度が1,500℃以上を測定していることおよびポンプが動作不能である場合 および A.2 タービン保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	A.1 当直課長は、燃料取扱用水タンクの水量が1,500℃以上を測定していることを確認する。 および A.2 タービン保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間																																										
	B. 条件Aの措置を完了した後に、完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 (以下略)	12時間 56時間																																										
項目	確認事項	頻度	担当																																										
燃料取扱用水タンク	モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。 モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																										
	モード1, 2, 3, 4, 5および6 (キヤピタイ低水位) において、(ほう気量)を確認する。	1週間に1回	当直課長																																										
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																										
モード1, 2, 3および4	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合 および A.2 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	A.1 当直課長は、1番のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備**が動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間																																										
	B. 条件Aの措置を完了した後に、完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																										
モード5, 6および炉内停炉期間	A. 空冷式非常用発電装置2台による電源系が動作不能である場合 および A.2 電気保護部長は、1次冷却水の流量を停止し、1次冷却水を回復する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却水を戻す) またはモード6 (キヤピタイ低水位) の場合、1次冷却水を回復する措置を講ずる。 および A.4 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 (以下略)	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および A.2 電気保護部長は、1次冷却水の流量を停止し、1次冷却水を回復する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却水を戻す) またはモード6 (キヤピタイ低水位) の場合、1次冷却水を回復する措置を講ずる。 および A.4 電気保護部長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対応設備**が動作可能であることを確認する*。 (以下略)	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																																										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																												
	<p>85-15-2 号機間電力融通ケーブル(3号～4号) (号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号))からの給電 (中略)</p> <p>※4: 積りのディーゼル発電機1基をい、至速の記録等により動作可能であることを確認する。 (以下略)</p> <p>85-15-3 電源車からの給電 (中略)</p>	<p>(2) 確認事項</p> <table border="1" data-bbox="403 947 496 1375"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="496 947 1015 1375"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">モード1, 2, 3および4</td> <td>A. 動作可能な電源系による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直班長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の発電機が動作可能であることを確認する。 および</td> <td>完了時間 4時間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な電源系が1系統未満である場合</td> <td>A.2 当直班長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.3 電気係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">モード5</td> <td>A または B の期間に達成できない場合</td> <td>B.1 当直班長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の発電機が動作可能であることを確認する。 および</td> <td>完了時間 4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B.2 当直班長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B.3 電気係長は、動作不能となつている当該系統の少なくとも1系統を動作可能な状態に復帰する。 および</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C. 条件AまたはBの期間に達成できない場合</td> <td>C.1 当直班長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>C.2 当直班長は、モード5にする。 および</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	電源車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気係長		発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1, 2, 3および4	A. 動作可能な電源系による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直班長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の発電機が動作可能であることを確認する。 および	完了時間 4時間	B. 動作可能な電源系が1系統未満である場合	A.2 当直班長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および	10日間		A.3 電気係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および	30日間	モード5	A または B の期間に達成できない場合	B.1 当直班長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の発電機が動作可能であることを確認する。 および	完了時間 4時間		B.2 当直班長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および	72時間		B.3 電気係長は、動作不能となつている当該系統の少なくとも1系統を動作可能な状態に復帰する。 および	30日間		C. 条件AまたはBの期間に達成できない場合	C.1 当直班長は、モード3にする。 および	12時間			C.2 当直班長は、モード5にする。 および	56時間	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>
項目	確認事項	頻度	担当																																														
電源車	発電機を起動し、運転状態(電圧等)に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気係長																																														
	発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気係長																																														
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																														
モード1, 2, 3および4	A. 動作可能な電源系による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直班長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の発電機が動作可能であることを確認する。 および	完了時間 4時間																																														
	B. 動作可能な電源系が1系統未満である場合	A.2 当直班長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および	10日間																																														
		A.3 電気係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および	30日間																																														
モード5	A または B の期間に達成できない場合	B.1 当直班長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の発電機が動作可能であることを確認する。 および	完了時間 4時間																																														
		B.2 当直班長は、当該系統と同様な機能を持つ重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および	72時間																																														
		B.3 電気係長は、動作不能となつている当該系統の少なくとも1系統を動作可能な状態に復帰する。 および	30日間																																														
	C. 条件AまたはBの期間に達成できない場合	C.1 当直班長は、モード3にする。 および	12時間																																														
		C.2 当直班長は、モード5にする。 および	56時間																																														
	<p>85-15-4 蓄電池(安全防護系用)からの給電 (中略)</p>	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="1126 947 1366 1375"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">モード1, 2, 3および4</td> <td>A. 蓄電池(安全防護系用)による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直班長は、モード3にする。 および</td> <td>完了時間 12時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.2 当直班長は、モード5にする。 および</td> <td>56時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.3 当直班長は、当該系統と同様な機能を有する重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モード5, 6</td> <td>A. 蓄電池(安全防護系用)による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 原子燃料班長は、燃料資源料の移動を中止する。 および</td> <td>完了時間 12時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.2 当直班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。</td> <td>56時間</td> </tr> </tbody> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1, 2, 3および4	A. 蓄電池(安全防護系用)による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直班長は、モード3にする。 および	完了時間 12時間		A.2 当直班長は、モード5にする。 および	56時間		A.3 当直班長は、当該系統と同様な機能を有する重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および	30日間	モード5, 6	A. 蓄電池(安全防護系用)による電源系が2系統未満である場合	A.1 原子燃料班長は、燃料資源料の移動を中止する。 および	完了時間 12時間		A.2 当直班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。	56時間	<p>・ 規定内容の適正化 (要求される措置を完了時間内に達成できない場合の措置の適正化) (補足説明資料参照)</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 運転管理通達</p>	<p>保安規定との記載の統一</p>																							
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																														
モード1, 2, 3および4	A. 蓄電池(安全防護系用)による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直班長は、モード3にする。 および	完了時間 12時間																																														
		A.2 当直班長は、モード5にする。 および	56時間																																														
		A.3 当直班長は、当該系統と同様な機能を有する重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。 および	30日間																																														
モード5, 6	A. 蓄電池(安全防護系用)による電源系が2系統未満である場合	A.1 原子燃料班長は、燃料資源料の移動を中止する。 および	完了時間 12時間																																														
		A.2 当直班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する措置を講ずる。	56時間																																														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	原予炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要															
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>燃料体を貯蔵している期間</p> <p>および A.3 当直班長は、1次冷却系中の圧力異常が低下する操作を全て中止する。 および A.4 当直班長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および A.5 当直班長は、モード5（1次冷却系水抜き）またはモード6（キヤビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直班長は、当該系統と同等名機能を伴った重大事故等対応設備が動作可能であることを確認する。*1措置を開始する。</p> <p>※2：空冷式非常用発電装置をいう。 ※3：「動作可能である」との保証は、対象設備の周辺の記録等により行う。 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p> <p>85-15-5 可搬式整流器からの給電 (中略)</p> <p>① 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="558 920 1101 1391"> <thead> <tr> <th>運用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード A</td> <td>動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合</td> <td>A.1 当直班長は、1期の子ーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保班長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 および A.3 電気保班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>条件Aの場合</td> <td>B.1 当直班長は、モード3にする。 および B.2 当直班長は、モード5にする。</td> <td>1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td>モード A</td> <td>動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合</td> <td>A.1 電気保班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および A.2 当直班長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直班長は、モード5（1次冷却系水抜き）またはモード6（キヤビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保班長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。</td> <td>速やかに 1日 ※1 ※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：異りの子ーゼル発電機1基をいい、互逆の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。</p>	運用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード A	動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 当直班長は、1期の子ーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保班長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 および A.3 電気保班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間	B	条件Aの場合	B.1 当直班長は、モード3にする。 および B.2 当直班長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	モード A	動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 電気保班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および A.2 当直班長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直班長は、モード5（1次冷却系水抜き）またはモード6（キヤビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保班長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	速やかに 1日 ※1 ※2 ※3	<p>記載の考え方</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>
運用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
モード A	動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 当直班長は、1期の子ーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 および A.2 電気保班長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。 および A.3 電気保班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。	4時間																			
B	条件Aの場合	B.1 当直班長は、モード3にする。 および B.2 当直班長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間																			
モード A	動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満である場合	A.1 電気保班長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 および A.2 当直班長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直班長は、モード5（1次冷却系水抜き）またはモード6（キヤビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保班長は、代替措置*2を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	速やかに 1日 ※1 ※2 ※3																			
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>85-15-6 代替所内電気設備からの給電</p> <p>① 運転上の制限</p> <table border="1" data-bbox="1197 920 1420 1391"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備からの給電</td> <td>代替所内電気設備からの給電が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>運用モード</td> <td>モード モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料セケットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> <tr> <td>所収数</td> <td>1期 1期 ※1 ※2 ※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-6 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-7 燃料油貯蔵タンク」による燃料油貯蔵設備において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電が使用可能であること	運用モード	モード モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料セケットに燃料体を貯蔵している期間	所収数	1期 1期 ※1 ※2 ※3	<p>記載の考え方</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>								
項目	運転上の制限																					
代替所内電気設備からの給電	代替所内電気設備からの給電が使用可能であること																					
運用モード	モード モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料セケットに燃料体を貯蔵している期間																					
所収数	1期 1期 ※1 ※2 ※3																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																							
		<p>② 検査事項</p> <table border="1" data-bbox="183 952 662 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>検査事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤、 代替所内電気設備責任器</td> <td>代替所内電気設備からの配電系が 使用可能であることを外観点検に より確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>電気 係修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1" data-bbox="279 952 662 1377"> <thead> <tr> <th>適用 モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード A</td> <td>代替所内電気 設備からの配 電系が使用不 能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を 確認し、使用可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態 に復旧する。</td> <td>4時間</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>条件Aの措置 を完了した期間内 に達成できな い場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>7.2時間 1.2時間 5.6時間</td> </tr> <tr> <td>モード A</td> <td>代替所内電気 設備からの配 電系が使用不 能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態 に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っ ている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系削減 水）またはモード6（先パライズ水位） の場合、1次系保水を回復する措置を 開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>8.5-1.5-7 燃料油貯蔵そう、タンクローリーに よる燃料補給設備 (中略)</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対応設備とは、空弁式非常用発電装置、電源車、電源車（可 搬式代替責任注水ポンプ用）、大貯量ポンプおよび大容量ポンプ（取水設備）をいう。 (以下略)</p>	項目	検査事項	頻度	担当	代替所内電気設備分電盤、 代替所内電気設備責任器	代替所内電気設備からの配電系が 使用可能であることを外観点検に より確認する。	1ヶ月に1回	電気 係修課長	適用 モード	条件	要求される措置	完了時間	モード A	代替所内電気 設備からの配 電系が使用不 能である場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を 確認し、使用可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態 に復旧する。	4時間	B	条件Aの措置 を完了した期間内 に達成できな い場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	7.2時間 1.2時間 5.6時間	モード A	代替所内電気 設備からの配 電系が使用不 能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態 に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っ ている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系削減 水）またはモード6（先パライズ水位） の場合、1次系保水を回復する措置を 開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
項目	検査事項	頻度	担当																										
代替所内電気設備分電盤、 代替所内電気設備責任器	代替所内電気設備からの配電系が 使用可能であることを外観点検に より確認する。	1ヶ月に1回	電気 係修課長																										
適用 モード	条件	要求される措置	完了時間																										
モード A	代替所内電気 設備からの配 電系が使用不 能である場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を 確認し、使用可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態 に復旧する。	4時間																										
B	条件Aの措置 を完了した期間内 に達成できな い場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	7.2時間 1.2時間 5.6時間																										
モード A	代替所内電気 設備からの配 電系が使用不 能である場合	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態 に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っ ている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系削減 水）またはモード6（先パライズ水位） の場合、1次系保水を回復する措置を 開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに																										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 規定内容の適正化 (主要・代替パラメータが 多様性拡張設備の場合 に運転上の制限を適用 しないことの反映) (補足説明資料参照) ・表現の変更、運用の明確化 等	記載規定文書 該当規定文書 ・変更なし	社内規定文書 記載内容の概要 ・変更なし																																
85-1-16-1 計装設備	保安規定審査基準	<p>85-1-16-1 計装設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主要パラメータ</th> <th>機能^{※1}</th> <th>所要チャンネル数</th> <th>通用モード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力監視器内の</td> <td>1次冷却材高濃度監視器(広域)</td> <td>①主要パラメータの監視 ②1次冷却材低濃度監視器(広域)</td> <td>1</td> <td>モード 1、2、3、4、5および6</td> </tr> <tr> <td>1次冷却材低濃度監視器(広域) (炉心出口温度)^{※4}</td> <td>①主要パラメータの監視 ②1次冷却材高濃度監視器(広域)</td> <td>1</td> <td>モード 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力監視器内の</td> <td>1次冷却材圧力</td> <td>①1次冷却材高濃度監視器(広域) ②1次冷却材低濃度監視器(広域)</td> <td>1</td> <td>モード 1</td> </tr> <tr> <td>(加圧器圧力)^{※4}</td> <td>①主要パラメータの監視 ②1次冷却材高濃度監視器(広域) ③1次冷却材低濃度監視器(広域)</td> <td>1</td> <td>モード 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉圧力監視器内の水位</td> <td>加圧器水位</td> <td>①1次冷却材圧力 ②原子炉水位</td> <td>1</td> <td>モード 5および6</td> </tr> <tr> <td>原子炉水位</td> <td>①加圧器水位</td> <td>1</td> <td>モード 5および6</td> </tr> </tbody> </table>	分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	所要チャンネル数	通用モード	原子炉圧力監視器内の	1次冷却材高濃度監視器(広域)	①主要パラメータの監視 ②1次冷却材低濃度監視器(広域)	1	モード 1、2、3、4、5および6	1次冷却材低濃度監視器(広域) (炉心出口温度) ^{※4}	①主要パラメータの監視 ②1次冷却材高濃度監視器(広域)	1	モード 1	原子炉圧力監視器内の	1次冷却材圧力	①1次冷却材高濃度監視器(広域) ②1次冷却材低濃度監視器(広域)	1	モード 1	(加圧器圧力) ^{※4}	①主要パラメータの監視 ②1次冷却材高濃度監視器(広域) ③1次冷却材低濃度監視器(広域)	1	モード 1	原子炉圧力監視器内の水位	加圧器水位	①1次冷却材圧力 ②原子炉水位	1	モード 5および6	原子炉水位	①加圧器水位	1	モード 5および6	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化 (主要・代替パラメータが多様性拡張設備の場合に運転上の制限を適用しないことの反映) (補足説明資料参照) 表現の変更、運用の明確化等 	<p>記載規定文書</p> <p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし
分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	所要チャンネル数	通用モード																																	
原子炉圧力監視器内の	1次冷却材高濃度監視器(広域)	①主要パラメータの監視 ②1次冷却材低濃度監視器(広域)	1	モード 1、2、3、4、5および6																																	
	1次冷却材低濃度監視器(広域) (炉心出口温度) ^{※4}	①主要パラメータの監視 ②1次冷却材高濃度監視器(広域)	1	モード 1																																	
原子炉圧力監視器内の	1次冷却材圧力	①1次冷却材高濃度監視器(広域) ②1次冷却材低濃度監視器(広域)	1	モード 1																																	
	(加圧器圧力) ^{※4}	①主要パラメータの監視 ②1次冷却材高濃度監視器(広域) ③1次冷却材低濃度監視器(広域)	1	モード 1																																	
原子炉圧力監視器内の水位	加圧器水位	①1次冷却材圧力 ②原子炉水位	1	モード 5および6																																	
	原子炉水位	①加圧器水位	1	モード 5および6																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※1 主要パラメータを計装する計装器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替パラメータが動作不能であることを確認する。 および A.2 計装修理課長は、当該計装器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装修理課長は、当該計装器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに 速やかに 30日</td> <td>検点検査を実施する。 動作不能でないことを指示し、復旧を確認する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回</td> <td>計装係 保研課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>※2 代替パラメータを計装する計装器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、主要パラメータが動作不能であることを確認する。 および B.2 計装修理課長は、当該計装器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装修理課長は、当該計装器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに 速やかに 30日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※3 1つの機能を確認する全ての計装器が動作不能である場合</td> <td>C.1 計装修理課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1年毎以上の動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、モード5にす および C.3 当直課長は、モード5にす 期間内に運転できない場合</td> <td>72時間 12時間 56時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※4 原子炉圧力監視器内の水位</td> <td>E.1 原子炉燃料調整は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する^{※5}。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	※1 主要パラメータを計装する計装器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作不能であることを確認する。 および A.2 計装修理課長は、当該計装器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装修理課長は、当該計装器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	検点検査を実施する。 動作不能でないことを指示し、復旧を確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装係 保研課長 当直課長	※2 代替パラメータを計装する計装器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作不能であることを確認する。 および B.2 計装修理課長は、当該計装器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装修理課長は、当該計装器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日				※3 1つの機能を確認する全ての計装器が動作不能である場合	C.1 計装修理課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1年毎以上の動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、モード5にす および C.3 当直課長は、モード5にす 期間内に運転できない場合	72時間 12時間 56時間				※4 原子炉圧力監視器内の水位	E.1 原子炉燃料調整は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。	速やかに 速やかに								
条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当																																
※1 主要パラメータを計装する計装器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作不能であることを確認する。 および A.2 計装修理課長は、当該計装器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装修理課長は、当該計装器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	検点検査を実施する。 動作不能でないことを指示し、復旧を確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	計装係 保研課長 当直課長																																
※2 代替パラメータを計装する計装器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、主要パラメータが動作不能であることを確認する。 および B.2 計装修理課長は、当該計装器が故障状態であることを運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装修理課長は、当該計装器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日																																			
※3 1つの機能を確認する全ての計装器が動作不能である場合	C.1 計装修理課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1年毎以上の動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、モード5にす および C.3 当直課長は、モード5にす 期間内に運転できない場合	72時間 12時間 56時間																																			
※4 原子炉圧力監視器内の水位	E.1 原子炉燃料調整は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。	速やかに 速やかに																																			

※1：プラント起動に伴う計装校正。真空ベンチングおよび原子炉格納容器内への燃料移動の際には、計装修理のたの預備は、動作不能とはみなさない。
 ※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータの優先順位を示す。
 ※3：チャンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4：〔 〕は多様な拡張設備を示す。多様な拡張設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移転することを例げるものではない。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 ・表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書 ・変更なし	社内規定文書 記載内容の概要 ・変更なし																																																																																																																																																																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能¹⁾</th> <th>所要チャネル数</th> <th>通用モード</th> <th>所要チャネル数</th> <th>条件</th> <th>措置</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高圧安全注入流量</td> <td>① 主要パラメータの他チャネル</td> <td>1</td> <td>モード 1、2、3、4、5および6</td> <td>1</td> <td>A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合</td> <td>A.1 当班班長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計器係班長は、当該計器が故障状態であることを確認し、転回に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計器係班長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>遅やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>② 燃料取器用水タンク水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 加圧器水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高圧補助安全注入流量</td> <td>④ 炉子炉水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 燃料取器用水タンク水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 加圧器水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">冷却除去流量</td> <td>⑦ 炉子炉水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 燃料取器用水タンク水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑨ 加圧器水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">冷却除去流量</td> <td>⑩ 燃料取器用水タンク水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪ 加圧器水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑫ 炉子炉水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[充てん水流量]³⁾</td> <td>⑬ 燃料取器用水タンク水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑭ 加圧器水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮ 炉子炉水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[調整タンク圧力]⁴⁾</td> <td>⑯ 1次冷却材圧力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑰ 1次冷却材低流量保護(広域)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑱ 1次冷却材圧力</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">[排水水注入流量]⁴⁾</td> <td>⑲ 冷却除去流量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑳ 加圧器水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉑ 炉子炉水位</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能 ¹⁾	所要チャネル数	通用モード	所要チャネル数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	高圧安全注入流量	① 主要パラメータの他チャネル	1	モード 1、2、3、4、5および6	1	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当班班長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計器係班長は、当該計器が故障状態であることを確認し、転回に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計器係班長は、当該計器を動作可能な状態にする。	遅やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	② 燃料取器用水タンク水位									③ 加圧器水位									高圧補助安全注入流量	④ 炉子炉水位									⑤ 燃料取器用水タンク水位									⑥ 加圧器水位									冷却除去流量	⑦ 炉子炉水位									⑧ 燃料取器用水タンク水位									⑨ 加圧器水位									冷却除去流量	⑩ 燃料取器用水タンク水位									⑪ 加圧器水位									⑫ 炉子炉水位									[充てん水流量] ³⁾	⑬ 燃料取器用水タンク水位									⑭ 加圧器水位									⑮ 炉子炉水位									[調整タンク圧力] ⁴⁾	⑯ 1次冷却材圧力									⑰ 1次冷却材低流量保護(広域)									⑱ 1次冷却材圧力									[排水水注入流量] ⁴⁾	⑲ 冷却除去流量									⑳ 加圧器水位									㉑ 炉子炉水位									<p>・表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・変更なし</p>	<p>・変更なし</p>
分類	機能 ¹⁾	所要チャネル数	通用モード	所要チャネル数	条件	措置	完了時間	項目	確認事項																																																																																																																																																																																																										
高圧安全注入流量	① 主要パラメータの他チャネル	1	モード 1、2、3、4、5および6	1	A. 主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合	A.1 当班班長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計器係班長は、当該計器が故障状態であることを確認し、転回に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計器係班長は、当該計器を動作可能な状態にする。	遅やかに	機能検査を実施する。	定期検査時																																																																																																																																																																																																										
	② 燃料取器用水タンク水位																																																																																																																																																																																																																		
	③ 加圧器水位																																																																																																																																																																																																																		
高圧補助安全注入流量	④ 炉子炉水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑤ 燃料取器用水タンク水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑥ 加圧器水位																																																																																																																																																																																																																		
冷却除去流量	⑦ 炉子炉水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑧ 燃料取器用水タンク水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑨ 加圧器水位																																																																																																																																																																																																																		
冷却除去流量	⑩ 燃料取器用水タンク水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑪ 加圧器水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑫ 炉子炉水位																																																																																																																																																																																																																		
[充てん水流量] ³⁾	⑬ 燃料取器用水タンク水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑭ 加圧器水位																																																																																																																																																																																																																		
	⑮ 炉子炉水位																																																																																																																																																																																																																		
[調整タンク圧力] ⁴⁾	⑯ 1次冷却材圧力																																																																																																																																																																																																																		
	⑰ 1次冷却材低流量保護(広域)																																																																																																																																																																																																																		
	⑱ 1次冷却材圧力																																																																																																																																																																																																																		
[排水水注入流量] ⁴⁾	⑲ 冷却除去流量																																																																																																																																																																																																																		
	⑳ 加圧器水位																																																																																																																																																																																																																		
	㉑ 炉子炉水位																																																																																																																																																																																																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 ・ 規定内容の適正化 (主要パラメータについて 所要チャネル数を万 足できない場合の措置 を追加) (補足説明資料参照)	該当規定文書 ・ 変更なし	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 変更なし
	保安規定審査基準	<p>記載すべき内容</p> <p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p> <p>規定内容の適正化 (主要パラメータについて 所要チャネル数を万 足できない場合の措置 を追加) (補足説明資料参照)</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 変更なし</p>
	保安規定審査基準	<p>記載すべき内容</p> <p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p> <p>規定内容の適正化 (主要パラメータについて 所要チャネル数を万 足できない場合の措置 を追加) (補足説明資料参照)</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 変更なし</p>
	保安規定審査基準	<p>記載すべき内容</p> <p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載の考え方</p> <p>規定内容の適正化 (主要パラメータについて 所要チャネル数を万 足できない場合の措置 を追加) (補足説明資料参照)</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 変更なし</p>

※7: 代替品の補充等(可搬型格納容器内水素濃度計測装置に限る)。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 (補足説明資料参照) ・ 表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書 ・ 変更なし	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 変更なし																																	
		<p>原子炉施設保安規定</p> <table border="1" data-bbox="277 284 1264 1377"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機 能^{※1}</th> <th>所要パラメータ^{※2}</th> <th>所要チャンネル数</th> <th>通用モード</th> <th>条 件</th> <th>措 置^{※3}</th> <th>完了時間</th> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> <th>確 認 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※4</td> <td>①可搬型格納容器内水素濃度計測装置 ②格納容器内高レシジエリアモニタ(高レシジエリアモニタ)水素濃度推定用可搬型線量率</td> <td>代器パラメータ</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>A.代器パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.2 計器保証書は、当該計器が故障可能であることを明確に明記していること。および A.3.1 計器保証書は、当該計器を動作可能な状態にする。または A.3.2 計器保証書は、代器措置^{※8}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td> <td>速やかに 速やかに</td> <td>30日 30日</td> <td>格納容器内高レシジエリアモニタ(高レシジエリアモニタ)が動作不能であることを指示により確認する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回 当直時</td> <td>計器保証書 計器保証書</td> </tr> <tr> <td>アニコラスの水素濃度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B.1つの機能を確認するまでの計器が動作不能である場合 C.モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 計器保証書は、当該機能を代器パラメータまたは、代器パラメータを1手段以上動作可能な状態に戻す。 C.モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>72時間 12時間 56時間</td> <td>アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。</td> <td>3ヶ月に1回 定期検査時 定期検査時</td> <td>計器保証書 計器保証書 計器保証書</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機 能 ^{※1}	所要パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	通用モード	条 件	措 置 ^{※3}	完了時間	項 目	頻 度	確 認 事 項	※4	①可搬型格納容器内水素濃度計測装置 ②格納容器内高レシジエリアモニタ(高レシジエリアモニタ)水素濃度推定用可搬型線量率	代器パラメータ	1	モード1、2、3、4、5および6	A.代器パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.2 計器保証書は、当該計器が故障可能であることを明確に明記していること。および A.3.1 計器保証書は、当該計器を動作可能な状態にする。または A.3.2 計器保証書は、代器措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	30日 30日	格納容器内高レシジエリアモニタ(高レシジエリアモニタ)が動作不能であることを指示により確認する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。	定期検査時 1ヶ月に1回 当直時	計器保証書 計器保証書	アニコラスの水素濃度					B.1つの機能を確認するまでの計器が動作不能である場合 C.モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計器保証書は、当該機能を代器パラメータまたは、代器パラメータを1手段以上動作可能な状態に戻す。 C.モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	72時間 12時間 56時間	アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。	3ヶ月に1回 定期検査時 定期検査時	計器保証書 計器保証書 計器保証書	<p>規定内容の適正化 (補足説明資料参照) ・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書 ・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要 ・ 変更なし</p>
分類	機 能 ^{※1}	所要パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	通用モード	条 件	措 置 ^{※3}	完了時間	項 目	頻 度	確 認 事 項																												
※4	①可搬型格納容器内水素濃度計測装置 ②格納容器内高レシジエリアモニタ(高レシジエリアモニタ)水素濃度推定用可搬型線量率	代器パラメータ	1	モード1、2、3、4、5および6	A.代器パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.2 計器保証書は、当該計器が故障可能であることを明確に明記していること。および A.3.1 計器保証書は、当該計器を動作可能な状態にする。または A.3.2 計器保証書は、代器措置 ^{※8} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	30日 30日	格納容器内高レシジエリアモニタ(高レシジエリアモニタ)が動作不能であることを指示により確認する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。	定期検査時 1ヶ月に1回 当直時	計器保証書 計器保証書																												
アニコラスの水素濃度					B.1つの機能を確認するまでの計器が動作不能である場合 C.モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計器保証書は、当該機能を代器パラメータまたは、代器パラメータを1手段以上動作可能な状態に戻す。 C.モード1、2、3および4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 D.モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	72時間 12時間 56時間	アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。 アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率の機能検査を実施する。	3ヶ月に1回 定期検査時 定期検査時	計器保証書 計器保証書 計器保証書																												

※8：代器品の補充等(可搬型格納容器内水素濃度計測装置または、アニコラス水素濃度推定用可搬型線量率に限る)。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 規定内容の適正化 (多様性拡張設備及び多様性拡張設備と併せて使用する重大事故等対処装置設備は代替パラメータとして運転上の制限に設定しないこととの反映) (補足説明資料参照)	該当規定文書 ・ 変更なし	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 変更なし																																																																								
<p>原子炉格納容器内の放射線量計</p>	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能^{※1}</th> <th>代替パラメータ^{※2}</th> <th>所要チャンネル数</th> <th>通用モード</th> <th>所要チャンネル数を満足できない場合の措置^{※3}</th> <th>完了時間</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>確認事項</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器内の放射線量計</td> <td>① 主要パラメータ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)</td> <td>① 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>1</td> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>計装係修課長</td> <td rowspan="2">計装係修課長</td> </tr> <tr> <td>② 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)</td> <td>② 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>1</td> <td></td> <td>B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</td> <td>速やかに</td> <td>動作不能であることを指示し、確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内の放射線量計</td> <td>③ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>③ 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>1</td> <td></td> <td>C.1 計装係修課長は、当該機能を確認する全ての計器が動作不能である場合に、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復帰する。</td> <td>30日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>④ 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>1</td> <td></td> <td>D.1 当直課長は、モード3にす および4において 条件A、Bまたは Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合</td> <td>72時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>⑤ 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>1</td> <td></td> <td>E.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する^{※5}。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。</td> <td>1.2時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)</td> <td>⑥ 主要パラメータの他チャンネル</td> <td>1</td> <td></td> <td>F.1 当直課長は、モード5にす および6において 条件A、Bまたは Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合</td> <td>56時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	機能 ^{※1}	代替パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	通用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間	項目	頻度	確認事項	担当	原子炉格納容器内の放射線量計	① 主要パラメータ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	① 主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5および6	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	計装係修課長	② 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	② 主要パラメータの他チャンネル	1		B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能であることを指示し、確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	原子炉格納容器内の放射線量計	③ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	③ 主要パラメータの他チャンネル	1		C.1 計装係修課長は、当該機能を確認する全ての計器が動作不能である場合に、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復帰する。	30日					④ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	④ 主要パラメータの他チャンネル	1		D.1 当直課長は、モード3にす および4において 条件A、Bまたは Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合	72時間					⑤ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	⑤ 主要パラメータの他チャンネル	1		E.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。	1.2時間					⑥ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	⑥ 主要パラメータの他チャンネル	1		F.1 当直課長は、モード5にす および6において 条件A、Bまたは Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合	56時間							
分類	機能 ^{※1}	代替パラメータ ^{※2}	所要チャンネル数	通用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間	項目	頻度	確認事項	担当																																																																			
原子炉格納容器内の放射線量計	① 主要パラメータ 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	① 主要パラメータの他チャンネル	1	モード1、2、3、4、5および6	A.1 当直課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長	計装係修課長																																																																			
	② 格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	② 主要パラメータの他チャンネル	1		B.1 当直課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計装係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計装係修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能であることを指示し、確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																				
原子炉格納容器内の放射線量計	③ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	③ 主要パラメータの他チャンネル	1		C.1 計装係修課長は、当該機能を確認する全ての計器が動作不能である場合に、代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復帰する。	30日																																																																							
	④ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	④ 主要パラメータの他チャンネル	1		D.1 当直課長は、モード3にす および4において 条件A、Bまたは Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合	72時間																																																																							
	⑤ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	⑤ 主要パラメータの他チャンネル	1		E.1 原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ^{※5} 。 および E.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を中止する。	1.2時間																																																																							
	⑥ 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	⑥ 主要パラメータの他チャンネル	1		F.1 当直課長は、モード5にす および6において 条件A、Bまたは Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合	56時間																																																																							

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>機能① ①中間補正中性子束</p> <p>②中性子源補正中性子束②</p>	<p>規定内容の適正化 (多様性拡張設備及び多様性拡張設備と併せて使用する重大事故等対処設備は、代替パラメータとして運転上の制限を設定しないことの反映) (補足説明資料参照)</p> <p>規定内容の適正化 (主要パラメータは多様性拡張設備であり、運転上の制限を設定しないことの反映) (補足説明資料参照)</p>	<p>変更なし</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>変更なし</p>
		<p>所要子 チャンネル数 1</p> <p>モード モード 2、3、 4、5お よび6</p>	<p>所要チャンネル数が総を満足できない場合の措置②</p> <p>措置</p> <p>① 当道課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および ② 計装係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および ③ 計装係長は、当該計器を動作可能な状態にする。</p>	<p>項目 運転時 定期検査時 1ヶ月に1回</p> <p>担当者 計装係長 当道課長</p>	
		<p>①中性子源補正中性子束②</p>	<p>① 1つの機能を確認する全ての計器が動作不能である場合 および ② 当道課長は、モード5にす び4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 および ③ 当道課長は、モード5にす び4において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>完了時間 7.2時間 1.2時間 5.6時間</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方 規定内容の適正化 (原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について、サーベランス実施内容を追加) (補足説明資料参照) ・ 表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書 ・ 保守管理通達	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 従来85-7-1に基づき実施してきたサーベランスについて、85-16-1も兼ねる旨を追加
	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方 規定内容の適正化 (原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について、サーベランス実施内容を追加) (補足説明資料参照) ・ 表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書 ・ 保守管理通達	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 従来85-7-1に基づき実施してきたサーベランスについて、85-16-1も兼ねる旨を追加
	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方 規定内容の適正化 (原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について、サーベランス実施内容を追加) (補足説明資料参照) ・ 表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書 ・ 保守管理通達	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 従来85-7-1に基づき実施してきたサーベランスについて、85-16-1も兼ねる旨を追加
	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方 規定内容の適正化 (原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について、サーベランス実施内容を追加) (補足説明資料参照) ・ 表現の変更、運用の明確化等	該当規定文書 ・ 保守管理通達	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 従来85-7-1に基づき実施してきたサーベランスについて、85-16-1も兼ねる旨を追加

※10： 代動機の補充等(格納容器内循環ユニット入口流量/出口流量(SA)および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力)に関する。
 ※11： 格納容器内循環ユニット入口流量/出口流量(SA)および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について実施する。
 ※12： 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について実施する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 規定内容の適正化 (主要パラメータは多様性 拡張設備であり、運転上 の制限を設定しないこ ととしていることから、 主要パラメータを計測 する計器全てが動作不 能である場合の措置等 の記載を削除) (補足説明資料参照)	該当規定文書 ・ 変更なし	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 変更なし																																																									
		<p>記載すべき内容</p>	<p>規定内容の適正化 (主要パラメータは多様性 拡張設備であり、運転上 の制限を設定しないこ ととしていることから、 主要パラメータを計測 する計器全てが動作不 能である場合の措置等 の記載を削除) (補足説明資料参照)</p>	<p>該当規定文書 ・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要 ・ 変更なし</p>																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主要パラメータ</th> <th>機能^{※1}</th> <th>代替パラメータ^{※2}</th> <th>所要サン セル数</th> <th>通用 モード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">浴 槽 給 熱 器 ハ イ パ ス の 設 置</td> <td>[戻水器空気抽出器ガス モニタ]^{※4}</td> <td>①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td>代番パラメータ</td> <td>1</td> <td>モード 1、2、 3、4、 5および 6</td> </tr> <tr> <td>[蒸気発生器プロダクタ ン水モニタ]^{※4}</td> <td>①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[高感度蒸気管モニ タ]^{※4}</td> <td>①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[補助建屋排気筒ガスモ ニタ]^{※4}</td> <td>①1次冷却圧力 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[安全補綴室排気筒ガスモ ニタ]^{※4}</td> <td>①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[補助建屋サブタンク 水位]^{※4}</td> <td>①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[余熱除去ポンプ吐出圧 力]^{※4}</td> <td>①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[加圧器減かしタンク圧 力]^{※4}</td> <td>①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[加圧器減かしタンク水 位]^{※4}</td> <td>①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[加圧器減かしタンク温 度]^{※4}</td> <td>①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	代替パラメータ ^{※2}	所要サン セル数	通用 モード	浴 槽 給 熱 器 ハ イ パ ス の 設 置	[戻水器空気抽出器ガス モニタ] ^{※4}	①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力	代番パラメータ	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6	[蒸気発生器プロダクタ ン水モニタ] ^{※4}	①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[高感度蒸気管モニ タ] ^{※4}	①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[補助建屋排気筒ガスモ ニタ] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[安全補綴室排気筒ガスモ ニタ] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[補助建屋サブタンク 水位] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[余熱除去ポンプ吐出圧 力] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[加圧器減かしタンク圧 力] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[加圧器減かしタンク水 位] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		[加圧器減かしタンク温 度] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1		<p>所要サンセル数を満足できない場合の措置^{※3}</p> <p>条件</p> <p>A.1 代番パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合 A.2 計装保修課長は、当該計装が故障状態であることが運轉員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 計装保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</p> <p>措置</p> <p>A.1 当直課長は、主要パラメータが動作不能であることを確認する。 A.2 計装保修課長は、当該計装が故障状態であることが運轉員に明確に分かるような措置を講じる。 A.3 計装保修課長は、当該計器を動作可能な状態にする。</p> <p>完了時間</p> <p>速やかに 速やかに 30日 72時間 12時間 56時間 速やかに 速やかに</p> <p>項目</p> <p>機能検査を実施する。 動作不能であることを指示し、備蓄により確認する。</p> <p>頻度</p> <p>定期検査時 1ヶ月に1回</p> <p>相 当</p> <p>計装保修課長 当直課長</p>	<p>該当規定文書 ・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要 ・ 変更なし</p>
分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	代替パラメータ ^{※2}	所要サン セル数	通用 モード																																																									
浴 槽 給 熱 器 ハ イ パ ス の 設 置	[戻水器空気抽出器ガス モニタ] ^{※4}	①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力	代番パラメータ	1	モード 1、2、 3、4、 5および 6																																																									
	[蒸気発生器プロダクタ ン水モニタ] ^{※4}	①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[高感度蒸気管モニ タ] ^{※4}	①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[補助建屋排気筒ガスモ ニタ] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[安全補綴室排気筒ガスモ ニタ] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[補助建屋サブタンク 水位] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[余熱除去ポンプ吐出圧 力] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[加圧器減かしタンク圧 力] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[加圧器減かしタンク水 位] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
	[加圧器減かしタンク温 度] ^{※4}	①1次冷却圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サブ広 域水位 ①蒸気発生器蒸気水位 ①蒸気発生器蒸気圧力		1																																																										
			<p>(以下略)</p>																																																											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 監視測定装置	記載の考え方 ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 記載の適正化 (電源確保の設備が電源車(緊急時対策所用)から空冷式非常用発電装置に変更となすことを踏まえた反映) (補足説明資料参照)	該当規定文書 ・ 運転管理通達	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 保安規定との記載の統一																																																											
	85-18-1 監視測定装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>設備</th> <th>所置数^{※1}</th> <th>適用モード</th> <th>備考</th> <th>点検</th> <th>検査</th> <th>点検事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線計測装置および放射線量の測定</td> <td>可動式モニタリングポスト</td> <td>8個</td> <td>モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間</td> <td>A.動作可能な状態を満足していない場合</td> <td>1.1 放射線管理責任者は、当該設備の動作可能な状態を確認する措置を講ずる。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> <tr> <td>電離計カーベイメータ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>および放射線管理責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">電源確保</td> <td>可動式ラスタラン</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>電離計カーベイメータの検定を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> <tr> <td>可動式モニタリングポスト</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>電離計カーベイメータの検定を実施する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> <tr> <td>可動式ラスタラン</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td>電離計カーベイメータの検定を実施する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> <tr> <td>可動式ラスタラン</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td>電離計カーベイメータの検定を実施する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> <tr> <td>可動式ラスタラン</td> <td>1個</td> <td></td> <td></td> <td>電離計カーベイメータの検定を実施する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	設備	所置数 ^{※1}	適用モード	備考	点検	検査	点検事項	放射線計測装置および放射線量の測定	可動式モニタリングポスト	8個	モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間	A.動作可能な状態を満足していない場合	1.1 放射線管理責任者は、当該設備の動作可能な状態を確認する措置を講ずる。	1年に1回	放射線管理責任者	電離計カーベイメータ	2個			および放射線管理責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者	電源確保	可動式ラスタラン	2個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	1年に1回	放射線管理責任者	可動式モニタリングポスト	2個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者	可動式ラスタラン	2個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	1年に1回	放射線管理責任者	可動式ラスタラン	1個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者	可動式ラスタラン	1個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 ・ 記載の適正化 (電源確保の設備が電源車(緊急時対策所用)から空冷式非常用発電装置に変更となすことを踏まえた反映) (補足説明資料参照) 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転管理通達 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安規定との記載の統一
種別	設備	所置数 ^{※1}	適用モード	備考	点検	検査	点検事項																																																									
放射線計測装置および放射線量の測定	可動式モニタリングポスト	8個	モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間	A.動作可能な状態を満足していない場合	1.1 放射線管理責任者は、当該設備の動作可能な状態を確認する措置を講ずる。	1年に1回	放射線管理責任者																																																									
	電離計カーベイメータ	2個			および放射線管理責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者																																																									
電源確保	可動式ラスタラン	2個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	1年に1回	放射線管理責任者																																																									
	可動式モニタリングポスト	2個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者																																																									
	可動式ラスタラン	2個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	1年に1回	放射線管理責任者																																																									
	可動式ラスタラン	1個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者																																																									
	可動式ラスタラン	1個			電離計カーベイメータの検定を実施する。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者																																																									
	85-19-1 代替電源設備からの給電 (中略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設備</th> <th>所置数^{※1}</th> <th>適用モード</th> <th>備考</th> <th>点検</th> <th>検査</th> <th>点検事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源確保</td> <td>可動式非常用発電装置</td> <td>1個</td> <td>モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間</td> <td>A.動作可能な状態を満足していない場合</td> <td>1.1 放射線管理責任者は、当該設備の動作可能な状態を確認する措置を講ずる。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> <td>および放射線管理責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理責任者</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設備	所置数 ^{※1}	適用モード	備考	点検	検査	点検事項	電源確保	可動式非常用発電装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間	A.動作可能な状態を満足していない場合	1.1 放射線管理責任者は、当該設備の動作可能な状態を確認する措置を講ずる。	1年に1回	放射線管理責任者	燃料油貯蔵タンク	1台			および放射線管理責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 																																				
項目	設備	所置数 ^{※1}	適用モード	備考	点検	検査	点検事項																																																									
電源確保	可動式非常用発電装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間	A.動作可能な状態を満足していない場合	1.1 放射線管理責任者は、当該設備の動作可能な状態を確認する措置を講ずる。	1年に1回	放射線管理責任者																																																									
	燃料油貯蔵タンク	1台			および放射線管理責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。	3ヶ月に1回	放射線管理責任者																																																									

※1：おおよそ4ヶ月の点検周期を有する。
 ※2：代位措置の適用される。
 ※3：おおよそ4ヶ月の点検周期を有する。
 ※4：おおよそ4ヶ月の点検周期を有する。

85-19-1 代替電源設備からの給電
(中略)

モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間	A.1 動作可能な電源 (緊急時対策用) がある場合	および	放射線管理責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。
モード1、2、3、4、5、6および常用高周波ビットに燃料棒を挿入している期間	A.2 電源確保責任者は、代位措置を講ずる措置を講ずる。		

(以下略)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 ・ 表現の変更、運用の明確化 等	該当規定文書 ・ 運転管理通達	社内規定文書 記載内容の概要 ・ 保安規定との記載の統一																																																																									
	<p>85-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化系</td> <td>(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統^{※1}が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気供給装置</td> <td>(3) 燃費濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エアリモニタおよび緊急時対策所外可搬型エアリモニタの所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>運用モード</td> <td>送 風 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1台^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット 1個^{※2} 緊急時対策所非常用空気供給装置 720本^{※2}</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに密閉体を設置している期間</td> <td>空気供給装置 1個^{※2} 燃費濃度計 1個^{※2} 二酸化炭素濃度計 1個^{※2} 緊急時対策所外可搬型エアリモニタ 1個^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1個。 ※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。 (2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化系</td> <td>緊急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉係長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化系</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1年に1回(燃費濃度計ユニットおよび二酸化炭素濃度計ユニットが99.75%(揮発性)以上および99.99%(無揮発性)以上であることを確認する)。</td> <td>1年に1回</td> <td>原子炉係長</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td>空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>燃費濃度計</td> <td>燃費濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エアリモニタ</td> <td>緊急時対策所内可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エアリモニタ</td> <td>緊急時対策所外可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	緊急時対策所空気浄化系	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること	緊急時対策所空気供給装置	(3) 燃費濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エアリモニタおよび緊急時対策所外可搬型エアリモニタの所要数が動作可能であること	運用モード	送 風 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1台 ^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット 1個 ^{※2} 緊急時対策所非常用空気供給装置 720本 ^{※2}	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに密閉体を設置している期間	空気供給装置 1個 ^{※2} 燃費濃度計 1個 ^{※2} 二酸化炭素濃度計 1個 ^{※2} 緊急時対策所外可搬型エアリモニタ 1個 ^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1個	項目	確認事項	頻 度	担 当	緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉係長	緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1年に1回(燃費濃度計ユニットおよび二酸化炭素濃度計ユニットが99.75%(揮発性)以上および99.99%(無揮発性)以上であることを確認する)。	1年に1回	原子炉係長	空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	燃費濃度計	燃費濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	緊急時対策所内可搬型エアリモニタ	緊急時対策所内可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理係長	緊急時対策所外可搬型エアリモニタ	緊急時対策所外可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	<p>85-19-2 居住性の確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <p>緊急時対策所空気浄化系1系統^{※1}が動作可能であること 空気供給装置の所要数が使用可能であること 燃費濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること 緊急時対策所内可搬型エアリモニタおよび緊急時対策所外可搬型エアリモニタの所要数が動作可能であること</p> <p>運用モード</p> <p>送 風 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1台^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット 1個^{※2} 緊急時対策所非常用空気供給装置 720本^{※2}</p> <p>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに密閉体を設置している期間</p> <p>空気供給装置 1個^{※2} 燃費濃度計 1個^{※2} 二酸化炭素濃度計 1個^{※2} 緊急時対策所外可搬型エアリモニタ 1個^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1個</p> <p>※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1個。 ※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。 (2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化系</td> <td>緊急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉係長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所空気浄化系</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1年に1回(燃費濃度計ユニットおよび二酸化炭素濃度計ユニットが99.75%(揮発性)以上および99.99%(無揮発性)以上であることを確認する)。</td> <td>1年に1回</td> <td>原子炉係長</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td>空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>燃費濃度計</td> <td>燃費濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エアリモニタ</td> <td>緊急時対策所内可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エアリモニタ</td> <td>緊急時対策所外可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>放射線管理係長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	項目	確認事項	頻 度	担 当	緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉係長	緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1年に1回(燃費濃度計ユニットおよび二酸化炭素濃度計ユニットが99.75%(揮発性)以上および99.99%(無揮発性)以上であることを確認する)。	1年に1回	原子炉係長	空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	燃費濃度計	燃費濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	緊急時対策所内可搬型エアリモニタ	緊急時対策所内可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理係長	緊急時対策所外可搬型エアリモニタ	緊急時対策所外可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長	<p>該規定文書</p> <p>・ 運転管理通達</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 保安規定との記載の統一</p>
項目	運転上の制限																																																																													
緊急時対策所空気浄化系	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統 ^{※1} が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること																																																																													
緊急時対策所空気供給装置	(3) 燃費濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エアリモニタおよび緊急時対策所外可搬型エアリモニタの所要数が動作可能であること																																																																													
運用モード	送 風 緊急時対策所非常用空気浄化ファン 1台 ^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット 1個 ^{※2} 緊急時対策所非常用空気供給装置 720本 ^{※2}																																																																													
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに密閉体を設置している期間	空気供給装置 1個 ^{※2} 燃費濃度計 1個 ^{※2} 二酸化炭素濃度計 1個 ^{※2} 緊急時対策所外可搬型エアリモニタ 1個 ^{※2} 緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1個																																																																													
項目	確認事項	頻 度	担 当																																																																											
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉係長																																																																											
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1年に1回(燃費濃度計ユニットおよび二酸化炭素濃度計ユニットが99.75%(揮発性)以上および99.99%(無揮発性)以上であることを確認する)。	1年に1回	原子炉係長																																																																											
空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											
燃費濃度計	燃費濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											
緊急時対策所内可搬型エアリモニタ	緊急時対策所内可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理係長																																																																											
緊急時対策所外可搬型エアリモニタ	緊急時対策所外可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											
項目	確認事項	頻 度	担 当																																																																											
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系(ファンおよびフィルターユニット)が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉係長																																																																											
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所非常用空気浄化ファンユニット1年に1回(燃費濃度計ユニットおよび二酸化炭素濃度計ユニットが99.75%(揮発性)以上および99.99%(無揮発性)以上であることを確認する)。	1年に1回	原子炉係長																																																																											
空気供給装置	空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											
燃費濃度計	燃費濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											
緊急時対策所内可搬型エアリモニタ	緊急時対策所内可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	1年に1回	放射線管理係長																																																																											
緊急時対策所外可搬型エアリモニタ	緊急時対策所外可搬型エアリモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理係長																																																																											

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ LCOの確認について、サーベランス実施方法、サーベランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。 ○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。 ○ LCOに係る記録の作成について定められていること。 ○ 異常発生時の基本的対応事項及び探るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。 	<p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。 ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。 ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。 ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを含む。また、所要の機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ※5：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 ※7：連絡要員の追加や、同様の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。 ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p> <p>（運転上の制限の確認） 第 87 条 【変更なし】</p> <p>（運転上の制限を満足しない場合） 第 88 条 【変更なし】</p> <p>（運転上の制限に関する記録） 第 90 条 【変更なし】</p> <p>（異常時の基本的対応） 第 91 条 【変更なし】</p> <p>（異常時の措置） 第 92 条 【変更なし】</p> <p>（異常収束後の措置） 第 93 条 【変更なし】</p> <p>添付1 異常時の運転操作基準（第92条関連） （中略） 表一1（3号炉および4号炉）</p>	<p>※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。 ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。 ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。 ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを含む。また、所要の機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ※5：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。 ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 ※7：連絡要員の追加や、同様の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。 ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>保安規定審査基準</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3（高温停止）を確立する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ設定値に達した場合 原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの警報発信を確認する。 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップし、断器の開放表示灯の点灯 制御棒炉底位置表示灯の点灯 中性子束出力指示値の低下 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 (中略) <p>表-3（3号炉および4号炉）</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動 <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材喪失事象収束操作 <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 <p>② 主な監視操作内容 (中略)</p> <p>[非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失]</p> <ol style="list-style-type: none"> 代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。 (中略) <p>表-6（3号炉および4号炉） (中略)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動 <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系誤作動収束操作 <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤作動時に原子炉を安全に停止する。 	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし 変更なし 変更なし 変更なし 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更なし 変更なし 変更なし

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>② 主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 <p>(中略)</p> <p>表-9 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>(中略)</p> <p>[安全系補機の冷却水制限温度以上の場合]</p> <p>1. 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第18条の7</p> <p>【変更なし】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし
○ 予防保全を目的とした保安作業に		<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現の変更、運用の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更なし

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>基づき、実用炉規則第92条第1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。</p> <p>○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。</p> <p>実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号平成25年6月19日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。</p> <p>○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第43条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第43条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ない</p>	<p>し]</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>	<p>るため、保安規定及びび次文書他には記載しない。</p> <p>手続きに関する事項であるため、保安規定には記載しない。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
	<p>し基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性において原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 に基づく原子炉設置許可及び同法第 43 条の 3 の 8 に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>	<p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>				
<p>第 92 条 (保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十四 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質による汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>○ 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。</p> <p>○ 実用炉規則第 78 条に基づき、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>○ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>○ 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>○ 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。</p>	<p>(線量の評価) 第 1 1 2 条 【変更なし】</p> <p>(床・壁等の除染) 第 1 1 3 条 【変更なし】</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第 1 1 4 条 【変更なし】</p> <p>(管理区域等への搬出および運搬) 第 1 1 6 条 【変更なし】</p> <p>(管理区域等への搬出および運搬) 第 1 1 6 条 【変更なし】</p> <p>(発電所外への運搬) 第 1 1 7 条 【変更なし】</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに關することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の確認について(内規)」(平成17・11・30 原院第6号(平成18年1月30日原子力安全・保安院制定)及び平成23・06・20 原院第4号(平成23年7月1日同院改正))を参考として記載していること。なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の確認において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに關することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21 原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。</p> <p>○ 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p> <p>【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第100条の2 【変更なし】</p> <p>(頻度の定義) 第104条 【変更なし】</p> <p>(管理区域の設定・解除) 第105条 【変更なし】</p> <p>(管理区域内における区域区分) 第106条 【変更なし】</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項) 第109条 【変更なし】</p> <p>(床・壁等の除染) 第113条 【変更なし】</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																												
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十五 放射線測定器の管理に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第15号 放射線測定器の管理</p> <p>○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</p> <p>○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</p>	<p>(管理区域等への搬出および運搬) 第116条 【変更なし】</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 【実用炉規則第92条第1項第22号にて整理】</p> <p>(放出管理用計測器の管理) 第103条 【変更なし】</p> <p>(放射線計測器類の管理) 第115条 (中略)</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>																												
<p>第92条(保安規定)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第16号</p>	<table border="1" data-bbox="730 947 1220 1377"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボロディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用計測器^{※1}</td> <td>線量当量率測定用サレーバイメータ 汚染密度測定用サレーバイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台 4台</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器^{※1}</td> <td>退出モニタ 試料放射能測定装置 積算線量計</td> <td>放射線管理課長</td> <td>4台 3台^{※2} 1式</td> </tr> <tr> <td>環境放射能計測器</td> <td>モニタポスト モニタステーション エリアモニタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台 1台</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器</td> <td>放射線監視用計測器^{※1}</td> <td>計装係 課長</td> <td>40台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>環境放射能計測器</td> <td>試料放射能測定装置 積算線量計測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター 所長</td> <td>1台^{※1} 1台^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の重大事故等対応設備は「85-18-1 監視測定設備」において管理する。 ※2：1台は表103の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の4台を含む。 ※4：環境放射能計測器は、美浜発電所、大飯発電所と共用</p>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台	放射線管理用計測器 ^{※1}	線量当量率測定用サレーバイメータ 汚染密度測定用サレーバイメータ	放射線管理課長	5台 4台	放射線監視用計測器 ^{※1}	退出モニタ 試料放射能測定装置 積算線量計	放射線管理課長	4台 3台 ^{※2} 1式	環境放射能計測器	モニタポスト モニタステーション エリアモニタ	放射線管理課長	5台 1台	放射線監視用計測器	放射線監視用計測器 ^{※1}	計装係 課長	40台 ^{※3}	環境放射能計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	環境モニタリングセンター 所長	1台 ^{※1} 1台 ^{※4}	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
分類	計測器種類	担当	数量																														
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台																														
放射線管理用計測器 ^{※1}	線量当量率測定用サレーバイメータ 汚染密度測定用サレーバイメータ	放射線管理課長	5台 4台																														
放射線監視用計測器 ^{※1}	退出モニタ 試料放射能測定装置 積算線量計	放射線管理課長	4台 3台 ^{※2} 1式																														
環境放射能計測器	モニタポスト モニタステーション エリアモニタ	放射線管理課長	5台 1台																														
放射線監視用計測器	放射線監視用計測器 ^{※1}	計装係 課長	40台 ^{※3}																														
環境放射能計測器	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置	環境モニタリングセンター 所長	1台 ^{※1} 1台 ^{※4}																														
<p>第92条(保安規定)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第16号</p>																																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p> <p>第80条（発電用原子炉施設の巡視及び点検） 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。</p> <p>一 原子炉炉冷却系統施設 二 制御材駆動設備 三 電源、給排水及び排気施設</p>	<p>発電用原子炉施設の巡視及び点検</p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。</p>	<p>（巡視点検） 第 14 条 当直職員は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第 107 条第 1 項で定める区域および系統より切離されている施設を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 （以下略）</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
<p>第 92 条（保安規定） 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等</p> <p>○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。</p>	<p>（新燃料の運搬） 第 94 条 4. 原子燃料課長は、第 1 項または第 2 項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料の落下を防止する措置を講ずること。 (2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界を管理すること。 5. 放射線管理課長は、第 3 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第 106 条第 1 項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第 106 条第 1 項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。 7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 （新燃料の貯蔵）</p>	<p>・ 規定内容の適正化（補足説明資料参照）</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 (補足説明資料参照)	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められている</p>	<p>第 9 5 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (中略) (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の方がみだりに立ち入りできない措置を講じること。 (中略) (6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。 (9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。 2. 原子燃料課長は、第 1 項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 ※1：毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施（以下、本章において同じ）。 (使用済燃料の貯蔵) 第 9 8 条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (中略) (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の方がみだりに立ち入りできない措置を講じること。 (中略) (10) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。 2. 原子燃料課長は、第 1 項(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 (以下略) 【変更なし】 (使用済燃料の運搬) 第 9 9 条 (燃料の取替等) 第 9 7 条 4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、または原子炉から使用済燃料ピットへ</p>	<p>第 9 5 条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (中略) (2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の方がみだりに立ち入りできない措置を講じること。 (中略) (6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。 (7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。 (8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて 0.98 以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。 (9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。 2. 原子燃料課長は、第 1 項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 ※1：毎月 1 日を始期とする 1 ヶ月間に 1 回実施（以下、本章において同じ）。 (使用済燃料の貯蔵) 第 9 8 条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。 (中略) (2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の方がみだりに立ち入りできない措置を講じること。 (中略) (10) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。 2. 原子燃料課長は、第 1 項(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 (以下略) 【変更なし】 (使用済燃料の運搬) 第 9 9 条 (燃料の取替等) 第 9 7 条 4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、または原子炉から使用済燃料ピットへ</p>	<p>・ 規定内容の適正化 (補足説明資料参照)</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十八 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</p>	<p>こと。 なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p> <p>実用炉規則第92条第1項第18号 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>○ 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p>	<p>取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (中略)</p> <p>(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあつては、誤配置を防止する措置を講ずること。</p> <p>5. 原子燃料課長は、第4項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[※]または保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、(7)イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固型装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。 イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイヤで圧縮減容する。 (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化 (参照項番号の適正化) (補足説明資料参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
	<p>○ 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>○ 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30 原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20 原院第4号（平成23年7月11日同院改正））を参考として記載していること。</p> <p>なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。</p> <p>○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21 原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。</p>	<p>（放射性液体廃棄物の管理） 第101条 【変更なし】</p> <p>（放射性気体廃棄物の管理） 第102条 【変更なし】</p> <p>〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕</p>				
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>十九 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第1項第19号】 非常の場合に講ずべき措置</p> <p>○ 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>○ 緊急事態の発生をもつてその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。</p>	<p>（原子力防災組織） 第121条 安全・防災室長は、原子力災害の発生または拡大を防止するため、図121に示す原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電所原子力緊急時対策本部（以下、「発電所対策本部」という。）の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。（以下略）</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		記載すべき内容				
<p>第83条（火災発生時における発電用原子炉施設 の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三条の三の二十二第二項の規定によ り、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設 を設置した工場又は事業所において火災が発 生した場合における発電用原子炉施設（法第四 十三条の三の三十二第二項の認可を受けたも のであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質 が存在しないものを除く。以下この条から第八 十六条までにおいて同じ。）の保全のための活</p>	<p>○ 緊急時における運転操作に関する 社内規程類を作成することが定め られていること。</p> <p>○ 緊急事態発生時は定められた通報 経路に従い、関係機関に通報する ことが定められていること。</p> <p>○ 緊急事態が発生した場合は、緊急 時体制を発令し、応急措置及び緊 急時における活動を実施すること が定められていること。</p>	<p>第122条（原子炉防災要員） 【変更なし】</p> <p>（原子炉防災資機材等の整備） 第123条 【変更なし】</p> <p>（原子炉防災資機材等の整備） 第123条 【変更なし】</p> <p>（通報経路） 第124条 【変更なし】</p> <p>（通 報） 第126条 【変更なし】</p> <p>（原子炉防災体制等の発令） 第127条 （中略） 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、 または自ら発見した場合は、原子炉防災体制を発令 して、発電所対策本部の要員を召集し、発電所対策 本部を設置する。 所長は、原子炉防災体制を発令した場合は、直ちに原 子炉発電部門統括に報告する。</p> <p>（応急措置） 第128条 【変更なし】</p> <p>（緊急時における活動） 第129条 【変更なし】</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化 等</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>		
<p>実用炉規則第92条第1項第20号 火災発生時における発電用原子炉施 設の保全のための活動を行う体制の 整備</p> <p>○ 火災が発生した場合（以下「火災発 生時」という。）における発電用原 子炉施設の保全のための活動（消 防士員への通報、消火又は延焼の 防止その他消防隊が火災の現場に 到着するまでに行う活動を含む。 以下同じ。）を含む火災防護対策を 行う体制の整備に関し、次の各号</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害 発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の 2、第18条の2の2および第18条の3関連） 【実用炉規則第92条第1項第9号】にて整理】</p>	<p>（火災発生時の体制の整備） 第18条 【変更なし】</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
	保安規定審査基準				記載内容の概要	
<p>動（消防隊員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>二 火災の発生を消防官吏に確実に通報するため必要な設備を設置すること。</p> <p>三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。</p> <p>五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。</p> <p>六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するため必要な設備を設置すること。</p> <p>3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</p> <p>5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。</p> <p>6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。</p> <p>7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価することとともにその結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>
<p>第84条（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三條の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設（以下「内部溢水発生時」という。）における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第21号 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 発電用原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>（内部溢水発生時の体制の整備） 第18条の2 【変更なし】</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>置を講じなければならない。</p> <p>二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。</p> <p>五 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>第92条（保安規定）法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>ることが定められていること。</p> <p>1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設における発電用原子炉施設のための活動を行うための必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設における発電用原子炉施設のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設における発電用原子炉施設のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</p> <p>4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設における発電用原子炉施設のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設における発電用原子炉施設のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3(関連)） 【実用炉規則第92条第1項第9号】にて整理</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>第84条の2（火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第21号の2 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設における発電用原子炉施設のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p>	<p>（火山影響等発生時の体制の整備） 第18条の2の2 【実用炉規則第92条第1項第9号】にて整理</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の3(関連)） 【実用炉規則第92条第1項第9号】にて整理</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準		原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>三 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講じること。</p> <p>四 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィードバックの他の資機材を備え付けること。</p> <p>五 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じること。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十一の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>を配置すること。</p> <p>3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</p> <p>4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィードバックの他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>二 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>二 イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>三 ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>
<p>第85条（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第22号 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p>						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>法第四十三條の三の三の第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故の発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>三 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</p> <p>四 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</p> <p>五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>六 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。</p> <p>イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ヘ 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>第92条（保安規定） 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十二 重大事故等発生時における発電</p>	<p>○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対策施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>なお、これらの措置については、特定重大事故等対策施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故障による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項を含むこと。</p> <p>1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</p> <p>3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施する。なお、重大事故等対策施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。</p> <p>4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程を定め、これを対策要員に守らせること。</p> <p>一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>（運転員等の確保） 第13条 【実用炉規則第92条第1項第9号】にて整理】 （重大事故等発生時の体制の整備） 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 （中略） 4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 （1）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項 （a）要員の役割分担および責任者の配置に関すること。 （b）3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること。 （2）（1）の要員に対する教育訓練に関する次の事項 （a）力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。 （b）重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。 （c）成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること。 （d）成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。 （3）重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。 5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対策設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項（1）</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 変更なし</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>防止するための対策に関すること。</p> <p>四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>五 発生する有毒ガスからの運手人等の防護に関すること。</p> <p>六 その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>七 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p> <p>○ 重大事故等発生時におけるそれぞれれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</p>	<p>記載すべき内容 (中略)</p> <p>8. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。(中略)</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずる。</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連)</p> <p>1 重大事故等対策 (中略)</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名(計2名)配置する。 (中略)</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (中略)</p> <p>(3) 資機材の配備 ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。 (中略)</p> <p>1. 2 アクセルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (1) アクセルートの確保 ア 安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用管理を実施することを社内標準に定める。 (中略)</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(エ) 障害物を除去可能なブルドーザおよび油圧ショベルを保管、使用し、それらを運転できる緊急安全対策要員を確保する。</p> <p>(オ) 被ばくを考慮した放射線防護員の配備およびアクセスルート近隣の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。 (中略)</p> <p>ウ 屋内アクセスルートの確保 (中略)</p> <p>(4) <u>地震</u>、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。 (中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項 (中略)</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。 また、ブランドメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。 (中略)</p> <p>1. 3 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。 (中略)</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内標準を定める。 (7) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。 (中略)</p> <p>d 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用</p> <p>e 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項</p> <p>炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器の破損を防止するために実施する対応措置に使用 (中略)</p> <p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等 (中略)</p> <p>表一 1.0 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (中略)</p> <p>表一 2</p> <p>操作手順 2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 フロントライン系機能喪失時 1. 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を充てんした高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環ポンプ水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。 蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>を閉止後、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドプリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドプリードにより低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドプリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による<u>1次冷却系</u>のフィードアンドプリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 蒸気発生器2次側による炉心冷却による原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドプリードを行う。</p> <p>○ <u>1次冷却系</u>のフィードアンドプリードの判断基準について 蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドプリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>				
		<p>サボート系機能喪失時 1. 補助給水ポンプの機能回復 (蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水)) (中略)</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービ</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>記載すべき内容 自動補助給水ポンプの機能回復（タービン駆動補助給水ポンプ補助油ポンプへの給電） (中略)</p>				
表-3		<p>操作手順 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。 また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。 さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 フロントライン系機能喪失時 1. 1次冷却系のフィードアンドブリード 当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた1次冷却系のフィードアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取替用水タンクを充てん／高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。 蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、1次冷却系のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し蒸気発生器2次側のフイードアンドブリードを行い、低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、1次冷却系のフイードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による1次冷却系のフイードアンドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合 (中略)</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (中略)</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、赤てん／高圧注入ポンプによる原子炉への注水と加圧器逃がし弁の開操作による1次冷却系のフイードアンドブリードを行う。 補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。 (中略)</p>			

表一 4

操作手順
4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (中略)
② 対応手段等

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>記載すべき内容 (中略)</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生している場合 サブポート系機能喪失時 (中略)</p> <p>○ 優先順位 (中略)</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ(空調用冷水)を優先し、次にB余熱除去ポンプ(海水冷却)またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)を使用する。 (中略)</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 (中略)</p> <p>運転停止中の場合 サブポート系機能喪失時 (中略)</p> <p>2. 代替再循環運転 (中略)</p> <p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ(海水冷却)を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。 (中略)</p> <p>b. B余熱除去ポンプ(海水冷却)および</p>	<p>・ 規定内容の適正化 (補足説明資料参照)</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>びC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 B余熱除去ポンプ(海水冷却)低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水) (1) タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、全交流動力電源喪失時または原子炉補機冷却機能喪失時に1次冷却系統に開口部がない場合は、<u>タービン動補給水ポンプまたは電動補給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</u> a. 手順着手の判断基準 運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、1次冷却材系統に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合 (中略)</p>			

表-5

<p>操作手順 5.最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (中略)</p>
--

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>② 対応手段等 (中略)</p> <p>サボート系機能喪失時 1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水) (1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 (中略)</p> <p>表-6 操作手順 6. 原炉格納容器内の冷却等のための手順等 (中略)</p> <p>② 対応手段等 炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時 (中略)</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができきない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができきない場合、および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用でききない場合は、復水タンクを使用する。 (中略)</p> <p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・ 炉心損傷前 サボート系機能喪失時・ 炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・ 炉心損傷後 サボート系機能喪失時 (配慮すべき事項) (中略)</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業時間^{※1}となれば燃料油時油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、表-14「電</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯油そのの備蓄量 (116.25kl 以上 (1 基あたり)、4 基) を管理する。</p> <p>消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料搬行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時 7 日間運転継続するために必要な燃料 (ガソリン) の備蓄量として 12.15kl 以上を管理する。 (中略)</p> <p>表一 8 操作手順 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 ② 対応手段等 (中略) (中略) 溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 交流動力電源および原子炉補機冷却機能健全</p> <p>2. 代替炉心注水 (中略) 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) A 格納容器スプレイポンプ (RHS - CSS 連絡ライン使用) による代替炉心注水 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A 格納容器スプレイポンプ (RHS - CSS 連絡ライン使用) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水が高圧安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合 (中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の明確化 (補足説明資料参照) 規定内容の明確化 (補足説明資料参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 変更なし
		<p>表一 9</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>操作手順 9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 ② 対応手段等 (中略) ○ 水素濃度低減・水素濃度監視 (配慮すべき事項) (中略) ○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件 炉心損傷の判断後に、電源の回復が炉心出口温度 350℃ 到達後 60 分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、緊急時対策本部においてフラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。 (中略)</p> <p>表-10 操作手順 10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 ② 対応手段等 (中略) ○ 水素濃度監視 (中略) 1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定 (中略)</p> <p>表-11 操作手順 11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等 ② 対応手段等 (中略) ○ 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時 (中略) (配慮すべき事項) ○ 優先順位 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。原子炉補助建屋に損傷がある場合は原子炉補助</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>表-1.2</p> <p>操作手順 1. 2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (中略)</p> <p>② 対応手段等 (中略)</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (中略)</p> <p>(配慮すべき事項) (中略)</p> <p>○ 泡消火剤の配備 放水開始から約20分の泡消火を行うために、泡消火剤を4k1(1k1×4)配備する。</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷・原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (中略)</p>			
		<p>表-1.3</p> <p>操作手順 1. 3. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 (中略)</p> <p>② 対応手段等 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給 1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段 (1) 1次冷却系のフィードアンドブリード (中略)</p> <p>格納容器再循環ポンプを水源とした代替再循環運転 1. 代替再循環運転 (中略)</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ(海水冷却)、C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)および大容量ポンプによる高圧代替再</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原簿記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>循環運転 (中略)</p> <p>(3) B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 (中略)</p> <p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として消防ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 (中略)</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットへスプレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。 (中略)</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水監視ポンプ前および放水口から取水箇所を選定し使用する。 (中略)</p>	<p>・ 規定内相の適正化（主語の適正化） (補足説明資料参照)</p> <p>・ 規定内容の適正化 (補足説明資料参照)</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p> <p>・ 変更なし</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の水の漏れい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>(配慮すべき事項) (中略)</p> <p>○ 切替性 (中略)</p> <p>淡水を燃料取替用水タンクへ補給すること、および可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水、格納容器スプレイ、代替炉心注水および代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水タンクの保有水量を約1,600 m³以上に管理する。</p> <p>○ 燃料補給 (中略)</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、燃料油貯油そうの備蓄量（116.25kL以上（1基あたり）、4基）を管理する。</p> <p>消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転における燃料補給作業手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料携行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料（ガソリン）の備蓄量として、12.15kL以上を管理する。</p>				

表-14

操作手順

1. 4. 電源の確保に関する手順等

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 (中略)	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>② 対応手段等 (中略)</p> <p>代替電源（交流）の給電・代替電源（直流）による給電・代替所内電気設備による給電（配慮すべき事項） (中略)</p> <p>○ 燃料の管理 重大事故等時 7 日間運転継続するため必要な燃料（重油）として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯蔵さうの備蓄量（116.25kl以上（1 基あたり）、4 基）を管理する。 (中略)</p> <p>○ 悪影響防止 号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器およびケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。空冷式非常用発電装置、電源車ならびに号機間電力融通ケーブルまたは号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」または「切」にする。 受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池室排気ファン用ダンパおよび中間建屋給気ファン用ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンおよび中間建屋給気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。 (中略)</p>			
		<p>表-1 5 操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等 (中略)</p> <p>② 対応手段等 監視機能の喪失 (中略)</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定 原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉容器内の温度と水位である。 当直課長は、原子炉容器内の温度および</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。</p> <p>(1) 原子炉容器内の温度</p> <p>当直課長は原子炉容器内の温度のバラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時に1次冷却材高温側温度(広域)または1次冷却材低温側温度(広域)値が、計器の測定範囲を超えて確認できない場合(中略)</p> <p>表-18 操作手順 1.8.緊急時対策所の居住性等に関する手順等(中略)</p> <p>② 対応手段 居住性の確保(中略)</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順(中略)</p> <p>緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等(中略)</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。(中略)</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所に設置した緊急時対策所外可搬型エアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。(中略)</p>	<p>・ 規定内容の適正化(補足説明資料参照)</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順 緊急時対策本部は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。 a. 手順着手の判断基準 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合 (中略) 必要な数の要員の取容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発煙所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を取容する。 緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を取容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p>			
		<p>代替電源設備からの給電 (中略) 1. 電源車(緊急時対策所用)による給電 非常用母線からの給電喪失時またはその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車(緊急時対策所用)を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車(緊急時対策所用)1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。 (中略) (3) 電源車(緊急時対策所用)の切替えおよび燃料給油手順 (中略) b. 電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策本部は、電源車(緊急</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>時対策所用)を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯油そうからタンクローリーへ給油し、電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへ補給を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 電源車(緊急時対策所用)を運転した場合において、電源車(緊急時対策所用)の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間に達した場合</p> <p>必要な数の要員の収容・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項) ○ 配置 重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と現場作業を行う緊急時対策本部要員等との輻輳を避けるとともに、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の同時被災を想定しても、独立した指揮命令を行えるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。 (中略)</p>			
		<p>表-19 操作手順 1. 通信連絡に関する手順等 (中略)</p> <p>② 対応手段等 発電所内の通信連絡 1. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備(発電所内)により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、移動式放射能測定装置(モニタ車)および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、トランシーバーおよび携帯型通話装置を使用する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電池を含む。)により、これらの設備へ給電する。 データ伝送設備(発電所内)により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム (SPDS) およびSPDS表示装置を使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)) および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話 (固定)、衛星電話 (携帯)、トランシーバー および携行型通話装置を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った時に重要なパラメータを発電所内の必要な場所でも共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備 (発電所内) により発電所内の必要な場所でも共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携行型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話 (固定) および衛星電話 (携帯) を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備 (電池を含む。) により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(中略)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備 (保安電話 (固定)、保安電話 (携帯)) および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話 (固定)、衛星電話 (携帯) および携行型通話装置を使用する。</p>			
		<p>発電所外 (社内外) との通信連絡</p> <p>1. 発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備 (発電所外) により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、移動式放射能測定装置 (モニタ車)、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話 (固定)、</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムを使用する。 (1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）およびデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡を必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）および緊急時衛星通報システムならびに多線性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）および衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線性通話装置の使用を優先する。多線性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所と共有する手順等 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所と共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬)および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備(電池を含む。)により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(中略)</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)ならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入フラインジリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備(保安電話(固定)、保安電話(携帯)および衛星保安電話)、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話(固定)、衛星電話(携帯)、衛星電話(可搬)を使用する。</p> <p>発電所内の通信連絡・発電所外(社内外)との通信連絡 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 代替電源設備からの給電</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話(固定)、衛星電話(可搬)、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話およびIP-FAX)、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p> <p>(中略)</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要																																																																						
		<p>表一2.0 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7)</p> <table border="1" data-bbox="284 943 884 1375"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>自走で、ろ過器注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水^{※1}（中央制御室、現場）</td> <td>運転員等 緊急安全対策要員</td> <td>4</td> <td>85分</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>主蒸気源がし弁（現場手動操作）による蒸気放出</td> <td>No. 3にて整備する。 主蒸気源がし弁の機能回復と同様</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>蓄圧タンクによる炉心注水</td> <td>運転員等 （中央制御室、現場）</td> <td>2</td> <td>16分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気源がし弁（現場手動操作）による主蒸気源がし弁の機能回復</td> <td>No. 3にて整備する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>大容量ポンプを用いたA、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</td> <td>No. 7にて整備する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプによる強制冷却水（海水）汲水^{※2}</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>21</td> <td>7.5時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</td> <td>No. 7にて整備する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>固定代替炉心注水ポンプによる代替格納容器スプレイ^{※3}</td> <td>運転員等 （中央制御室、現場）</td> <td>3</td> <td>25分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプを用いたA、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</td> <td>No. 7にて整備する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>可搬式代替炉心注水ポンプによる代替格納容器スプレイ^{※4}</td> <td>運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員</td> <td>1 20</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源車（可搬式代替炉心注水ポンプ用）への燃料補給</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2.5時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプへの燃料補給^{※5}</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2.3時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防ポンプへの燃料補給^{※6}</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>12</td> <td>49分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		自走で、ろ過器注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 ^{※1} （中央制御室、現場）	運転員等 緊急安全対策要員	4	85分	4	主蒸気源がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	No. 3にて整備する。 主蒸気源がし弁の機能回復と同様	3			蓄圧タンクによる炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	16分		主蒸気源がし弁（現場手動操作）による主蒸気源がし弁の機能回復	No. 3にて整備する。			5	大容量ポンプを用いたA、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。				大容量ポンプによる強制冷却水（海水）汲水 ^{※2}	緊急安全対策要員	21	7.5時間		A、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。				固定代替炉心注水ポンプによる代替格納容器スプレイ ^{※3}	運転員等 （中央制御室、現場）	3	25分		大容量ポンプを用いたA、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。			6	可搬式代替炉心注水ポンプによる代替格納容器スプレイ ^{※4}	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員	1 20	8時間		電源車（可搬式代替炉心注水ポンプ用）への燃料補給	緊急安全対策要員	2	2.5時間		大容量ポンプへの燃料補給 ^{※5}	緊急安全対策要員	2	2.3時間		消防ポンプへの燃料補給 ^{※6}	緊急安全対策要員	12	49分	<ul style="list-style-type: none"> 規定内容の適正化 (対象機器の適正化) (補足説明資料参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																								
	自走で、ろ過器注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 ^{※1} （中央制御室、現場）	運転員等 緊急安全対策要員	4	85分																																																																								
4	主蒸気源がし弁（現場手動操作）による蒸気放出	No. 3にて整備する。 主蒸気源がし弁の機能回復と同様	3																																																																									
	蓄圧タンクによる炉心注水	運転員等 （中央制御室、現場）	2	16分																																																																								
	主蒸気源がし弁（現場手動操作）による主蒸気源がし弁の機能回復	No. 3にて整備する。																																																																										
5	大容量ポンプを用いたA、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。																																																																										
	大容量ポンプによる強制冷却水（海水）汲水 ^{※2}	緊急安全対策要員	21	7.5時間																																																																								
	A、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。																																																																										
	固定代替炉心注水ポンプによる代替格納容器スプレイ ^{※3}	運転員等 （中央制御室、現場）	3	25分																																																																								
	大容量ポンプを用いたA、B格納容器内循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。																																																																										
6	可搬式代替炉心注水ポンプによる代替格納容器スプレイ ^{※4}	運転員等 （中央制御室） 緊急安全対策要員	1 20	8時間																																																																								
	電源車（可搬式代替炉心注水ポンプ用）への燃料補給	緊急安全対策要員	2	2.5時間																																																																								
	大容量ポンプへの燃料補給 ^{※5}	緊急安全対策要員	2	2.3時間																																																																								
	消防ポンプへの燃料補給 ^{※6}	緊急安全対策要員	12	49分																																																																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																																																					
		<p>保安規定審査基準</p> <p>表-20 重大事故対策における関係者の成立性 (6/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順 No.</th> <th>対応手段</th> <th>要員</th> <th>要員数</th> <th>想定時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>代制御内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電機(中央制御室、照準))</td> <td>運転員等 (中央制御室、照準)</td> <td>2</td> <td>3.8時間</td> </tr> <tr> <td>1.4</td> <td>空冷式非常用発電機への燃料(重油)補給</td> <td>緊急安全対策要員 緊急安全対策要員</td> <td>2 2</td> <td>2.4時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電圧降下の燃料(重油)補給</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>2.3時間</td> </tr> <tr> <td>1.5</td> <td>可搬型計測器によるパラメータの測定</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>2</td> <td>25分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央制御室空調設備の運転手戻等(本文流動力電源が喪失した場合)^{※1}</td> <td>運転員等 保修班</td> <td>1 2</td> <td>65分</td> </tr> <tr> <td>1.6</td> <td>アニュラス空気浄化設備の運転手戻等(本文排出(アニュラス空気浄化設備)全文流動力電源または直流電源が喪失した場合)^{※1}</td> <td>No. 1.0にて勤務する。 保修班</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</td> <td>放射線管理班</td> <td>5</td> <td>3.2時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方向の放射線量の測定</td> <td>放射線管理班</td> <td>4</td> <td>75分^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射線管理班</td> <td>2</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>移動型放射線測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射線管理班</td> <td>2</td> <td>70分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射線管理班</td> <td>2</td> <td>120分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射線管理班</td> <td>2</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海上モニタリング測定</td> <td>放射線管理班</td> <td>3</td> <td>110分^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段 ※2：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない2方向に設置した場合に想定される作業時間。 ※3：小笠原島が海面上に露出するまでの時間を記載した。その他の一連の作業(1箇所あたり)の所要時間は、約100分。 (中略)</p>	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間		代制御内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電機(中央制御室、照準))	運転員等 (中央制御室、照準)	2	3.8時間	1.4	空冷式非常用発電機への燃料(重油)補給	緊急安全対策要員 緊急安全対策要員	2 2	2.4時間		電圧降下の燃料(重油)補給	緊急安全対策要員	2	2.3時間	1.5	可搬型計測器によるパラメータの測定	緊急安全対策要員	2	25分		中央制御室空調設備の運転手戻等(本文流動力電源が喪失した場合) ^{※1}	運転員等 保修班	1 2	65分	1.6	アニュラス空気浄化設備の運転手戻等(本文排出(アニュラス空気浄化設備)全文流動力電源または直流電源が喪失した場合) ^{※1}	No. 1.0にて勤務する。 保修班	2			可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	放射線管理班	5	3.2時間		可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方向の放射線量の測定	放射線管理班	4	75分 ^{※2}		可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分	1.7	移動型放射線測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	70分		可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分		可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分		海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}		
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間																																																																						
	代制御内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電機(中央制御室、照準))	運転員等 (中央制御室、照準)	2	3.8時間																																																																						
1.4	空冷式非常用発電機への燃料(重油)補給	緊急安全対策要員 緊急安全対策要員	2 2	2.4時間																																																																						
	電圧降下の燃料(重油)補給	緊急安全対策要員	2	2.3時間																																																																						
1.5	可搬型計測器によるパラメータの測定	緊急安全対策要員	2	25分																																																																						
	中央制御室空調設備の運転手戻等(本文流動力電源が喪失した場合) ^{※1}	運転員等 保修班	1 2	65分																																																																						
1.6	アニュラス空気浄化設備の運転手戻等(本文排出(アニュラス空気浄化設備)全文流動力電源または直流電源が喪失した場合) ^{※1}	No. 1.0にて勤務する。 保修班	2																																																																							
	可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定	放射線管理班	5	3.2時間																																																																						
	可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方向の放射線量の測定	放射線管理班	4	75分 ^{※2}																																																																						
	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分																																																																						
1.7	移動型放射線測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	70分																																																																						
	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分																																																																						
	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分																																																																						
	海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}																																																																						
		<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 (中略)</p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (中略)</p> <p>(1) 体制の整備 (中略)</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第121条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。 (中略)</p> <p>ウ 支援体制の確立 (7) 本店対策本部体制の確立 社長は、原子炉施設において大規模損</p>																																																																								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p> 壤が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。 また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時においては、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。 （中略） (3) 設備および資機材の配備 ア 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防衛の基本的な考え方 （中略） (4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉補助建屋から100m以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けない場所に分散して配備する。 （中略） 2. 2 手順書の整備 （中略） (4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮 （中略） 各課（室）長は、大規模損壊時に対応する手順の整備に当たっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるよう、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。 （中略） (5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作 （中略） ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー （中略） (4) 緩和操作を選択するための判断フロー 原子力防災管理者は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視および制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または </p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>可搬型計測器による優先順位にしたがった建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。 (中略)</p> <p>イ 優先順位に係る基本的な考え方 (中略)</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合 プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状況を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替所内電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺の線量率が上昇している場合は放射線物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内部にて可能な限り代替水位計の設置および漏えい抑制等の措置を行うとともに、常設設備または可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレイを行う。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書 (中略)</p> <p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書 a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等 各課（室）長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>記載すべき内容</p> <p>災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、地震および津波のような大規模な自然災害によって施設内の油タンク火災等の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能ないように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下の(イ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備することともに、早期に準備が可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水罐車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水罐車および中型放水銃、あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃による泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のファイアードアンドブリードを行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には大容量ポンプを使用するため準備に時間がかかることから、多様な格納容器スプレー手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>c 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>(中略)</p> <p>(a) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のファイアードアンドブリードを行う。また、1次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
		<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載すべき内容</p> <p>容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存溶融デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用(MCCI)の抑制および溶融炉心が拉がり原子炉格納容器ハウジングへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、溶融炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のエアニューフラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、エアニューフラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課(巻)長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加え、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない場合に、フ</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>ロントライン系の機能喪失に加えてサポータ系をB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注入する操作と加圧器逃がし弁により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注入機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により充てんラインを使用して燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>(9) 「3. 原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための手順等」</p> <p>各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウナダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウナダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器の除熱が期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサポータ系の機能喪失も想定し、燃料取替用水タンク水をB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。</p> <p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ボンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>b 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>バッテリー(加圧器逃がし弁用)により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>c 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により、原子炉への注水機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したB充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p> <p>(e) 「4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉に注水する手順</p> <p>(h) 「5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-5「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(h) 「6. 原子炉格納容器内の冷却のための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-6「原子炉格納容器内の冷却のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p> <p>(k) 「7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-7「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順</p> <p>(r) 「8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」各課(室)長は、重大事故等対策にて整備する表-8「原子炉格納容器下部の溶融炉</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>記載すべき内容</p> <p>心を冷却するための手順等」の手順に加え て、以下の手順を定める。</p> <p>a すべての格納容器スプレイおよび炉心注水の手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器へスプレイする手順および原子炉に注水する手順</p> <p>(h) 「9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-9「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(o) 「10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-10「水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」の手順を用いた手順等を定める。</p> <p>(4) 「11. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピットへの注水による水位維持が不可能または不明と判断した場合で原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッダの運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットへの建屋外部からスプレイを行う手順</p> <p>b 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順が使用できない場合に、化学消防自動車をスプレイヘッダに接続し、使用済燃料ピットへ建屋内部または外部からスプレイを行う手順</p> <p>(5) 「12. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-12「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。</p> <p>a 原子炉格納容器、原子炉補助建屋等が破損している場合または破損が不明な場合に、周辺の線量率が上昇している場合</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書
<p>第86条（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三條の三の二の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の他のテロリズムによる大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における活動の体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>一 大規模損壊発生時における活動の体制の整備を講じること。</p> <p>二 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。</p> <p>三 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。</p> <p>四 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時における活動の体制の整備を講じること。 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。 	<p>記載すべき内容</p> <p>は、代替格納容器スプレインにより原子炉格納容器ヘスプレインする手順 b すべての格納容器スプレインの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器ヘスプレインする手順 (x) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水（淡水貯水槽および消火水バベックアツプタンク等）または海水の水源を確保する手順 （以下略）</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>
<p>第86条（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>法第四十三條の三の二の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の他のテロリズムによる大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における活動の体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <p>一 大規模損壊発生時における活動の体制の整備を講じること。</p> <p>二 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。</p> <p>三 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。</p> <p>四 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第23号</p> <p>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 大規模損壊発生時における活動の体制の整備を講じること。 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。 大規模損壊発生時における活動を行うための活動の体制の整備を講じること。 	<p>記載すべき内容</p> <p>は、代替格納容器スプレインにより原子炉格納容器ヘスプレインする手順 b すべての格納容器スプレインの手順が使用できない場合に、可搬式代替低圧注水ポンプと同じ接続口等を使用し、化学消防自動車から原子炉格納容器ヘスプレインする手順 (x) 「13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」 各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-13「重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」の手順に加えて、以下の手順を定める。 a 大規模な火災や長期間にわたり大津波警報が発令されている状況等を考慮し、被災状況、場所により適切なルートで淡水（淡水貯水槽および消火水バベックアツプタンク等）または海水の水源を確保する手順 （以下略）</p> <p>【実用炉規則第92条第1項第9号にて整理】</p> <p>（運転員等の確保） 第13条 条</p> <p>（大規模損壊発生時の体制の整備） 第18条の6 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する事項。 (2) (1)の要員に対する教育訓練に関する事項 項 (a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。 (b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 変更なし</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃焼体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。</p> <p>七 第92条（保安規定） 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。</p>	<p>4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</p> <p>5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。</p> <p>一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃焼体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講ずること。</p> <p>○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) (b)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(d) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 3号および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。（以下略）</p> <p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 【実用炉規則第92条第1項第22号】にて整理</p>				
<p>第67条（記録）</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第24号 記録及び報告</p>					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書																																							
<table border="1"> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> <tr> <td>一 発電用原子炉施設の保守管理記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 発電用原子炉施設の保守管理記録			イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	<p>○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するための措置が定められていることが求められる。</p> <p>○ 実用炉規則第 67 条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。(計量管理規定で定めるものを除く。)</p>	<p>(記録)</p> <p>第 133 条 各課(室)長は、表 133-1 および表 133-2 に定める保安に関する記録を適正に作成(表 133-1 第 1 項および第 2 項を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。(中略)</p> <p>表 133-3</p> <table border="1"> <tr> <th>記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> <tr> <td>※8: 表 133-1 および表 133-2 に掲げるものを除く。</td> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表 133-3 (続き)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> <tr> <td>(19) 検査および試験の適合判定基準への適合の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(20) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>(22) 是正処置の結果の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(23) 予防処置の結果の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【品質保証計画】 第 3 条 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号】にて整理</p> <p>(報告) 第 134 条 【変更なし】</p>	記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※	記録すべき場合	保存期間	※8: 表 133-1 および表 133-2 に掲げるものを除く。	(中略)		表 133-3 (続き)			記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※	記録すべき場合	保存期間	(19) 検査および試験の適合判定基準への適合の記録			(20) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録			(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5 年	(22) 是正処置の結果の記録			(23) 予防処置の結果の記録			<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p> <p>・ 規定内容の適正化 (JEAC4111 改定に伴う記録項目追加)</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>
記録事項	記録すべき場合	保存期間																																										
一 発電用原子炉施設の保守管理記録																																												
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																										
ロ 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																										
記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※	記録すべき場合	保存期間																																										
※8: 表 133-1 および表 133-2 に掲げるものを除く。	(中略)																																											
表 133-3 (続き)																																												
記録(実用炉規則第 67 条に基づく記録) ※	記録すべき場合	保存期間																																										
(19) 検査および試験の適合判定基準への適合の記録																																												
(20) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録																																												
(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5 年																																										
(22) 是正処置の結果の記録																																												
(23) 予防処置の結果の記録																																												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第92条 (保安規定) 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十四 発電用原子炉施設に係る保安 (保安規定の遵守状況を含む。) に関する適正な記録及び報告 (第百三十四條各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。) に関すること。</p> <p>第134条 (事故故障等の報告) <省略></p>	<p>ることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>○ 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第10条 【実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号にて整理】</p>				
<p>第92条 (保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること (溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第25号 発電用原子炉施設の保守管理</p> <p>○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。</p> <p>○ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について (内規) (平成20・12・22 原院第3号 (平成20年12月26日原子力安全・保安院制定)) において認められた JEAC4209-2007又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。</p> <p>○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。</p> <p>○ 予防保全を目的とした保全作業の</p>	<p>(保守管理計画) 第120条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。(中略)</p> <p>5. 保全重要度の設定 原子力部門は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。(以下略)</p> <p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 第89条 【実用炉規則第92条第1項第9号にて整理】</p>	<p>・ 表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>・ 変更なし</p>	<p>・ 変更なし</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要		
<p>第82条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価） 法第四十三条の三の二の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りではない。</p> <p>十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）</p>	<p>実施について、AOT内に完了することが定められていること。 なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</p> <p>○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第120条の2 【変更なし】 添付6 長期保守管理方針（第120条の2関連） 【変更なし】</p>	<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第120条の2 【変更なし】 添付6 長期保守管理方針（第120条の2関連） 【変更なし】</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>	
<p>○ 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること。</p> <p>○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p> <p>○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</p>	<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第120条の2 【変更なし】 添付6 長期保守管理方針（第120条の2関連） 【変更なし】</p> <p>【手続きに関する事項であり、記載なし】</p>	<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第120条の2 【変更なし】 添付6 長期保守管理方針（第120条の2関連） 【変更なし】</p>	<p>（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第120条の2 【変更なし】 添付6 長期保守管理方針（第120条の2関連） 【変更なし】</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準		原子炉施設保安規定		社内規定文書	記載内容の概要
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書		
<p>第36条（溶接事業者検査の実施） 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。</p> <p>第56条（定期事業者検査の実施） 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。 <省略></p>	<p>ドJ（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。）</p> <p>○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」（原規技発第13061923（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）を参考として記載していること。）</p> <p>○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p>	<p>[手続きに関する事項であり、記載なし]</p> <p>（溶接事業者検査の実施） 第120条の3 【変更なし】</p> <p>（定期事業者検査の実施） 第120条の4 【変更なし】</p>	<p>手続きに関する事項であるため、保安規定及び2次文書他には記載しない。</p>			
<p>第92条（保安規定）</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十六 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第26号 技術情報の共有</p> <p>○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>（保守管理計画） 第120条 【実用炉規則第92条第1項第25号にて整理】</p>				
<p>第92条（保安規定）</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第27号 不適合発生時の情報の公開</p>					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>二十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>その他の事項</p>	<p>保安規定審査基準</p> <p>○ 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>○ 情報の公開に関し、原子炉施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。</p>	<p>(品質保証計画) 第 3 条 【<u>実用炉規則第92条第1項第1号</u>にて整理】</p>			
		<p><u>附 則</u> (平成 年 月 日 平成26保安管通達第3号一) (<u>施行期日</u>) 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>・原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>		

高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請のうち 高浜3, 4号炉に関する案件の対応について

2019年10月15日

関西電力株式会社



1. 高浜3, 4号炉に関する案件の対応について (1 / 2)

1

【経緯】

高浜発電所の新規規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請においては、2019年7月31日に申請を行い、2019年8月以降、審査を進めて頂いていた。

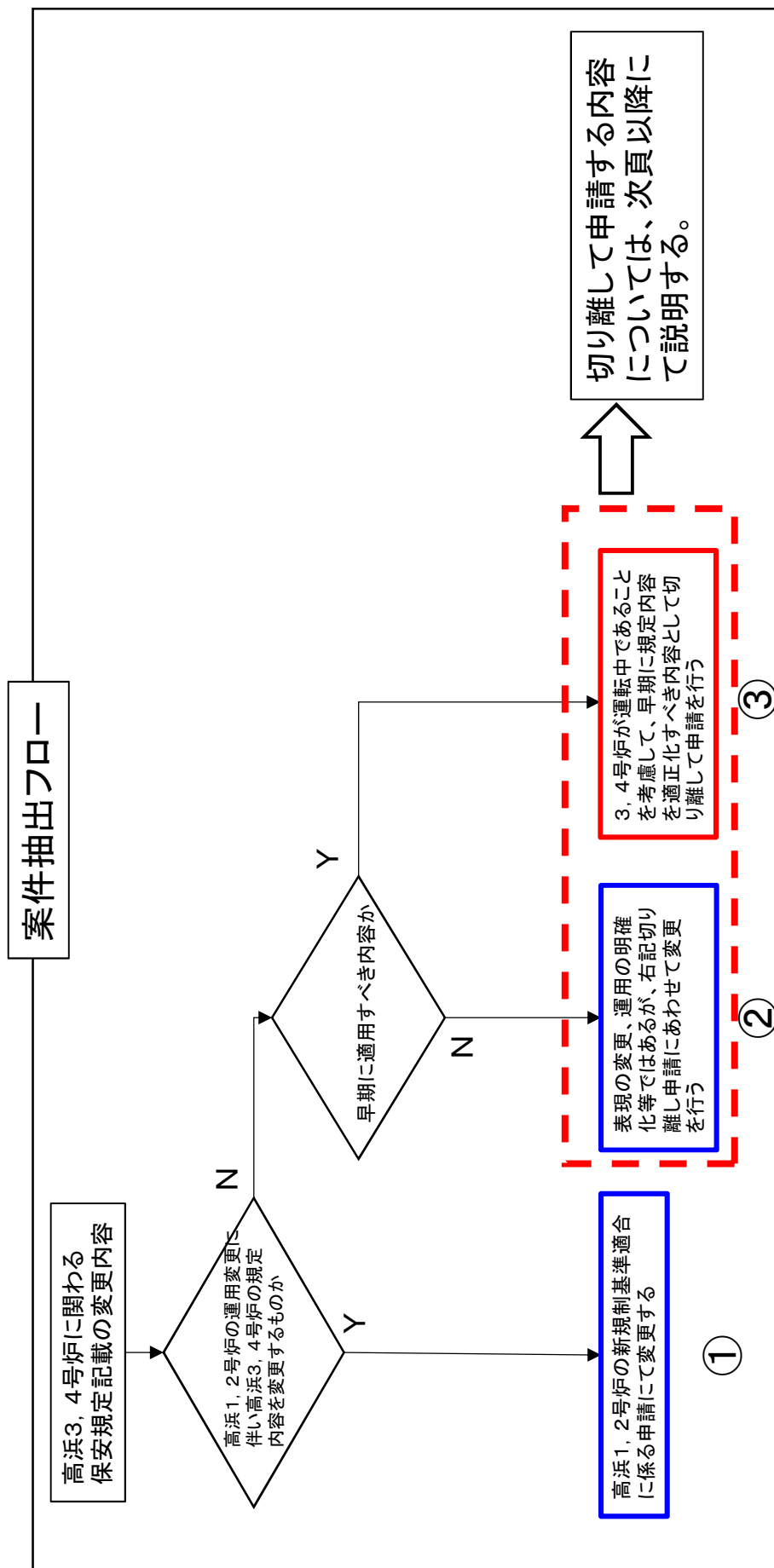
- 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請 (2019.7.31)
- 第1回 審査会合 (2019.8.27)

- 高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請 (2019.7.31申請) においては、高浜1, 2号炉の新規制基準適合のための内容を反映しているが、これに加えて、既に再稼動している高浜3, 4号炉の規定内容についても変更を実施している。
 - 高浜3, 4号炉の規定内容の変更としては、「高浜1, 2号炉の運用変更に伴い高浜3, 4号炉の規定内容を変更するもの」、「3, 4号炉の再稼動後の後続プラントの新規制基準適合に係る保安規定審査内容の反映」及び、「それ以外の記載の適正化」であり、1, 2号炉の内容と合わせて適用することを考えていた。
 - 第1回の審査会合にて、「高浜3, 4号炉に係る変更内容は、高浜1, 2号炉の新規制基準適合性に関連するものとならないものを切り分けて説明すること。」とのコメントを頂き再検討を進めた結果、高浜3, 4号炉が運転中であることを考慮して、早期に適用するべき内容については、次頁の選定フローに従い分類し、切離し申請をさせて頂いた。(2019.10.8申請)
 - 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請 (補正) 【高浜1, 2号炉新規規制基準適合関連】
 - 高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請 【高浜3, 4号炉関連】
- なお、高浜3, 4号炉が運転中であることを踏まえ、【高浜3, 4号炉関連】に係る申請を優先して審査頂き、【高浜1, 2号炉新規規制基準適合関連】に係る申請についても、並行して審査を進めて頂きたい。

1. 高浜3, 4号炉に関する案件の対応について (2/2)

2

○以下の抽出フローのうち、②、③に分類される案件を高浜1, 2号炉の新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請から切り離して、別途申請を実施したので、その内容についてご説明する。



2. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容と分類について (1/3)

3

➤ 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容は以下のとおりであり、代表として赤字に示す内容を説明する。

変更概要	No	変更内容例	条文	別冊資料記載箇所	参考資料掲載箇所	分類	
高浜1, 2号炉の新規制基準適合性に関連するもの	1	2019.9.25に許可となったSA高度化を反映した形で、運転員等の確保における人数を変更する補正を実施(3, 4号炉の要員を含む) ・初動要員: 112名 → 100名 ・召集要員: 58名 → 28名	第13条	-	-	①	
	2	原子炉主任技術者の代行者職位の見直し	第9条	P 2	補足説明資料別紙-1	③	
高浜1, 2号炉の新規制基準適合性に関連しないもの	3	所長の承認に先立ち、原子炉主任技術者が確認する事項に、第95条、97条、98条に規定した燃料移動の実施計画を追加	第10条	P 3	-	③	
	4	定期検査における最終の確認結果を確認について、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認する旨を追記	第17条	P 4	-	③	
	5	資機材等の設備配管の見直し及び、対象となる資機材の範囲の適正化	第18条の4	P 4 2	-	②	
	6	凝縮液量測定装置の要求モードの見直し(現状ではモード1~4となっているが、蒸気が発生しないモード3, 4を削除)	第47条	P 4 3~4 5	補足説明資料別紙-1 1	②	
	7	変圧器一次側において1相開放を検知した場合の対応事項を追加	第73条	P 5	補足説明資料別紙-2	③	
	8	蓄圧タンクの運転上の制限 「(3)モード1, 2および3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])を超える場合)において」、「(4)モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage])以下の場合)、4, 5および6において、圧力が1.0MPa[gage]以上であることを追加	第85条	85-4	P 6	補足説明資料別紙-3	③
	9	「格納容器再循環サブ 1基→2基※2 格納容器再循環サブスクリーン 1基→2基※2 ※2 A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS)連絡ライン(使用)を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ(海水冷却)を用いる再循環用1基」を追加		85-4 -6	P 4 6	-	②

2. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容と分類について (2/3)

4

変更概要	No	変更内容例	条文	別冊資料 記載箇所	参考資料 掲載箇所	分類
高浜1, 2号炉の新規制基準適合性に関連しないもの	10	要求される措置に、使用済燃料ピットへの注水系（スプレイ系）が1系統未満となった場合の措置として、代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する（移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない）旨を追加	85-12-1 85-12-2 第85条	P9～13	-	③
	11	モード5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において要求される措置として、当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する旨を追加	85-13-1	P15	-	③
	12	以下の内容を追加 <ul style="list-style-type: none"> 燃料の落下を防止する措置を講じること。 クレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界を管理すること。 	第94条 第95条	P27, 28	-	③
	13	以下の内容を追加 <ul style="list-style-type: none"> 施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。 	第95条 第98条	P28, 30	-	③
	14	以下の内容を追加 <ul style="list-style-type: none"> 誤配置防止措置を講じること。 実施計画の作成について、所長の承認に先立ち、原子炉主任技術者の確認を得ること。 	第95条 第97条 第98条	P28～30	-	③
	15	要求される措置の完了時間で、DB条文側の参照先を適正化（表58-3⇒表58-4）	85-4-4	P7	-	③
	16	・代替再循環に係る参照先を適正化（85-4-5⇒85-4-6） ・大容量ポンプを用いた自然対流冷却について空冷DGの要求を明確化（85-15-1の2にて運転上の制限が定められている空冷式非常用発電装置の追記することで、関連付けを明確化）	85-7-2	P8	-	③
	17	放水砲、泡混合器のサーベランス頻度を見直す。 放水砲：「1年に1回」→「3ヶ月に1回」 泡混合器：「1年に1回」→「3ヶ月に1回」	85-13-1	P14	補足説明資料 別紙-4	③

2. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容と分類について (3/3)

5

変更概要	No	変更内容例	条文	別冊資料 記載箇所	参考資料 掲載箇所	分類
高浜1, 2号炉の新規制基準適合性に関連しないもの 先行プラント 審査の反映 以外	18	4号炉の燃料取替用水タンク補給用移送ポンプのサーベランスに対して確認する揚程を□m以上から□m以上に見直す。(当初より、保安規定値□m以上に対し、サーベランス要領書において□m以上であることを確認してきているため、今回、これらの整合を図る。)	85-14-2	P16	補足説明資料 別紙-5	③
	19	要求される措置について、燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合の措置を追加	85-14-2	P17	補足説明資料 別紙-6	③
	20	条件Cへの移行条件について記載を適正化	85-15-3	P18	補足説明資料 別紙-6	③
	21	主要パラメータが多様性拡張設備である場合の代替パラメータから「①主要パラメータの他検出器(他チャンネル)」を削除する。	第85条	P19~25	-	③
	22	所要チャンネル数を満足できない場合の措置に関する記載を適正化する。				
	23	多様性拡張設備とセットで用いるSA設備は代替パラメータとして運転上の制限の対象としないとの考え方に基づき、対象設備を適正化する。				
	24	最終ヒートシンクの確保における確認事項に、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の外観点検により動作可能であることを確認する旨を追加する。	85-18-1	P26	補足説明資料 別紙-8	③
	25	モニタポスト、モニタステーションが電源喪失した場合の回復手段を電源車(緊急時対策所用)から空冷式非常用発電装置に変更する。	第100条	P31	-	③
	26	参照番号の適正化	第133条	P32, 33	補足説明資料 別紙-10	③
27	表133-3に定める保安に関する記録を適正化	添付1	P34	-	③	
28	『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』への移行条件の適正化	添付3	P35~40	-	③	
29	原子炉補機冷却機能喪失時において代替再循環運転に使用する機器名称を適正化等					

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

3. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第9条)

6

No2 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室課長、技術課長および保全計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上または本店の保安に関する役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>7. 代行者として選任する本店の保安に関する役職者は、所定の要件^{※1}を満たす者とする。また、選任された代行者は原子炉主任技術者としての職務遂行を的確に実施できるよう、必要な情報の入手、訓練への参加および教育の受講^{※2}を行う。</p> <p>※1：過去に原子炉主任技術者または代行者の職務を経験した者のうち、重大事故等発生時の対応等に関する教育を受講した者</p> <p>※2：第6条に定める原子力発電安全委員会、第8条に定める原子力発電安全運営委員会、第18条の5の第4項(2)(b)に定める訓練および第125条に定める訓練等への参加、ならびに第131条の表131-1および表131-2の実施方針のうちの「左記以外の技術系所員」を対象として実施する教育と同等の教育の受講</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室課長、技術課長および保全計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>規定内容の適正化(代行者の職位について、本店の保安に関する役職者を削除)</p> <p>規定内容の適正化(代行者として選任する本店の保安に関する役職者削除に伴う変更)</p>

➢ 当初、高浜3, 4号炉の保安規定認可に際しては、原子炉主任技術者の代行者職位について、発電所の要員により遂行される体制が構築されるまでの暫定的な運用として、本店の保安に関する役職者も対象としていたが、今回これを削除するもの。

➢ なお、現状の保安規定の記載に基づき、高浜3, 4号機の保安規定認可直後に本店の保安に関する役職者を選任した実績はある(H27.10.30~11.29の金土日)が、それ以降の実績はない。

3. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第73条)

7

No7 分類③

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(外部電源 (3号炉および4号炉))</p> <p>第73条の3 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{※1}は、表73の3-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>なお、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、原子炉73の3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p>	<p>(外部電源 (3号炉および4号炉))</p> <p>第73条の3 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{※1}は、表73の3-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるような切替を実施する。</p> <p>また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73の3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p>	<p>規定内容の適正化 (規制文書を受けた対応)</p>								
<p>表73の3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td> (1) 3回線^{※2}以上が動作可能であること^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※4※5} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする (以下、各条において同じ)。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所または開閉所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4※5}	<p>表73の3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>外部電源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td> ※2：外部電源 ※3：送電線事故 ※4：独立性を有すること ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	外部電源	外部電源	※2：外部電源 ※3：送電線事故 ※4：独立性を有すること ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。	<p>変圧器一次側における1相開放に係る対応については、「予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。」(青枠内) ことを、3, 4号炉新規規制基準適合に係る保安規定変更時に記載しており、今回、当該事象を検知した場合の対応事項について記載の充実を図る。(赤枠内)</p> <p>なお、この対応事項については、1相開放故障に係る事象の把握をより確実にするために、当該事象の内容及びその対応方法について、運転員に対する周知・教育を実施するとともに、運転・監視業務に関する社内標準にも手順を反映している。</p>
項目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3回線 ^{※2} 以上が動作可能であること ^{※3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※4※5}									
項目	外部電源									
外部電源	※2：外部電源 ※3：送電線事故 ※4：独立性を有すること ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。									

※保安規定記載経緯

- ・変圧器一次側の1相開放に係る対応については、高浜3、4号炉新規規制基準適合に係る保安規定 (2015.10.9認可) において、先行の川内1、2号炉同様に、1相開放に係る記載 (青枠内) を行い、当該事象を検知した場合の対応事項については、審査資料において、保安規定/社内規定に記載すべき事項を整理し、社内規定にのみ規定することとした。
- ・その後、後続の伊方発電所保安規定記載を踏まえ、大飯3、4号炉新規規制基準適合に係る保安規定 (2017.9.1認可) の審査において、社内規定に記載していた当該事象を検知した場合の対応について、保安規定にも記載することとなった。
- ・上記経緯を踏まえ、今回、現状の記載に加え、社内規定に加え、社内規定に記載していた当該事象を検知した場合の対応について、高浜3、4号炉の保安規定の記載を充実することとした。

3. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

8

No10 分類③

変更前		変更後		差異の理由	
85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水		85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水		変更なし	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること		
適用モード	消防ポンプ ガンソリン用ドラム缶	適用モード	消防ポンプ ガンソリン用ドラム缶	所要数 7台×2※1 ※2	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間			
※1：「85-4-5 代替炉心注水 一可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水」、「85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ 一可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ」、「85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：「85-12-4 ガンソリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および濡えがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および濡えがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長
※3：「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態（外観点検）の確認を行う。					

次頁に続く。

3. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

9

変更前		変更後		差異の理由
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL.31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
		B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	速やかに	規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合）
		B.1 原子燃料課長は、A.3に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	速やかに	
<p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>				
<p>➤ 要求される措置に、動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合の措置として、代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する（移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない）旨を追加するもの。</p> <p>➤ なお、上記の条件に該当した場合には、代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する（移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない）ことを意思決定するとともに社内周知しており、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。</p>				

3. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

10

No18 分類③

変更前		変更後		差異の理由
85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		
(1) 運転上の制限				
項目		運転上の制限		
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能であること		
適用モード		設備		所要数
モード1, 2, 3, 4, 5および6		燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 復水タンク		1台 ※1
※1: 「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏れがないこと、および揚程が \square m以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	原子炉 保修課長 当直課長	規定内容の適正化（系統構成の差異による確認事項の見直し） 表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1, 2, 3および4	A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が 1,600 m ³ 以上を満足していることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 30日	

> 高浜4号炉の燃料取替用水タンク補給用移送ポンプのサーベランスに対して確認する揚程を \square m以上から \square m以上に見直すもの。
 > なお、高浜4号炉の実際のサーベランスにおいては、保安規定値 \square m以上に對して \square m以上であることを判定基準として定めており、当該ポンプに必要な性能を有していることを確認している。

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

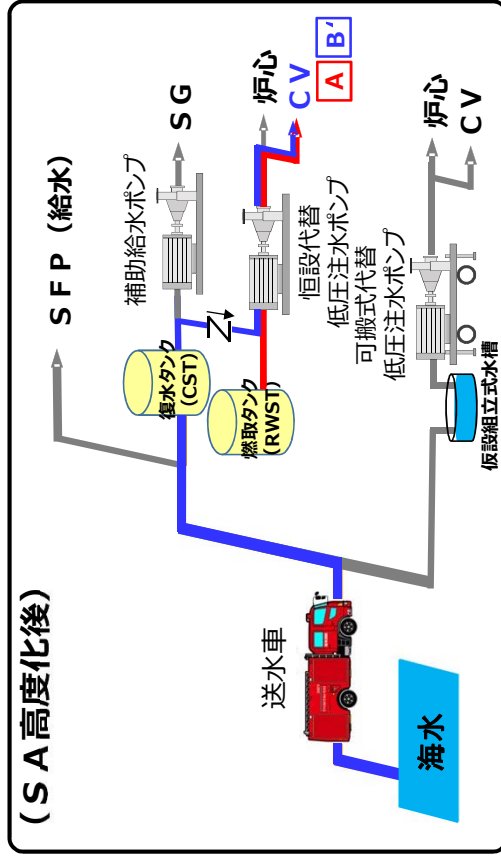
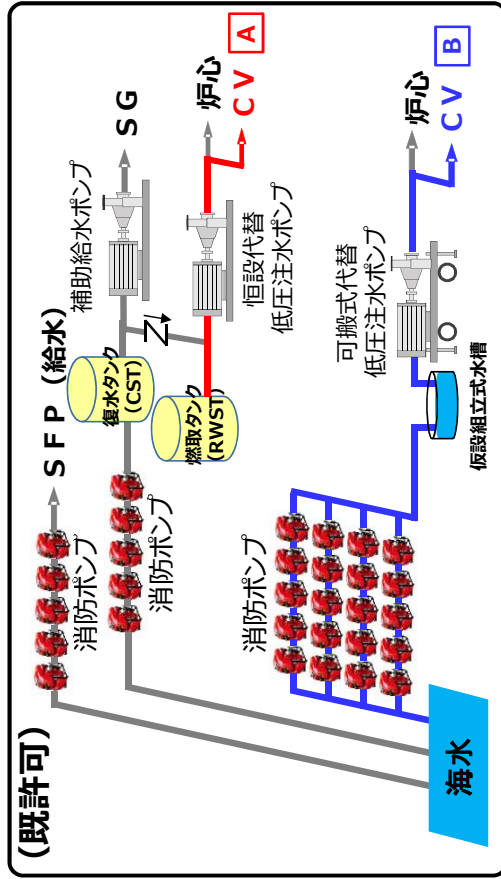
3. 高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第13条他)

11

➤ 高浜1, 2号炉の新規制基準適合に係る保安規定変更認可申請の補正として追加

(1) 送水車導入 (高浜3,4号炉対象)

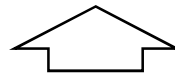
- 以下の通り、高浜3,4号炉の各注水手順 (SFP給水、SG給水、炉心注水及びCVスプレイ) に使用していた消防ポンプを送水車へ変更することで事故対応に係る作業時間を短縮し、更なる安全性の向上を図る。



(2) SA設備に対する燃料の統一 (高浜1~4号炉対象)

- 1,2号炉送水車の燃料を軽油から重油に見直し、3,4号炉送水車も同様に重油仕様とすることでSA設備用の燃料を重油に統一する。

SA設備 (既許可)	燃料
消防ポンプ (3,4号炉)	ガソリン
送水車 (1,2号炉)	軽油
大容量ポンプ、電源車 空冷式非常用発電装置 (1~4号炉)	重油



SA設備 (SA高度化後)	燃料
送水車 (1~4号炉)	重油
大容量ポンプ、電源車 空冷式非常用発電装置 (1~4号炉)	

(3) 重大事故等対策要員の見直し (高浜1~4号炉対象)

- 上記のSA対策の変更に伴い、事故対応に係る体制を見直し、重大事故等対策要員の人数を変更する

対象	1~4号炉
変更内容	・初動要員：112名 → 100名 ・召集要員：58名 → 28名

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち 高浜3, 4号炉に関する案件の対応について (別冊)

2019年10月15日

関西電力株式会社



高浜3, 4号炉の主な変更内容
(③に分類されるもの)

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第9条)

2

No2 分類③

変更前	変更後	変更の理由
<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上または本店の保安に関する役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>7. 代行者として選任する本店の保安に関する役職者は、所定の要件^{※1}を満たす者とする。また、選任された代行者は原子炉主任技術者としての職務遂行を的確に実施できるよう、必要な情報の入手、訓練への参加および教育の受講^{※2}を行う。</p> <p>※1：過去に原子炉主任技術者または代行者の職務を経験した者のうち、重大事故等発生時の対応等に関する教育を受講した者</p> <p>※2：第6条に定める原子力発電安全委員会、第8条に定める原子力発電安全運営委員会、第18条の5の第4項(2)(b)に定める訓練および第125条に定める訓練等への参加、ならびに第131条の表131-1および表131-2の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」を対象として実施する教育と同等の教育の受講</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>規定内容の適正化(代行者の職位について、本店の保安に関する役職者を削除)</p> <p>規定内容の適正化(代行者として選任する本店の保安に関する役職者削除に伴う変更)</p>

➢ 当初、高浜3, 4号炉の保安規定認可に際しては、原子炉主任技術者の代行者職位について、発電所の要員により遂行される体制が構築されるまでの暫定的な運用として、本店の保安に関する役職者も対象としていたが、今回これを削除するもの。【別紙-1 参照】

➢ なお、現状の保安規定の記載に基づき、高浜3, 4号機の保安規定認可直後に本店の保安に関する役職者を選任した実績はある(H27.10.30~11.29の金土日)に14日)が、それ以降の実績はない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第10条)

3

変更前		変更後		差異の理由
表10-1	内容	条文	内容	
第13条 (運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築	第13条 (運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築	規定内容の適正化(第95条、第97条及び第98条において、燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得ることとしたことによる変更)
第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	
第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	
第24条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第24条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	
第32条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第32条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	
第36条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第36条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	
第72条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間	第72条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間	
第93条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第93条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	
第97条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画 第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果	第97条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画 第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果	
第105条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第98条 (使用済燃料の貯蔵)	第2項に定める燃料移動の実施計画	
第131条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第105条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	
第132条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	第131条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	
		第132条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	

No3 分類③

➢ 第95条、第97条、第98条において、所長の承認に先立ち、原子炉主任技術者が確認する事項として燃料移動の実施計画を追加したことに伴う変更。
 ➢ なお、現状においても燃料移動の実施計画については原子炉主任技術者の確認を得るように社内標準を定めている。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第17条)

4

No4 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第17条 各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※2について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第17条 各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始※1までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※2※3について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。</p> <p>※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※3：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>差異の理由</p>

▶ 定期検査時に関係課長から発電室長に通知する確認項目について、定期検査における最終の確認結果を確認すること、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認する旨を追記する。
▶ なお、高浜3, 4号機の定期検査においては、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目について、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認している。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第73条)

5

No7 分類③

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(外部電源 (3号炉および4号炉))</p> <p>第73条の3 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表73の3-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73の3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p>	<p>(外部電源 (3号炉および4号炉))</p> <p>第73条の3 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源※1は、表73の3-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。</p> <p>また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73の3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p>	<p>規定内容の適正化 (規制文書を受けた対応)</p>								
<p>なお、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p>	<p>変圧器一次側における1相開放に係る対応については、「予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。」(青枠内) ことを、3, 4号炉新規規制基準適合に係る保安規定変更時に記載しており、今回、当該事象を検知した場合の対応事項について記載の充実を図る。(赤枠内)</p> <p>なお、この対応事項については、1相開放故障に係る事象の把握をより確実にするために、当該事象の内容及びその対応方法について、運転員に対する周知・教育を実施するとともに、運転・監視業務に関する社内標準にも手順を反映している。【別紙-2 参照】</p>									
<p>表73の3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする (以下、各条において同じ)。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5	<p>表73の3-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>外部電源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>※2：外部電源が動作可能であること※3 ※3：送電線事故 ※4：独立性を有すること ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなすことができる</td> </tr> </tbody> </table>	項目	外部電源	外部電源	※2：外部電源が動作可能であること※3 ※3：送電線事故 ※4：独立性を有すること ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなすことができる	
項目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3回線※2以上が動作可能であること※3 (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5									
項目	外部電源									
外部電源	※2：外部電源が動作可能であること※3 ※3：送電線事故 ※4：独立性を有すること ※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることみなすことができる									

※保安規定記載経緯

- 変圧器一次側の1相開放に係る対応については、高浜3、4号炉新規規制基準適合に係る保安規定 (2015.10.9認可) において、先行の川内1、2号炉同様に、1相開放に係る記載 (青枠内) を行い、当該事象を検知した場合の対応事項については、審査資料において、保安規定/社内規定に記載すべき事項を整理し、社内規定にのみ規定することとした。
- その後、後続の伊方発電所保安規定記載を踏まえ、大飯3、4号炉新規規制基準適合に係る保安規定 (2017.9.1認可) の審査において、社内規定に記載していた当該事象を検知した場合の対応について、保安規定にも記載することとなった。
- 上記経緯を踏まえ、今回、現状の記載に加え、社内規定に加え、現状の記載に記載していた当該事象を検知した場合の対応について、高浜3、4号炉の保安規定の記載を充実することとした。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

6

No8 分類③

変更前		変更後		差異の理由
85-4-2 炉心注水 - 蓄圧タンク - (1) 運転上の制限		85-4-2 炉心注水 - 蓄圧注入系 - (1) 運転上の制限		表現の変更、運用の明確化等
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう酸水量(有効水量)が29.0m ³ 以上(1基あたり)であること (3) 圧力が4.04MPa[gage]以上であること	蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう酸水量(有効水量)が29.0 m ³ 以上(1基あたり)であること (3) モード1、2および3(1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超える場合)において、圧力が4.04 MPa[gage]以上であること (4) モード3(1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]以下の場合)、4、5および6において、圧力が1.0 MPa[gage]以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること	規定内容の適正化(既認可プラントとの記載の整合)
通用モード モード1、2、3、4、5および6	設備 蓄圧タンク	通用モード モード1、2、3、4、5および6	蓄圧タンク出口弁が動作可能であること	
※1: 動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。 ※2: モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合)、4、5および6において、所要数は2基。		※1: 動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。 ※2: モード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合)、4、5および6において、所要数は2基。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	
蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。 ほう酸水量(有効水量)および圧力を確認する。 ほう素濃度を確認する。	蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう酸水量(有効水量)および圧力を確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう素濃度を確認する。	表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合) 表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)

停止時の有効性評価の解析条件を踏まえ、運転モード(一次冷却材圧力)に応じた蓄圧タンクの要求圧力を書き分けるもの。【別紙-3 参照】
 ▶ なお、モード3(一次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合)、4、5においては、本来要求される圧力1.0MPa[gage]よりも高い圧力である4.04MPa[gage]を規定していることから、現状の規定内容でもプラントの安全確保に支障が生じるものではない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

7

No15 分類③

<第85条 85-4-4>

変更前		変更後		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(R) HRS-CSS 連絡ライン使用)による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 ※6 A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表58-3 A.2の初回確認完了後4時間	規定内容の適正化(参照先の変更)
モード5および6	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A. A格納容器スプレイポンプ(R) HRS-CSS 連絡ライン使用)による代替炉心注水系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低水位)の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 ※6 措置を開始する。	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに	

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ(R) HRS-CSS 連絡ライン使用)による代替	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} とともに、その他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および	表58-4 A.2の初回確認完了後4時間
モード5および6	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A. A格納容器スプレイポンプ(R) HRS-CSS 連絡ライン使用)による代替	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。 および C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	72時間 12時間 56時間

項目	確認事項
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が□ m 以上、容量が□ m ³ /h 以上であることを確認する

表58-4

条件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回
B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	72時間
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間

※3: 運転中のポンプについては、運転状態より確認する。
 ※4: 残りの余熱除去ポンプ1台、および充てん/高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

➢ A格納容器スプレイポンプはDB設備とSA設備を兼用しているため、第85条側で規定している要求される措置の実施にあたっては、これに先立って第58条側で規定している要求される措置を実施することとしており、第58条側の表の参照先に関する記載を適正化するもの。

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

8

No16 分類③

変更前		変更後		差異の理由
85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却		85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	
適用モード	設備	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	大容量ポンプ A、B格納容器再循環ユニット 燃料油貯油そう タンクローリー 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B余熱除去ポンプ (海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却)	大容量ポンプ A、B格納容器再循環ユニット 燃料油貯油そう タンクローリー 可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B余熱除去ポンプ (海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却)	1台×2※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※6 ※6	
※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-4-5」代替再循環」において運転上の制限を定める。		※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。 ※6：「85-4-6」代替再循環」において運転上の制限を定める。 ※7：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		規定内容の適正化 (空冷式非常用発電装置の要求明確化。※7追加に伴い、以降番号繰り下げ)
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	頻度	担当	
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	
	モード1、2、3、4、5および6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
代替再循環に係る参照先を適正化するとともに、代替補機冷却の運転上の制限の対象設備に空冷式非常用発電装置を追加するもの。 なお、空冷式非常用発電装置については85-15-1の2にて既に運転上の制限が定められており、今回、関連付けを明確化するものであることから、現状の規定内容でもプラントの安全確保に支障が生じるものではない。				

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

9

No10 分類③

変更前		変更後		差異の理由																
85-12-1	海水から使用済燃料ピットへの注水	85-12-1	海水から使用済燃料ピットへの注水	変更なし																
(1) 運転上の制限																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水から使用済燃料ピットへの注水</td> <td>消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>消防ポンプ ガンリン用ドラム缶</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>所要数 7台×2^{※1} ※2</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	適用モード	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数 7台×2 ^{※1} ※2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水から使用済燃料ピットへの注水</td> <td>消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>消防ポンプ ガンリン用ドラム缶</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>所要数 7台×2^{※1} ※2</td> </tr> </tbody> </table>			項目	運転上の制限	海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	適用モード	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数 7台×2 ^{※1} ※2
項目	運転上の制限																			
海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること																			
適用モード	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶																			
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数 7台×2 ^{※1} ※2																			
項目	運転上の制限																			
海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること																			
適用モード	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶																			
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	所要数 7台×2 ^{※1} ※2																			
<p>※1：「85-4-5 代替炉心注水 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水-」、「85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ」、「85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。</p> <p>※2：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>																				
(2) 確認事項																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※3}。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長 タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※3}。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長 タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>			項目	確認事項	頻度	担当	消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長
項目	確認事項	頻度	担当																	
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長																	
項目	確認事項	頻度	担当																	
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長																	
<p>※3：「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態（外観点検）の確認を行う。</p>																				

次頁に続く。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

10

変更前	変更後	差異の理由																				
<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="355 1968 379 2067">適用モード</th> <th data-bbox="355 1776 379 1968">条件</th> <th data-bbox="355 1402 379 1776">要求される措置</th> <th data-bbox="355 1290 379 1402">完了時間</th> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1968 608 2067">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="379 1776 608 1968">A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合</td> <td data-bbox="379 1402 608 1776">A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td data-bbox="379 1290 608 1402">速やかに</td> </tr> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	<p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="355 1151 379 1249">適用モード</th> <th data-bbox="355 958 379 1151">条件</th> <th data-bbox="355 584 379 958">要求される措置</th> <th data-bbox="355 472 379 584">完了時間</th> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1151 608 1249">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td data-bbox="379 958 608 1151">A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合</td> <td data-bbox="379 584 608 958">A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td> <td data-bbox="379 472 608 584">速やかに</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="735 958 895 1151">B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合</td> <td data-bbox="735 584 895 958">B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※5。 ※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</td> <td data-bbox="735 472 895 584">速やかに</td> </tr> </table>	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※5。 ※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	速やかに	<p>規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合）</p>
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																			
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																			
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																			
	B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※5。 ※4：代替品の補充等。 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	速やかに																			

➢ 要求される措置に、動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合の措置として、代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する（移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない）旨を追加するもの。

➢ なお、上記の条件に該当した場合には、代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する（移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない）ことを意思決定するとともに社内周知しており、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

11

No10 分類③

変更前		変更後		差異の理由
85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイス		85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイス		表現の変更、運用の明確化等
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
使用済燃料ピットへのスプレイス	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイスのうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイスのうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること	使用済燃料ピットへのスプレイス	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイスのうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイスのうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること	
適用モード	設備 所要数 可搬式代替低圧注水ポンプ 1台×2 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 1台×2 消防ポンプ 4台×2※3	適用モード	設備 所要数 可搬式代替低圧注水ポンプ 1台×2 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 1台×2 消防ポンプ 4台×2※3	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	仮設組立式水槽 1基×2 スプレイヘッダ 4個 ※4 ガンリン用ドラム缶 ※4 燃料油貯油そう ※5 タンクローリー ※5	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	仮設組立式水槽 1基×2 スプレイヘッダ 4個 ※4 ガンリン用ドラム缶 ※4 燃料油貯油そう ※5 タンクローリー ※5	
※1: 1系統とは、屋外に配備する可搬式代替低圧注水ポンプ1台、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)1台、消防ポンプ4台および仮設組立式水槽1基。 ※2: 1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッダ4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む。) ※3: 「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※4: 「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※5: 「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリー」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	表現の変更、運用の明確化等

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

次頁に続く。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

12

＜第85条 85-12-2＞

変更前		変更後		差異の理由
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 可搬式代替低圧注水ポンプと同数の電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) を起動し、動作可能であることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 可搬式代替低圧注水ポンプと同数の電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) を起動し、動作可能であることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。	
電気 保守課長	1年に1回	電気 保守課長	1年に1回	
電気 保守課長	3ヶ月に1回	電気 保守課長	3ヶ月に1回	
タービン 保守課長	1年に1回	タービン 保守課長	1年に1回	
タービン 保守課長	3ヶ月に1回	タービン 保守課長	3ヶ月に1回	
タービン 保守課長	3ヶ月に1回	タービン 保守課長	3ヶ月に1回	
原子燃料 課長	3ヶ月に1回	原子燃料 課長	3ヶ月に1回	

※6 : 「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態 (外観点検) の確認を行う。

※6 : 「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態 (外観点検) の確認を行う。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合 または 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋内に配備する設備が1系統未満となった場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A. 2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
使用済燃料ピット	A. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が2系統未満となった場合	A. 1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および A. 2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
使用済燃料ピット	B. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合	B. 1 原子燃料課長は、A. 3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※8} 。	速やかに

規定内容の適性化 (既認可プラントとの記載の整合)

次頁に続く。

高浜 3, 4号炉に係る主な変更内容 (第 8 5 条)

13

変更前	変更後	差異の理由
<p>変更前</p>	<p>変更後</p> <p>C. 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋内に配備する設備が1系統未満となった場合</p> <p>C.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。 および</p> <p>C.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>C.3 原子燃料課長は、代替措置^{※7}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 および</p> <p>C.4 原子燃料課長は、C.3 に基づく代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する^{※8}。</p> <p>※7：代替品の補充等。 ※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>差異の理由</p> <p>規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合）</p>
<p>※7：代替品の補充等。</p> <p>※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	

> 要求される措置に、使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち動作可能な屋外に配備する設備が1系統未満となった場合の措置として、代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する（移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない）旨を追加するもの。
 > なお、上記の条件に該当した場合には、代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する（移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない）ことを意思決定するとともに社内周知しており、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

14

No17 分類③

変更前		変更後		差異の理由
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
85-13-1	大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	85-13-1	大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	
(1) 運転上の制限				
原子炉格納容器、アニュラス部への放水	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統※1が動作可能であること	原子炉格納容器、アニュラス部への放水	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統※1が動作可能であること	
原子炉補助建屋（使用済燃料ピット内燃焼体等）への放水		原子炉補助建屋（使用済燃料ピット内燃焼体等）への放水		
航空機燃料火災への泡消火		航空機燃料火災への泡消火		
適用モード		設備		所要数
モード1、2、3、4、5、6		大容量ポンプ（放水砲用）		3台※2※3
		放水砲		3個※3
		泡混合器		1台※3
		燃料油貯油そう		※4
		タンクローリー		※4
※1：1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3個（予備機1個含む）および泡混合器1台。				
※2：2台接続で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。				
※3：3号炉および4号炉の合計所要数				
※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	
大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa 以上、容量が \square m ³ /h 以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	
	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
放水砲	所要数が使用可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長	
<p>※1：1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3個（予備機1個含む）および泡混合器1台。</p> <p>※2：2台接続で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の合計所要数</p> <p>※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>				
<p>表現の変更、運用の明確化等</p>				
<p>➤ 放水砲、泡混合器のサーバランス頻度を見直すもの。 放水砲：「1年に1回」→「3ヶ月に1回」 泡混合器：「1年に1回」→「3ヶ月に1回」 ➤ これらの機器はいずれもメーカーによる点検の推奨頻度を踏まえてサーバランス頻度が設定されており、これを遵守することで必要な機能を維持できることを確認しているが、基本方針（4.2 サーバランスの設定方針）に定める可搬設備のサーバランス頻度の考え方の整合を図る観点から、3ヶ月に1回の頻度に見直すもの。【別紙-4 参照】</p>				
放水砲	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	規定内容の適正化（保安規定基本方針に定める可搬設備のサーバランス頻度の考え方の整合を図る）
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3, 4号炉に係る主な変更内容 (第 8 5 条)

15

No11 分類③

変更前		変更後		差異の理由
		<p>および A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合)</p>
<p>※ 5 : 残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※ 6 : 代替品の補充等。</p>				
<p>➢ モード5, 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、要求される措置として、当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65°C以下であることを確認する旨を追加するもの。 ➢ なお、上記の条件に該当した場合には、当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65°C以下であることを確認することを意思決定するとともに社内周知しており、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。</p>				

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

16

No18 分類③

変更前		変更後		差異の理由
85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能であること	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 復水タンク	モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 復水タンク	所要数 1台 ※1
※1: 「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および3号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上、4号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	原子炉 保修課長 当直課長
※1: 「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。				
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モードA、1、2、3および4	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600m ³ 以上を満足していることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 30日	

高浜4号炉の燃料取替用水タンク補給用移送ポンプのサーベランスに対して確認する揚程を□m以上から□m以上に見直すもの。
なお、高浜4号炉の実際のサーベランスにおいては、保安規定値□m以上に對して□m以上であることを判定基準として定めており、当該ポンプに必要な性能を有していることを確認している。

本資料のうち、枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜 3, 4 号炉に係る主な変更内容 (第 8 5 条)

17

No19 分類③

変更前		変更後		差異の理由
		<p>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。</p>		<p>規定内容の適正化 (完了時間内に達成できない場合の措置の適正化)</p>
		<p>(3) 要求される措置 (続き)</p>		
モード5 および6	<p>A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャピタリ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能なことを確認する^{※3}。</p>	<p>条件</p> <p>A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャピタリ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能なことを確認する^{※3}。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

※2：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイスをいう。
※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。

➤ 当該条文の要求される措置において、完了時間内に達成できない場合の措置
に関する記載を適正化するもの。
➤ なお、現状の保安規定において、要求される措置を完了時間内に達成できない場合の措置は記載されていないため、この条件に該当した場合は、第88条 (運転上の制限を満足しない場合) 第5項を参照し、速やかにプラントを停止することとなるため、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。【別紙-6 参照】

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

18

No20 分類③

<第85条 85-15-3>

変更前		変更後		差異の理由
モード5、6および使用済燃料ピットに燃焼料を貯蔵している期間	<p>A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未済である場合</p> <p>B.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。</p> <p>B.3 電気係修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}。</p> <p>および</p> <p>B.3 電気係修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>72時間</p> <p>30日間</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p>	
(3) 要求される措置（続き）				
適用		要求される措置		完了時間
<p>※2：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※3：空冷式非常用発電装置をいう。</p> <p>※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>		<p>水位) の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}措置を開始する。</p>		<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

➤ 当該条文の要求される措置において、完了時間内に達成できない場合の措置に関する記載を適正化するもの。

➤ なお、現状の保安規定において、条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合は、第88条(運転上の制限を満足しない場合) 第5項を参照し、速やかにプラントを停止することとなるため、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。【別紙-6 参照】

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

No21~24 分類③

<第85条 85-16-1>

変更後						差異の理由
85-16-1 計装設備						
分類	主制御パラメータ	種別	種別	説明	種別	差異の理由
原子炉出力監視機能の種別	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	モード1 モード2, 3, 4, 5および6	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	種別維持 計装設備維持 変更時期 変更時期
原子炉出力監視機能の種別	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	モード1 モード2, 3, 4, 5および6	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	種別維持 計装設備維持 変更時期 変更時期
原子炉出力監視機能の種別	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	モード1 モード2, 3, 4, 5および6	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	種別維持 計装設備維持 変更時期 変更時期
原子炉出力監視機能の種別	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	モード1 モード2, 3, 4, 5および6	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	種別維持 計装設備維持 変更時期 変更時期
原子炉出力監視機能の種別	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	① 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	モード1 モード2, 3, 4, 5および6	1. 1次冷却炉出口温度監視 (広域)	種別維持 計装設備維持 変更時期 変更時期

➢ 主要パラメータおよび代替パラメータにおいて、多様性拡張設備は運転上の制限は適用しないこととしている。(表下の※4参照)

➢ 当該の変更箇所は、主要パラメータが多様性拡張設備であることから、「主要パラメータの他検出器 (他手ヤンネル) 」についても多様性拡張設備となるため、代替パラメータから当該の記載を削除するもの。

高浜 3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

23

変更前				変更後				差異の理由
分類	種別	条件	項目	種別	条件	項目	項目	
分機	主要パラメータ 【中間領域起動】**	代替パラメータ** ①中性源領域起動	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>規定内容の適正化（多様性拡張設備及び多様性拡張設備と併せて使用する重大事故等対処設備は、代替パラメータとして運転上の制限に設定しない）</p> <p>規定内容の適正化（主要パラメータが多様性拡張設備の場合は、運転上の制限を設定しない。A項制除に伴い、以降記号すれ）</p>	
	主要パラメータ 【中性源領域起動】**	代替パラメータ** ①中性源領域起動	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>1. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>2. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>3. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>4. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p> <p>5. 当機組は、1ヶ月以内に当機組の運転計画に適合するよう調整する。</p>	<p>規定内容の適正化（多様性拡張設備及び多様性拡張設備と併せて使用する重大事故等対処設備は、代替パラメータとして運転上の制限に設定しない）</p> <p>規定内容の適正化（主要パラメータが多様性拡張設備の場合は、運転上の制限を設定しない。A項制除に伴い、以降記号すれ）</p>

➤ 中性源領域中性子束については多様性拡張設備である中性源領域起動率と、また中間領域中性子束については多様性拡張設備である中間領域起動率とセットで用いていることとしている。

➤ 多様性拡張設備とセットで用いているSA設備は代替パラメータとして運転上の制限の対象としないという考え方に基つき、当該パラメータを適正化する。【別紙-7参照】

➤ 多様性拡張設備には運転上の制限を適用しないこととしているため、主要パラメータが多様性拡張設備（中間領域起動率、中性源領域起動率）である場合の所要チャンネル数を満足できない場合の措置に関する記載を適正化する。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

変更前				変更後				差異の理由
分類	種別	仕様	備考	分類	種別	仕様	備考	差異の理由
燃料	燃料	① 燃料供給圧力	① 燃料供給圧力	① 燃料供給圧力	① 燃料供給圧力	① 燃料供給圧力	① 燃料供給圧力	規定内容の適正化 (サーベランス実施内容について記載を追記)
		② 燃料供給圧力	② 燃料供給圧力	② 燃料供給圧力	② 燃料供給圧力	② 燃料供給圧力	② 燃料供給圧力	
冷却	冷却	① 冷却水温度	① 冷却水温度	① 冷却水温度	① 冷却水温度	① 冷却水温度	① 冷却水温度	規定内容の適正化 (サーベランス実施内容について記載を追記)
		② 冷却水温度	② 冷却水温度	② 冷却水温度	② 冷却水温度	② 冷却水温度	② 冷却水温度	
監視	監視	① 監視項目	① 監視項目	① 監視項目	① 監視項目	① 監視項目	① 監視項目	規定内容の適正化 (サーベランス実施内容について記載を追記)
		② 監視項目	② 監視項目	② 監視項目	② 監視項目	② 監視項目	② 監視項目	

最終ヒートシンクの確保における確認事項に、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の外観点検により動作可能であることを確認する旨を追記するもの。
 なお、原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力については、85-7-1に定める格納容器自然対流冷却にて、上記と同じ窒素ポンプが使用可能であることを確認することを規定しており、85-1-6の計装設備側にも同等の内容を規定するものであることから、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。【別紙-8参照】

※図1：代船の配管等(燃料格納容器出口管、出口管 (SA) および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力)に関する。
 ※図2：燃料格納容器出口管(燃料格納容器出口管、出口管 (SA) および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力)を除く。

※1: プラント稼動に伴う燃料圧、真空ポンピングおよび原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の監視は、動作不能にはあまひない。
 ※2: 代船(1)に適用する場合は適用範囲であり、代船(2)は適用しない。
 ※3: モード6において、代船(1)は適用しない。
 ※4: 代船(1)は燃料格納容器自然対流冷却による格納容器水位監視に適用しない。
 ※5: 燃料格納容器水位監視は、格納容器水位監視装置による監視を行うこととする。
 ※6: 燃料格納容器水位監視は、格納容器水位監視装置による監視を行うこととする。
 ※7: 燃料格納容器水位監視は、格納容器水位監視装置による監視を行うこととする。
 ※8: 原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力について適用する。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第94条)

27

No12 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界を管理すること。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の総重量が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合。4. 追加に伴い、以降番号繰り下げ）</p>
<p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の総重量が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の総重量が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合。4. 追加に伴い、以降番号繰り下げ）</p>

➤ 新燃料の運搬に係る遵守事項として新たに規定するもの。
 ➤ なお、本遵守事項については社内標準に反映済であることから、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第95条)

28

No12、13、14 分類③

変更後	差異の理由
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装着されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装着されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>
<p>(なし)</p>	<p>規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合）</p> <p>規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合）</p> <p>規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合）</p>

➤ 新燃料の貯蔵に係る遵守事項として新たに規定するもの。

➤ なお、本遵守事項については社内標準に反映済であることから、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第97条)

29

No14 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたって原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) $F^{N,XY}$ (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F^{N,\Delta H}$ (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F。</p> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたって原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること (3号炉および4号炉のみ)。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界を管理すること (3号炉および4号炉のみ)。 (5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること (3号炉および4号炉のみ)。</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたって原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) $F^{N,XY}$ (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F^{N,\Delta H}$ (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F。</p> <p>3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたって原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること (3号炉および4号炉のみ)。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界を管理すること (3号炉および4号炉のみ)。 (5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること (3号炉および4号炉のみ)。</p>	<p>規定内容の適性化 (既認可プラントとの記載の整理)</p> <p>5. 原子燃料課長は、第4項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>

取
号
い
および4号炉のみ)。
(6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、該配置を防止する措置を講じること。
5. 原子燃料課長は、第4項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

- 燃料の取替等に係る遵守事項として新たに規定するもの。
- なお、本遵守事項については社内標準に反映済であることから、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第98条)

30

No13、14 分類③

変更後	差異の理由
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表98-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の燃料配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表98-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講ずること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講ずること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限界高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(10) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講ずること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(9)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>

表98-1

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉
3号炉	3号炉、4号炉
4号炉	3号炉、4号炉

各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉
3号炉	3号炉、4号炉
4号炉	3号炉、4号炉

➢ 使用済燃料の貯蔵に係る遵守事項として新たに規定するもの。
 ➢ なお、本遵守事項については社内標準に反映済であることから、プラントの安全確保に支障が生じるものではない。

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第100条)

31

No26 分類③

変更前 放射性廃棄物管理	変更後 放射性廃棄物管理	差異の理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、⑥イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は⑥イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、⑥イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉炉修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふたについては、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉炉修課長は、次の事</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第100条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、⑦イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は⑦イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱い、⑦イに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合は、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>➤ 雑固体廃棄物の処理方法に関する参照先を適正化するもの。</p> <p>4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工事グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装保修課長および原子炉保修課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>➤ なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装保修課長および原子炉炉修課長は、次の事</p>	<p>規定内容の適正化 (参照 項番号の適正化)</p> <p>規定内容の適正化 (参照 項番号の適正化)</p> <p>規定内容の適正化 (参照 項番号の適正化)</p>

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第133条)

32

No27 分類③

変更前	変更後	差異の理由																																				
<p>第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表133-1第1項および第2項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合※2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	2. 定期検査の結果	検査の都度	間	3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する	<p>第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正※1に作成(表133-1第1項および第2項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正※1に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合※2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	2. 定期検査の結果	検査の都度	間	3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する	
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																				
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																				
2. 定期検査の結果	検査の都度	間																																				
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																				
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	間																																				
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する																																				
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間																																				
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																				
2. 定期検査の結果	検査の都度	間																																				
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																				
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	間																																				
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する																																				

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第133条)

33

変更前	変更後	差異の理由
<p>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正または検証に用いた基準の記録</p> <p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(21) 是正処置の結果の記録</p> <p>(22) 予防処置の結果の記録</p>	<p>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正または検証に用いた基準の記録</p> <p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録</p> <p>(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22) 是正処置の結果の記録</p> <p>(23) 予防処置の結果の記録</p>	<p>規定内容の適正化 (JEC4111改定に伴う記録項目追加。(20)項追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>

➤ 表133-3の記録の記載を適正化するもの。
 ➤ なお、保安規定第3条では品質保証計画を定めており、この中で検査および試験についてはJEC4111に基づき、以下の通り記録するとともに、社内標準においても同等の内容を規定している。【別紙-10参照】

8. 2. 4 検査および試験
- (1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-2の8. 2. 4項に係る社内標準を確立し、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7. 1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。(4. 2. 4参照)
- (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。
- (3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を、記録する。 (4. 2. 4参照)
- (4) 業務の計画(7. 1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。
8. 3 不適合管理
- 原子力部門は、表3-1の8. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
- (1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置される

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (添付1)

34

No28 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3 (高温停止) を確立する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ設定値に達した場合 原子炉を手動トリップした場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの警報発信を確認する。 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしや断器の開放表示灯の点灯 制御棒炉底位置表示灯の点灯 中性子束出力指示値の低下 手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。 <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3 (高温停止) となることを、1次冷却材温度により確認する。 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 加圧器水位が正常であることを確認する。 	<p>表-1 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3 (高温停止) を確立する。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ設定値に達した場合 原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップの警報発信を確認する。 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしや断器の開放表示灯の点灯 制御棒炉底位置表示灯の点灯 中性子束出力指示値の低下 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。 <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3 (高温停止) となることを、1次冷却材温度により確認する。 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 加圧器水位が正常であることを確認する。 	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p> <p>規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合)</p>
<p><u>タービン・発電機トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンがトリップし、引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。 <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3 (高温停止) となることを、1次冷却材温度により確認する。 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 加圧器水位が正常であることを確認する。 	<p>➤ 添付1の記載を適正化するもの。 ➤ なお、社内標準では今回の保安規定の変更案のとおり規定している。</p>	

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (添付3)

35

No29 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏れ出すおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。</p> <p>隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、作動する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>(1) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、注水流量が大きく、使用準備の早い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB弁てん／高圧注入ポンプ(自己冷却)を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備であるA格納容器スプレイポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS連絡ライン使用)等を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ(空調用冷水)を優先し、次にB弁てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC弁てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)を使用する。</p> <p>(3) 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器再循環サンプが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p>	<p>原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏れ出すおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。</p> <p>隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、作動する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位</p> <p>(1) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、注水流量が大きく、使用準備の早い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB弁てん／高圧注入ポンプ(自己冷却)を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備であるA格納容器スプレイポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS連絡ライン使用)等を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ(空調用冷水)を優先し、次にB弁てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC弁てん／高圧注入ポンプ(海水冷却)を使用する。</p> <p>(3) 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器再循環サンプが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p>	<p>規定内容の適正化(危機名称の適正化)</p>
<p>添付3の記載を適正化するもの。</p> <p>なお、社内標準では今回の保安規定の変更案のとおり規定している。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p>		

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (添付3)

36

No29 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水が高圧安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん/高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水が高圧安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</p>	<p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水が高圧安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</p>	<p>規定内容の適正化</p> <p>規定内容の適正化</p>
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水、充てん/高圧注入ポンプによる充てんラインを用いた炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>➢ 添付3の記載を適正化するもの。</p> <p>➢ なお、社内標準では今回の保安規定の変更案のとおり規定している。</p> <p>(2) 原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん/高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水が高圧安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な充てん/高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水、充てん/高圧注入ポンプによる充てんラインを用いた炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>規定内容の適正化</p>

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (添付3)

37

No29 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）および大容量ポンプによる高圧代替再循環運転 当直誤長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確認し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直誤長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確認し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）、C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）および大容量ポンプによる高圧代替再循環運転 当直誤長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確認し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直誤長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確認し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 当直誤長は、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として消防ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 使用済燃料ピットへの注水の優先順位は、あらかじめ消防ポンプの使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、消防ポンプの準備を整えば海水を使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として消防ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表-11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 使用済燃料ピットへの注水の優先順位は、あらかじめ消防ポンプの使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、消防ポンプの準備を整えば海水を使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>規定内容の適正化（主語の適正化）</p> <p>添付3の記載を適正化するもの。 なお、社内標準では今回の保安規定の変更案のとおり規定している。</p>

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (添付3)

39

No29 分類③

変更前	変更後	差異の理由
<p>よび緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合 具体的には以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が上昇傾向となった場合</p> <p>(b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部長は、原子炉格納容器からブルームが放出され、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、それぞれの空気流入量を調整する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が30mSv/h以上となった場合</p> <p>(b) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部長は1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に</p>	<p>化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合 具体的には以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が上昇傾向となった場合</p> <p>(b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部長は、原子炉格納容器からブルームが放出され、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が30mSv/h以上となった場合</p> <p>(b) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が0.5 mSv/h以上となった場合</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部長は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>➤ 添付3の記載を適正化するもの。 ➤ なお、社内標準では今回の保安規定の変更案のとおり規定している。</p>		

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (添付3)

40

No29 分類③

変更前				変更後				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7)				表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (2/7)					
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
4	日充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水※1 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による蒸気放出	運転員等 (中央制御室、現場)	4	85分	4	運転員等 (中央制御室、現場)	緊急安全対策要員	3	85分
		緊急安全対策要員	3						
5	蓄圧タンクによる炉心注水 主蒸気逃がし弁 (現場手動操作) による主蒸気逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	16分	2	運転員等 (中央制御室、現場)	No. 3にて整備する。	2	16分
		緊急安全対策要員	2						
6	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 大容量ポンプによる補機冷却水 (海水) 通水※1 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	緊急安全対策要員	21	7.5時間	3	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	3	26分
		運転員等 (中央制御室、現場)	3						
6	大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイ※1	運転員等 (中央制御室)	1	8時間	1	運転員等 (中央制御室)	緊急安全対策要員	20	8時間
		緊急安全対策要員	20						
6	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への燃料補給※1 大容量ポンプへの燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	2.3時間	2	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	2	2.3時間
		緊急安全対策要員	2						
6	消防ポンプへの燃料補給※1	緊急安全対策要員	12	49分	12	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	12	49分
		緊急安全対策要員	12						

添付3の記載を適正化するもの。
なお、社内標準では今回の保安規定の変更案のとおり規定している。

※1：有効性評価の重要事故シナケンスに係る対応手段

高浜3, 4号炉の主な変更内容
(②に分類されるもの)

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第18条の4)

42

No5 分類②

変更前	変更後	差異の理由
<p>(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫について、各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める(3号炉および4号炉)。</p>	<p>(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫について、各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 安全・防災室長、所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、放射線管理課長、電気保修課長および計装保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める(3号炉および4号炉)。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>
	<p>➤ 資機材等の設備所管の見直し及び対象となる資機材の範囲の適正化に伴い、行為者を適正化するもの。</p>	

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第47条)

43

No6 分類②

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 原子炉保修課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p>	<p>(1次冷却材漏えい率)</p> <p>第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 計装保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 原子炉保修課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p>	<p>規定内容の適正化 (凝縮液量の測定装置において検出に必要な蒸気が発生する期間を考慮し、その機能が要求される期間をモード1、2に見直したことによる変更) (以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更)。</p>
<p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>	<p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>	
<p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	<p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23 m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	<p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のいずれかが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>

➤ 凝縮液量測定装置の要求モードの見直し (現状ではモード1~4となっているが、蒸気が発生しないモード3, 4を削除)

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第47条)

44

変更前		変更後		差異の理由
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンドリからの漏えいでないことが確認されない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m ³ /h 以下であること (2) 原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンドリからの漏えいでないことが確認されない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧カバウンドリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m ³ /h 以下であること	原子炉格納容器内への漏えい率	(1) 原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンドリからの漏えいでないことが確認されない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m ³ /h 以下であること (2) 原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧カバウンドリからの漏えいでないことが確認されない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧カバウンドリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m ³ /h 以下であること	
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置 ^{※2} が動作可能であること	原子炉格納容器内漏えい監視装置	(1) モード1および2において、原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置 ^{※2} が動作可能であること (2) モード3および4において、原子炉格納容器サンブ水位計が動作可能であること	

※2：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンブ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合は除く。

➤ 凝縮液量測定装置の要求モードの見直し（現状ではモード1～4となっているが、蒸気が発生しないモード3, 4を削除）【別紙-1-1参照】

条件	要求される措置	完了時間
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧カバウンドリからの漏えいでないことを確認する。	4時間
B. 原子炉冷却材圧カバウンドリ以外からの漏えい率が 2.3 m ³ /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4時間
C. モード1および2において、	C.1 当直課長は、原子炉格納容器	30日

条件	要求される措置	完了時間
A. 未確認の漏えい率が 0.23 m ³ /h を超えた場合	A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉冷却材圧カバウンドリからの漏えいでないことを確認する。	4時間
B. 原子炉冷却材圧カバウンドリ以外からの漏えい率が 2.3 m ³ /h を超えた場合	B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4時間
C. 原子炉格納容器サンブ水位計	C.1 当直課長は、原子炉格納容器	30日

高浜3，4号炉に係る主な変更内容（第47条）

45

変更前		変更後		差異の理由
<p>および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>サンプル水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、代替手段※3による監視を行う。</p>	<p>原子炉格納容器サンプル水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>サンプル水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、代替手段※3による監視を行う。</p>	
<p>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合または 条件Cで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力から漏えいを示す有意な変化があった場合</p>	<p>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>D. モード3および4において、原子炉格納容器サンプル水位計が動作不能である場合</p>	<p>D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプル水位計を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段※3による監視を行う。</p>	<p>速やかに その後の1日に1回</p>
<p>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合または 条件Cで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力から漏えいを示す有意な変化があった場合</p>	<p>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合は 条件CまたはDで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力パワータンダリからの漏えいを示す有意な変化があった場合</p>	<p>E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>速やかに その後の1日に1回</p>

※3：代替手段による監視とは、1次冷却材のインペントリ収支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。

➤ 凝縮液量測定装置の要求モードの見直し（現状ではモード1～4となっているが、蒸気が発生しないモード3，4を削除）

高浜3, 4号炉に係る主な変更内容 (第85条)

46

No9 分類②

変更前		変更後		差異の理由
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
85-4-6 代替再循環	<p>(1) 運転上の制限</p> <p>運転上の制限</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作可能であること※1</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること※1</p> <p>代替再循環系</p> <p>適用モード</p> <p>設備</p> <p>所要数</p> <p>1台</p> <p>1基</p> <p>1台</p> <p>1基</p> <p>1基</p> <p>1基</p> <p>1台</p> <p>1台</p> <p>※2</p> <p>※3</p> <p>※4</p> <p>※4</p> <p>※4</p>	<p>85-4-6 代替再循環</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <p>運転上の制限</p> <p>(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作可能であること※1</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること※1</p> <p>代替再循環系</p> <p>適用モード</p> <p>設備</p> <p>所要数</p> <p>1台</p> <p>1基</p> <p>1台</p> <p>2基※2</p> <p>2基※2</p> <p>1台</p> <p>1台</p> <p>※3</p> <p>※4</p> <p>※5</p> <p>※5</p>	<p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。</p> <p>※2：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。</p> <p>※2：A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用1基。</p> <p>※3：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>

「格納容器再循環サンプ 1基→2基※2
格納容器再循環サンプスクリーン 1基→2基※2
※2 A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS) 連絡ライン使用) を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用1基」とし、運用を明確化するもの。

表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)
(※2追加に伴い、以降番号繰り下げ)